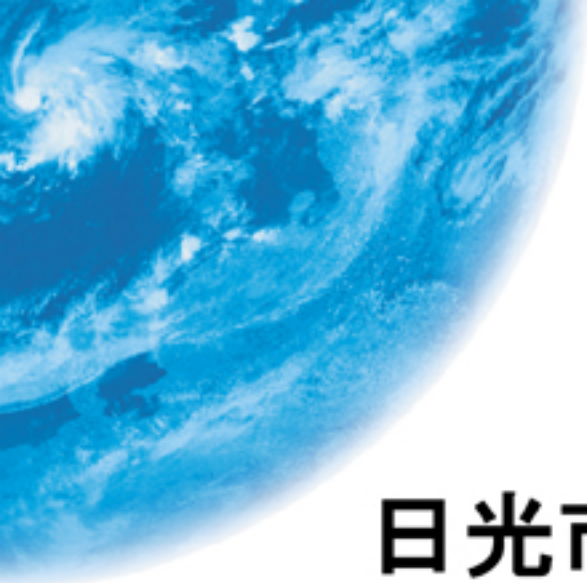




日光市環境基本計画

未来につなぐ 環境交流都市・日光



日光市



はじめに



日光市は合併により平成18年3月20日に新たなスタートを切りました。全国でも3番目に広い面積を持つ市になり、多様な自然、長い歴史、世界に誇る貴重な文化遺産・産業遺産、さらには良質な温泉など、豊富な環境資源を有し、年間約1,100万人の観光客が自然や文化遺産を求めて当市を訪れています。

日光市環境基本計画は、日光市総合計画が掲げる将来像「四季の彩りに 風薫る ひかりの郷」―自然と歴史と産業が響きあう ところ豊かな輝く未来へ―を環境の視点から捉えた環境のマスタープランです。

「未来につなぐ環境交流都市・日光」を目指すべき環境像として設定し、来訪者と市民の皆様が環境を保全しながら、恵まれた環境資源をとおして豊かなふれあいや交流を育み、子供達に引き継いでいくことを目的に策定いたしました。

まちづくりの主役は市民です。今後は、この計画の実現のため、市民の皆様が多様な分野で積極的に市政に参画できる「市民が主役のまちづくり」を進めると共に、市民及び事業者の皆様との協働による環境への負荷を低減する取り組みを積極的に進め、持続可能な社会の形成に取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、熱心にご審議いただきました日光市環境審議会の委員の皆様や、貴重な御意見をお寄せいただいた市民の皆様に心から感謝申し上げますとともに、本計画の実現に皆様のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年2月

日光市長 斎藤 文夫

基本編

I 計画の基本的事項	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の目的	3
3 環境の保全等に向けての各主体の役割	4
4 計画の位置づけと役割	6
5 計画が対象とする環境の範囲	7
6 計画の期間	8
7 計画の構成	9
II 計画の目標	10
1 日光らしさ	10
2 基本理念	12
3 目指すべき環境像	14
4 分野別環境目標と施策の方向	15
III 環境の保全等への取り組み	17
IV 環境配慮(行動)の推進	18
V 計画の推進	19
1 計画の推進体制	19
2 計画の進行管理	19

推進編

I 環境施策の体系	22
II 環境保全等への取り組みの展開	24
1 かけがえのない環境を守り育むまち	24
2 環境への負荷の少ない資源循環型社会のまち	34
3 快適で安心して暮らせるまち	42
4 地球環境に貢献する環境にやさしいまち	48
5 環境資源を活かし多彩な環境交流が育まれるまち	56

Ⅲ 重点的取り組みの推進(重点プロジェクト)	65
プロジェクト1 光の環プロジェクト	66
プロジェクト2 水の環プロジェクト	69
プロジェクト3 資源の環プロジェクト	72
プロジェクト4 環境にっこの輪プロジェクト	75
Ⅳ 計画の推進と進行管理に向けて	78
1 計画の推進と推進体制	78
2 計画の進行管理	80

配慮編

Ⅰ 主体別環境配慮(行動)指針	82
1 市民等（市民団体を含む）の環境配慮(行動)指針	83
2 事業者の環境配慮（行動）指針	88
3 滞在者の環境配慮（行動）指針	96

資料編

Ⅰ 計画策定の経過等	98
1 計画策定の経過	98
2 環境審議会	100
3 策定検討委員会	102
Ⅱ 参考資料	104
Ⅲ 用語の解説	119

参考：文中に※印のある用語は、資料編の「Ⅲ 用語の解説」または文中（各ページの下）に説明と解説を記載しています。なお、同じページ内の文中や枠内で繰り返し使用している用語については、最初または代表的な箇所の用語に※印を付けています。

●表紙及び文中の地球画像：国立情報学研究所「デジタル台風」より



基本編

計画の基本的事項

I 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の目的
- 3 環境の保全等に向けての各主体の役割
- 4 計画の位置づけと役割
- 5 計画が対象とする環境の範囲
- 6 計画の期間
- 7 計画の構成

II 計画の目標

- 1 日光らしさ
- 2 基本理念
- 3 目指すべき環境像
- 4 分野別環境目標と施策の方向

III 環境の保全等への取り組み

IV 環境配慮（行動）の推進

V 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

I 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

21 世紀は、「環境の時代」と呼ばれています。地球温暖化やオゾン層の破壊などに象徴される地球規模で進行する環境問題が人類の生存を脅かしています。

こうした地球環境問題は、私たちのこれまでの豊かさと利便性を追及する生活様式や産業経済活動に伴う環境負荷の増大によってもたらされています。また、私たちの日常生活においても、廃棄物の不法投棄、有害化学物質の問題などにより、生活環境に対する不安ばかりではなく、自然環境や生態系への影響も心配されています。

また一方では、人々ばかりでなく社会全体が、経済性・効率性よりも、環境への配慮を優先しようとする考え方が広がり、環境への負荷を減らすような生活様式や社会経済システムへの転換が進みつつあります。

私たち一人ひとりが、環境問題を真剣に受けとめ、生物多様性を確保しながら、恵み豊かな自然と共生する暮らしを築くとともに、資源・エネルギーの有効活用、廃棄物の減量化・再使用・再生利用などによる環境への負荷を低減する取り組みを積極的に進め、未来に向けて持続可能な社会を構築していくことが重要な課題となっています。

このような中で、連続する森林と源流域としての水環境、山岳や清流・湖沼・湿原などに代表される豊かな自然環境をはじめ、世界遺産^{*}や歴史文化遺産、数多くの温泉などに恵まれた日光市に相応しい環境づくりの目標を設定し、環境行政を総合的かつ計画的に推進していくために、日光市総合計画に位置づけた「日光市環境基本計画」を策定するものです。



2 計画の目的

日光市環境基本計画は、上位計画にあたる日光市総合計画の将来像「四季の彩りに 風薫る ひかりの郷」―自然と歴史と産業が響きあう ところ豊かな輝く未来へ―を環境の視点から捉えるものです。

地球温暖化防止対策など環境分野における総合的・長期的な取り組みの基本方針を示します。

継続的かつ効果的な施策を展開していくことで、環境面から持続的発展が可能な日光市づくりを目的に、環境のマスタープランとして策定します。

そして、市が実施する環境の保全と創造（以下、環境の保全等という。）に関する施策や取り組みだけではなく、市民・市民団体・事業者をはじめ、当市を観光等で訪れる多くの滞在者が、市域のみならず地球規模の環境問題まで関心を持って、環境に配慮し、環境保全行動や活動に取り組む指針となるものです。

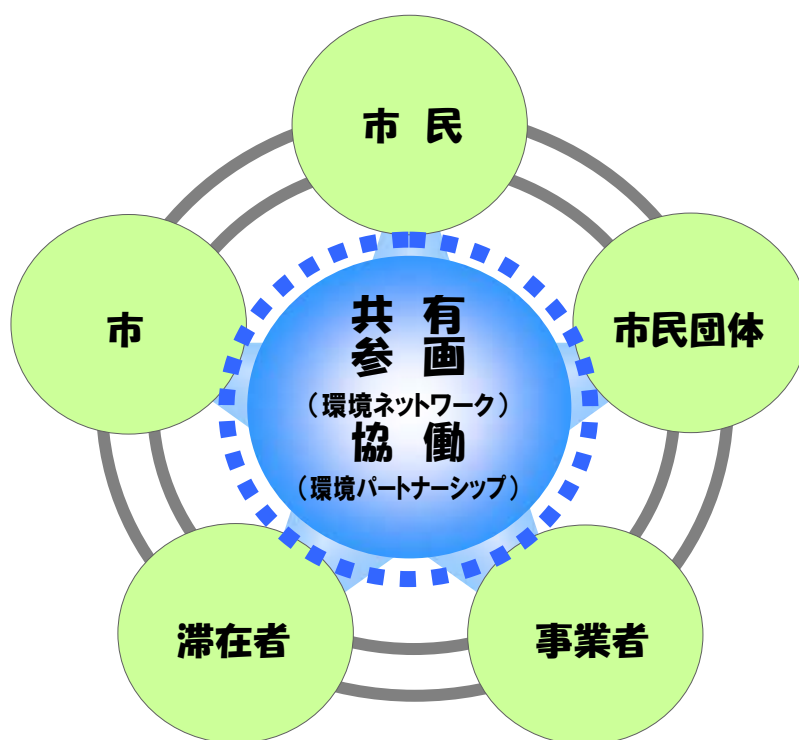
私たち全ての人々が自然と共生し、環境負荷の少ない循環型社会の形成に向け、協働により環境を守り育てていくための「道しるべ」として策定します。



3 環境の保全等に向けての各主体の役割

今日の地球温暖化問題をはじめとした様々な環境問題は、私たちのこれまでの生活様式や産業経済活動に起因しています。このため、本計画が目指す環境像や目標の実現には、市民・市民団体・事業者・滞在者・市の各主体が、環境保全等に対する自らの役割を理解し、相互に連携・協力しあいながら、環境の保全等に向けた取り組みを積極的に進めていくことが不可欠です。

当市では、平成 20 年 4 月 1 日に施行された「日光市まちづくり基本条例」に基づき、各主体が情報や課題を共有し、相互理解と公平な役割分担（環境パートナーシップ※）のもとに参画・協働することにより、本計画に掲げられた環境の保全等に関する様々な取り組みを進めていく必要があります。



市民の役割

市民は、資源、エネルギー等の使用及び廃棄物の排出など、自らの日常生活が環境に様々な影響を与えていることを理解し、環境が共有のものであるという認識をもち、自ら積極的に環境に配慮し、日常生活に伴い生じる環境への負荷を低減するよう努めます。

また、滞在者がより良い環境にふれられるよう努力するとともに、自然を通じた滞在者との交流を図ります。

市民団体・事業者・滞在者・市が実施する環境保全等に関する施策や取り組みに協力します。

市民団体の役割

市民団体は、自然環境保全、緑化、リサイクル、歴史ガイド、まちづくりなどの幅広い活動を自立的・組織的に活発に行うことにより、環境保全等の取り組みに関する基盤を形成するなどの大きな役割が期待されています。

自らの専門的な能力や知識等を活かし、市が実施する環境保全等に関する施策に積極的に参画・協力していきます。

自らが行う環境保全活動等を円滑に進めるため、市民・事業者・滞在者の参加機会の充実、組織体制の整備、適切な情報提供に努めます。

※市民団体：公益の増進に寄与することを目的とし、主として市民及び事業者により組織された自治組織、ボランティア団体等をいいます。

事業者の役割

事業者は、自らの事業活動が環境に大きな影響を与えていることを十分に認識し、自らの事業活動に伴う環境への負荷を低減するよう最大限の努力を払います。

市民・市民団体・滞在者・市が実施する環境保全等に関する施策や取り組みに積極的に参画・協力し、地域社会の一員として、その事業活動を通じ、環境への負荷の少ない循環型社会システムの構築に貢献します。

滞在者（観光・旅行者、研修・ふれあい体験者、滞在や通過する人々）の役割

滞在者は、日光市の優れた自然や歴史文化について理解し、ふれあい、その恵みをより多くの人々と享受できるよう、自らの行動に伴う環境負荷の低減に努めます。

市民・市民団体・事業者・市が実施する環境保全等に関する取り組みや活動に積極的に参加・協力します。

市の役割

市は、地域の良い環境づくりを進めるうえで中心的な役割を担います。市が自ら実施する施策を通じて、健全で良い環境の確保に努めていきます。

市民・市民団体・事業者に対して、環境情報の提供や環境に配慮した暮らしや活動の助言・支援を行います。

滞在者には、市民・市民団体・事業者と協力し、環境情報の提供などの情報発信を行うとともに、環境の恵みを享受できるような施策を講じます。

目指すべき環境像や目標の実現に向けた基本的かつ総合的な環境施策を策定し、実施するとともに、評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の位置づけと役割

日光市環境基本計画は、日光市総合計画が掲げる将来像「四季の彩りに 風薫る ひかりの郷」ー自然と歴史と産業が響きあう ころ豊かな輝く未来へーを環境の視点から捉え、その実現を図っていくために、環境の保全等に関する環境施策を総合的かつ計画的に推進するための環境のマスタープランです。

また、各主体の役割に基づいて、市民・市民団体・事業者・滞在者・市が協働により環境の保全等を進めていくための取り組みと各主体の環境配慮及び環境保全行動の方向を示した計画でもあります。

計画の役割と関連計画との位置づけ



5 計画が対象とする環境の範囲

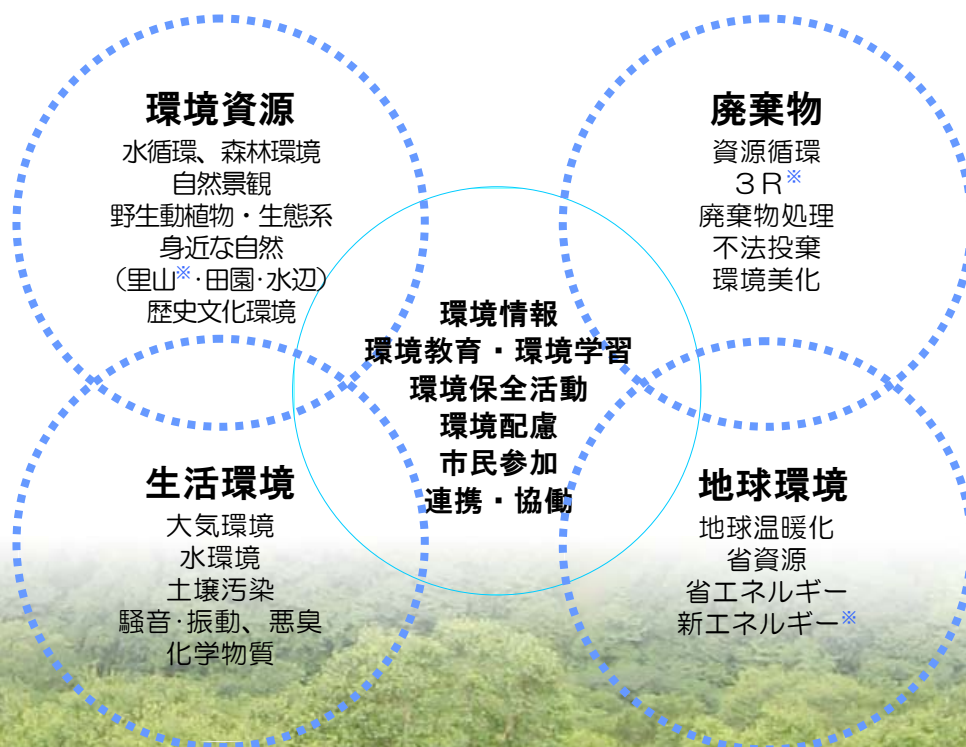
本計画が対象とする環境の範囲は、自然環境や公害等生活環境、廃棄物をはじめ、省資源・省エネルギーや地球環境など、各項目の相互関係や様々な循環システム、暮らしと環境の保全等に関する環境学習や環境保全活動、まちづくりなどへの取り組みや行動なども含みます。

項 目	環境の範囲
環境資源	自然環境資源 ・水循環（河川・湖沼、地下水・湧水、温泉等） ・森林環境 ・自然景観（山・湖・湿地・滝・溪谷） ・野生動植物、生態系 ・身近な自然（里山※・田園・水辺） 歴史文化資源 等
廃棄物	3R※（ごみの発生抑制・再使用・再生利用） 廃棄物処理、不法投棄 環境美化 等
生活環境	大気環境、水環境、騒音・振動、悪臭 土壌・地下水汚染、有害化学物質 等
地球環境	地球温暖化 省資源・省エネルギー 新エネルギー※ 等

(総合計画
重点テーマ)

**暮らし・環境
連携・交流
成長・発展**

環境情報
環境教育・
環境学習
環境保全活動
環境配慮(行動)
市民参加
連携・協働 等



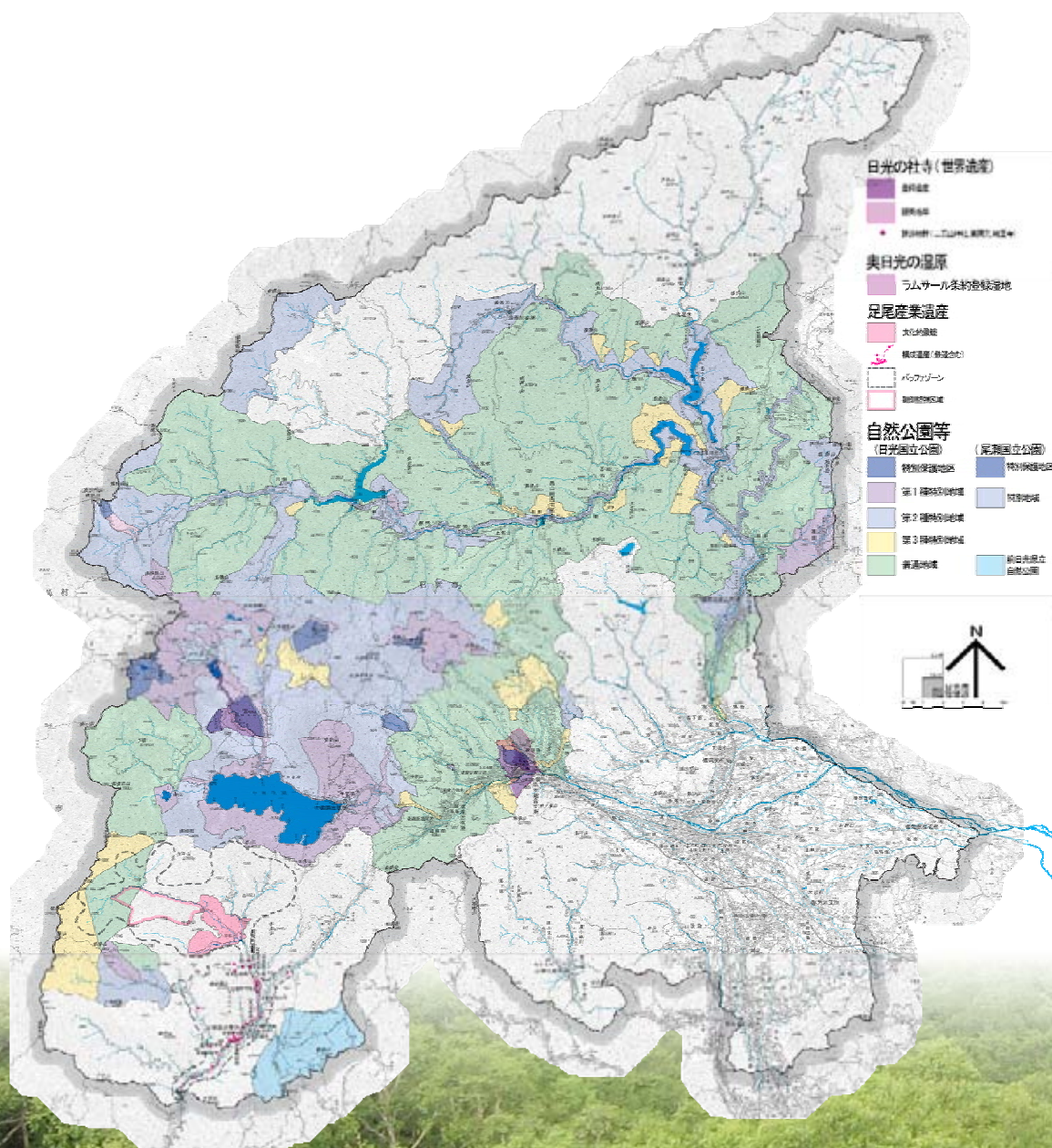
6 計画の期間

本計画は、平成 22 年度を初年度とし、平成 31 年度の 10 年間を計画期間とします。

また、総合計画の改定及び総合計画・基本計画の見直し等と相互に連携と調整を図り、環境保全等に関する施策や事業、環境指標をはじめ、市民等との協働の取り組みなどが効果的に進められるよう努めていきます。

毎年、事業等の進捗状況や環境指標の数値をチェックし、事業に反映していくほか、環境の年次報告書により、施策や取り組みの実施状況など公表していきます。

なお、社会情勢や環境の変化等に対応していくため、必要に応じて計画の見直しを行います。



7 計画の構成

本計画の全体構成は、次のとおりです。

(基本編)

I 計画の基本的事項	1 計画策定の趣旨 2 計画の目的 3 環境の保全等に向けての各主体の役割 (市民、市民団体、事業者、滞在者、市) 4 計画の位置づけと役割 5 計画が対象とする環境の範囲 6 計画の期間 7 計画の構成
II 計画の目標	1 日光らしさ 2 基本理念 3 目指すべき環境像 4 分野別環境目標と施策の方向
III 環境の保全等への取り組み	・かけがえのない環境を守り育むまち ・環境への負荷の少ない資源循環型社会のまち ・快適で安心して暮らせるまち ・地球環境に貢献する環境にやさしいまち ・環境資源を活かし多彩な環境交流が育まれるまち
IV 環境配慮(行動)の推進	環境配慮(行動)指針(市民・市民団体、事業者、滞在者)
V 計画の推進	1 計画の推進体制 2 計画の進行管理

(推進編: 環境の保全等への取り組みの推進)

I 環境施策の体系	
II 環境保全等への取り組みの展開	1 かけがえのない環境を守り育むまち 2 環境への負荷の少ない資源循環型社会のまち 3 快適で安心して暮らせるまち 4 地球環境に貢献する環境にやさしいまち 5 環境資源を活かし多彩な環境交流が育まれるまち
III 重点的取り組みの推進(重点プロジェクト)	光の環プロジェクト 水の環プロジェクト 資源の環プロジェクト 環境にっこうの輪プロジェクト
IV 計画の推進と進行管理に向けて	1 計画の推進と推進体制 2 計画の進行管理

(配慮編)

I 主体別環境配慮(行動)指針 自ら取り組む環境負荷の低減	1 市民等(市民団体を含む)の環境配慮(行動)指針 2 事業者の環境配慮(行動)指針 3 滞在者の環境配慮(行動)指針
---	---

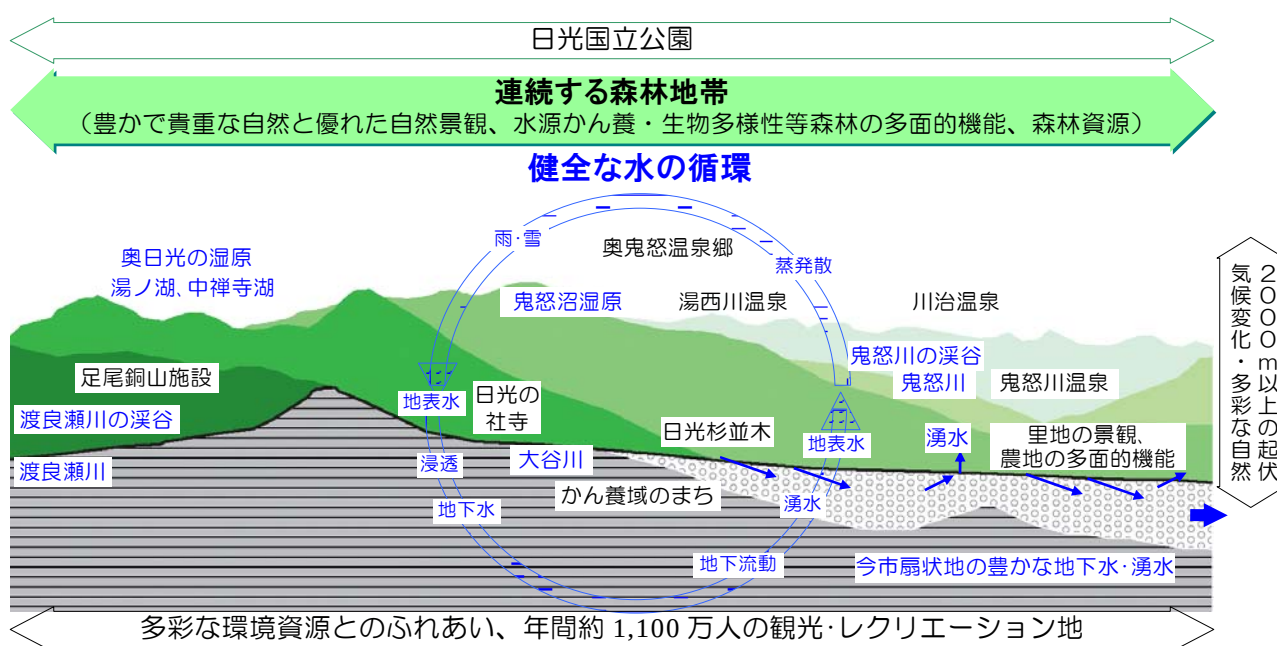
(資料編)

I 計画策定の経過等	II 参考資料	III 用語の解説
------------	---------	-----------

II 計画の目標

ここでは、日光市の環境特性を踏まえた「日光らしさ」を明らかにします。その上で、環境の保全と創造を図るための「基本理念」を示し、最終目標となる「目指すべき環境像」を設定します。そして、この最終目標を受けて、環境施策の指針となる「分野別環境目標と施策の方向」を明らかにします。

1 日光らしさ



連続する森林地帯と貴重で多彩な自然

連続する森林地帯が、当市の基本的な環境特性を形成しています。

全国で3番目の広さとなる総面積の約87%を占めているのは、森林です。その多くが、北部から南西部にかけての「連続する森林地帯」であり、南部には大谷川の土砂堆積により形成された今市扇状地（平地）があります。その標高差は約2,380mに達し、四季の変化に富んだ気候が形成され、寒帯・高山帯から温帯までの植物の垂直分布も見ることができます。これらの森林地帯の大半は日光国立公園となっています。

森林は、水源かん養、自然災害防止、生物多様性の確保、地球環境の保全、森林レクリエーションをとおした自然とのふれあいの場などの多面的機能を有し、人々が豊かに生活する上で大切なものとなっています。この豊かな生活を将来世代に確保していくために「連続する森林地帯」の生態系を良好に保全していく必要があります。

健全な水循環とおいしい水

地上に降る雨は、地中に浸透し地下水をかん養し、地下水は湧水として河川や湖沼に注いで地表水になり、蒸発散し霧や雨となり、地表の生物を育んでいます。こうした循環を繰り返しながら、最後は海へ流れ、大量の水蒸気となって、再び雨や雪として地表に降っています。これが自然の水循環です。

当市は、大谷川が合流する鬼怒川や渡良瀬川を代表に、黒川や田川などの中小河川が複数流れています。当市の連続する森林地帯を源とする幾筋もの沢水や溪流は、河川や地下水をつくり、暮らしや産業に豊かで「おいしい水」をもたらし、河川となり関東平野を潤しています。こうした地下水と地表水の循環の特徴を現わしているのが今市扇状地です。

今市扇状地には、河川の流量をはるかに上回る巨大な地下水が蓄えられ、水循環に重要な役割を果たしています。そのかん養源は、大谷川、水田かんがい水、降水で、特に水田かんがい水が重要な働きをしています。近年、水田面積の減少などによる地下水位の低下、湧水の湧出量の減少などが生じております。

「健全な水循環」は、私たちの暮らしや産業を支え、生態系を維持し、地盤の安定などにつながりますので、水循環を形成する森林や農地等の多面的機能の確保を図る必要があります。また、当市は源流域に位置する自治体として、下流域の良好な水循環や水環境を形成していく役割を有しているため、水環境の適切な保全と活用に努め、内外の人々の理解と連携により、健全な水循環の確保を図っていく必要があります。

多彩な環境資源と豊かなふれあい

当市は、ラムサール条約※登録湿地「奥日光の湿原」や高山植物の宝庫「鬼怒沼湿原」、日光国立公園としての優れた自然環境を有する一方で、里山※や湧水、田園風景など、身近な自然にもふれあうことができます。

また、世界遺産※「日光の社寺」や日本の近代化・産業化と公害対策の起点「足尾銅山」、国特別史跡・特別天然記念物「日光杉並木街道」など、世界に誇る歴史文化遺産に恵まれています。

さらには、我が国を代表する鬼怒川温泉をはじめ湯元、川治、湯西川、奥鬼怒、川俣などの温泉地に加え、面積 11.5 k m² の中禅寺湖をはじめとする湖沼、華厳滝などの名瀑を有しています。

各地域には、これらの資源を、守り・伝え・育むなどの活動をする市民や様々な団体があります。そして、観光やレクリエーション、教育・学習などで、年間約 1,100 万人の観光客が国内や海外から訪れています。

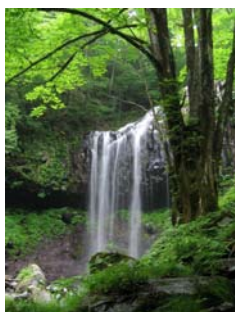
こうした多彩で豊かな環境資源を組み合わせ、活用することにより、多様な交流を開き、地域の活性化を図ることが期待できます。

2 基本理念

市民、市民団体、事業者及び滞在者が環境の保全と創造を進めるにあたっての行動や意思決定の際に、共通認識とすべき事項を基本理念として定めます。

本計画では、日光らしさを生かしたものとするため、次の基本理念を掲げ、環境の保全と創造を推進するにあたっては、基本理念が実現されるよう努めていくとともに、市は、各種施策を実施しようとするときは、環境を優先するよう努めていきます。

キーワード 1 明日に継承する



－ 連続する森林地帯と日光のおいしい水 －

日光らしさを象徴するものは、足尾・日光・今市・栗山・藤原の 5 地域にまたがる「連続する森林地帯」の地形と様々な動植物分布、豊かな森でかん養された日光のおいしい水です。

こうした恵み豊かな環境資源は、今を生きる市民が共有する財産であり、より良好な状態で子どもたちと将来世代にしっかりと引き継ぐために、森林の保護・保全・育成に努めます。

キーワード 2 循環の仕組みをつくる



－ 健全な水環境と資源の循環 －

健全な水循環は河川の流域に住む人々の暮らしや産業を支えています。当市は源流域に位置する自治体として、下流域との連携を図りながら、水環境の適切な保全と活用に努め、健全な水循環の確保に努めます。

また、良好な水環境がもたらす水の循環に見られるように、自然界の循環の営みに学びながら、新しいまちづくりを考える必要があります。自然の営みが生み出すエネルギーの利用はもとより、資源が循環する社会の実現に向けた仕組みづくりを目指します。

キーワード 3 地球環境に貢献する



－ もったいない心と足元からできること －

市民・市民団体・事業者・市が協力し、ライフスタイルや事業活動を見直し、環境負荷の少ないまちづくりを進め、低炭素社会※に向けて地球温暖化防止の行動を起します。また、滞在者にも環境負荷低減への取り組みについて協力を求めています。この行動は、もったいないという心を大切に、省資源・省エネルギーの推進にあたっても、今できることを足元から始めるものです。



また、森林は酸素をつくり、二酸化炭素を吸収します。当市の「連続する森林地帯」は、こうした機能に加え、おいしい空気、美しい大気環境の源にもなります。今後、とちぎの元気な森づくり県民税などを活用し、森林の保全に取り組んでいく必要があります。

キーワード 4

ふれあいと交流を広げる

— 多彩な環境資源と1,100万人の観光客 —



当市の環境資源は、自然ばかりでなく、歴史文化、景観、温泉など多彩であり、かつ豊富です。自然ひとつを取り上げても、身近にある里山※から源流域の原生林まで分布し、戦場ヶ原などの湿原、中禅寺湖などの湖沼、華厳滝などの名瀑、龍王峡などの渓谷を有し、四季折々の彩りを見せています。

国の内外から年間約1,100万人の観光客が当市を訪れています。滞在者が、こうした環境資源にふれあいながら、そこに暮らす人々との交流が深まるよう、環境資源を適正に保全・活用した日光らしさのある環境づくり、個性豊かで持続的発展が可能なまちづくりを進める必要があります。

キーワード 5

環境と経済をつなぐ

— 今市扇状地の地下水、良好な自然、豊富な温泉 —



環境にやさしい生活を送るために、新しいサービスが生まれることがあります。その結果、人々が豊かになり、それが逆に自然を守る活動につながることも期待できます。また、市民・滞在者が優れた自然・歴史文化をとおして交流することで、環境の保全について互いに理解を深めることができ、自主的な行動や再訪につながります。

産業活動や暮らしを支える今市扇状地の良質な地下水、良好な自然や豊富な温泉を活用したエコツーリズム※など、より良い環境のための経済とより良い経済のための環境の実現に努めます。

3 目指すべき環境像

目指すべき環境像は、当市がこれからどのような環境を目指して計画を進めていくのかを示す長期的な目標です。

本計画は、「日光市総合計画」における環境の視点からの計画に位置づけられるため、長期的な目標としては、総合計画が示す将来像を踏まえ、基本理念のもと、市民、市民団体、事業者、滞在者及び市の各主体が自らの役割を果たし、その実現を目指していく上で、簡潔で分かりやすい環境像を設定するものです。



日光市は、日光国立公園に代表される優れた自然環境・自然景観や多彩な温泉資源、貴重な歴史文化遺産など、世界的に誇れる環境資源に恵まれています。

また、首都圏に近接し、早くから参詣や観光・保養の地として、また、修学旅行や林間学校・校外学習の場などとして、国内外の人々に親しまれてきた我が国を代表する観光・レクリエーション地ともなっており、年間約 1,100 万人の観光客が訪れています。

今後、暮らしや社会経済活動、観光産業における環境負荷を減らし、循環型社会の構築を進め、持続的発展が可能なまちづくりを進めていくとともに、こうした恵まれた環境資源を適正に保全・活用し、健全で恵み豊かな環境と市民・滞在者との豊かなふれあいや交流が育まれる『環境交流都市』の実現を目指します。こうしたことにより、当市のかげがえのない自然環境や歴史文化などを将来世代に継承していくことを目指しています。

4 分野別環境目標と施策の方向

環境基本計画が目指す環境像「未来につなぐ 環境交流都市・日光」を実現するための環境保全等に関する柱として、分野別に 5 つの基本的な環境目標を定め、この環境目標のもとに、具体的な施策や取り組みを展開していきます。

環境目標1 かけがえのない環境を守り育むまち



私たちのまち日光市は、世界に誇れる自然環境や歴史文化遺産だけでなく、多様な水や森林、生態系等の環境資源や良好な景観に恵まれており、特に「連続する森林地帯」といった特徴があります。こうしたかけがえのない環境を守り育てるため、森林の保全や健全な水循環の確保を図りながら、自然と共生したまちづくりを進めていきます。

環境目標2 環境への負荷の少ない資源循環型社会のまち



私たちの暮らしや大量生産・大量消費・大量廃棄型社会がもたらす環境問題についての理解を深め、ごみの発生抑制と資源としての再使用・再生利用を推進し、環境への負荷の少ない資源循環型社会の形成に努めていきます。また、環境に配慮した廃棄物の適正処理や不法投棄防止を進め、清潔なまちづくりを進めていきます。

環境目標3 快適で安心して暮らせるまち



生活排水、騒音・振動、悪臭など、都市・生活型公害や産業公害を防ぎ、化学物質による人の健康や生態系への影響を未然に防止していくなど、すべての人々が、住み慣れた地域のなかで、健康で、安心して暮らせる快適なまちづくりを進めていきます。

あわせて、滞在者が快適に過ごせる良好な環境の確保を図っていきます。

環境目標4 地球環境に貢献する環境にやさしいまち



地球温暖化防止に向け、限られた資源・エネルギーの有効活用、日常生活や事業活動における省資源・省エネルギーの推進、太陽光発電や中小水力発電、森林等のバイオマス資源※活用など将来を見据えた新エネルギーの研究と活用などを進めます。そしてそれらによって温室効果ガス※の発生を抑制し、二酸化炭素の吸収源となる森林の保全や育成の取り組みを進めていきます。

また、市民をはじめとする各主体が、地球環境問題など広い視野にたって責任ある環境配慮（行動）をとり、地域から地球環境に貢献する環境にやさしいまちづくりを進めていきます。

環境目標5 環境資源を活かし多彩な環境交流が育まれるまち



優れた自然環境や歴史文化遺産、水資源をはじめ、身近な農山村の風景や暮らしの知恵、地域の特色を活かした観光や農林業、地場産業などの環境資源を活用し、エコツーリズム※やグリーンツーリズム※など、滞在者との多様な交流を育んでいくとともに、幅広い地域や人々と多彩な環境交流が育まれるまちづくりを進めていきます。

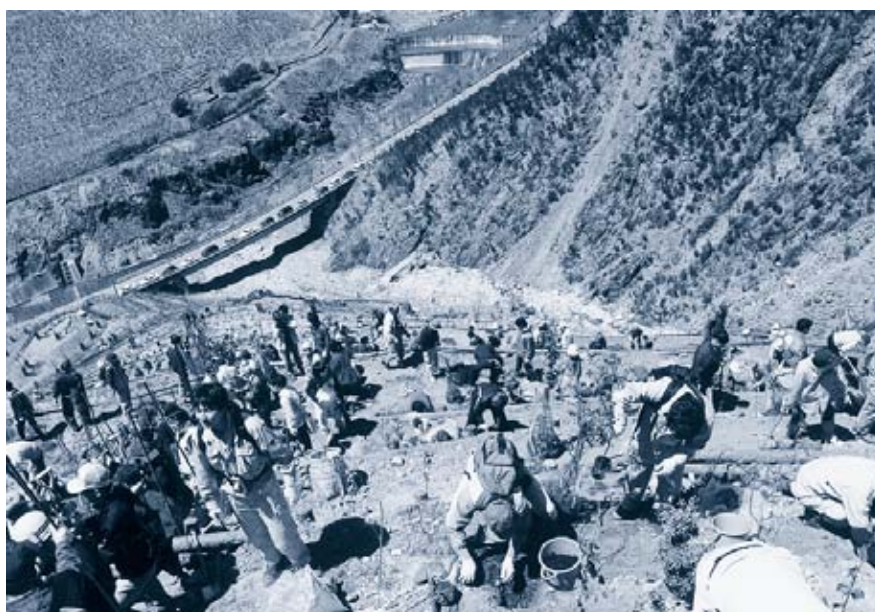
あわせて、市民・市民団体・事業者・滞在者・市が相互に連携・協力しあいながら、これらの環境資源や先人の知恵を活かし、学校や地域などの多様な場での環境学習や、自然や歴史文化との豊かなふれあいを進めていくことにより、地域の環境資源を再発見し、情報発信や情報交流など、新たな環境交流の展開に努めていきます。

Ⅲ 環境の保全等への取り組み

当市の環境特性や環境資源などを踏まえ、5つの分野別環境目標に基づいた環境の保全等に向けた取り組みを体系付けて明らかにします。

これまでの公害問題や廃棄物問題については、問題が明らかになった時点で環境に及ぼすマイナス要因を除去するという規制的な手法や事後対策に主眼がありました。今後、環境の保全等を進めるにあたり求められてくるのは、こうした規制的手法や対策だけでなく、市民の暮らしや産業活動に対して環境が有するプラス要因を発見し、磨き、伸ばしていくという創造的手法です。言い換えれば、プラス要因の保全とともに、総合的・計画的な創造や利用を通じて、環境の視点からのまちづくりを展開し、地域の活性化につなげることです。

そのため、分野別環境目標ごとに長期的な視点に立って、環境の保全等に関する具体的な取り組み（現在行っている事業、今後取り組んでいく事業）を総合的・計画的に推進していきます。



IV 環境配慮(行動)の推進

当市の恵み豊かな環境を将来世代に継承し、循環型社会を形成していくためには、地球温暖化の問題、都市・生活型の環境問題、廃棄物の問題などに適切に取り組むことができるような「環境配慮の視点」が不可欠となります。

そこで、市民・市民団体・事業者・滞在者ごとの環境への配慮すべき事項を明らかにし（環境配慮（行動）指針の策定）、市民のライフスタイル、事業所の活動ばかりでなく、まちづくりにも環境配慮（行動）を織り込み、環境負荷の低減を図ります。



V 計画の推進

1 計画の推進体制

計画を効率的に推進していくために、市民・市民団体・事業者・滞在者・市が、それぞれの役割分担と環境パートナーシップ※のもとに連携し、協働により環境の保全等に関する取り組みを総合的・計画的に推進していく体制や制度づくりを進めていきます。

- 本計画は、当市の他の計画との整合を図り策定及び推進するとともに、必要に応じて見直し、相互に密接な連携を図って施策や取り組みを進めていきます。
- 複雑化・多様化・広域化する環境問題に対して、県や近隣市町、国などとの連携を図り、効果的な施策を展開していきます。
- 県や関係機関などとの連携を図り、環境に関する調査・研究を進めていくほか、情報の収集と蓄積に努めていきます。また、収集・整備された環境情報を広報紙や市のホームページなどを用いて、市民等への情報提供を進めていきます。
- 本計画の施策やプロジェクトを安定的かつ継続的に進めていくため、財政的措置を図るとともに、市民・市民団体・事業者・市が一体となって必要な財源の確保に努めます。

2 計画の進行管理

P D C Aサイクルにより進行管理を行います。

毎年度、本計画に掲げる各種施策の実施状況及び環境指標の達成状況を把握・評価し、広報紙及び市のホームページにおいて公表します。



右側通行

推進編

環境の保全等への取り組みの推進

I 環境施策の体系

II 環境保全等への取り組みの展開

- 1 かけがえのない環境を守り育むまち
- 2 環境への負荷の少ない資源循環型社会のまち
- 3 快適で安心して暮らせるまち
- 4 地球環境に貢献する環境にやさしいまち
- 5 環境資源を活かし多彩な環境交流が育まれるまち

III 重点的取り組みの推進（重点プロジェクト）

- プロジェクト1 光の環プロジェクト
- プロジェクト2 水の環プロジェクト
- プロジェクト3 資源の環プロジェクト
- プロジェクト4 環境にっこの輪プロジェクト

IV 計画の推進と進行管理に向けて

- 1 計画の推進と推進体制
- 2 計画の進行管理

I 環境施策の体系

当市の環境特性や環境資源などを踏まえ、5つの分野別環境目標に基づいた環境の保全と創造（以下、環境の保全等という。）に向けた取り組みを体系付けて明らかにし、分野別環境目標ごとに長期的な視点に立って、環境の保全等に関する具体的な取り組みを総合的・計画的に推進していきます。



また、環境の保全等に関する施策のうち、市民・市民団体・事業者・滞在者（観光・旅行者、研修・ふれあい体験者、滞在や通過する人々）と市が、協働により、総合的・重点的に進めて行く必要がある取り組みを重点プロジェクトとして定め、本計画において積極的に推進していくものとします。

施策の主な内容

ラムサール条約※登録湿地「奥日光の湿原」や日光国立公園等の優れた自然環境・自然景観の保全に努めます。

鬼怒川や渡良瀬川の源流域や多様な水辺環境、湧水や水資源の保全と活用を進めます。

森林資源の有効利用と適正管理、植樹活動など、森林の環境保全機能の向上に努めます。

里山里地の保全と活用など、身近に自然とふれあえる環境づくりを進めます。

世界遺産※「日光の社寺」や「日光杉並木街道」、「足尾銅山」等歴史文化の保全と継承に努めます。

3R※の推進や新リサイクルセンターの整備など、ごみの減量化・リサイクルを進めます。

不法投棄対策、分別収集体制の整備など廃棄物の適正処理を進めます。

資源化施設やごみ処理施設、し尿処理施設の再編整備など、循環型廃棄物処理施設を整備します。

全市クリーン大作戦※などの環境美化活動の推進や環境マナーの啓発に努めていきます。

河川・湖沼・湧水等の水質保全や家庭・事業所での水質保全対策の普及と推進に努めていきます。

大気環境の保全、騒音・振動・悪臭対策の推進など、快適な環境づくりを進めます。

土壌・地下水汚染や有害化学物質対策を進め、地産地消※など食と農を結ぶ環境づくりに努めます。

大気や水質等の監視・観測体制の充実と整備、環境相談や公害防止指導体制の整備に努めます。

省資源・省エネ対策やコンパクトなまちづくり※の構築など、低炭素社会に向けた取り組みを進めます。

太陽光や中小水力、バイオマス※資源等を活用した再生可能エネルギー※利用を進めます。

省資源・省エネルギー等環境保全行動の普及や環境配慮（行動）など、環境にやさしい暮らしづくりを進めます。

省資源・省エネ等事業活動に伴う環境負荷の低減や環境に配慮した事業活動の普及を進めます。

豊かな森林や水、観光レクリエーション等の環境資源を活かした産業の形成や育成に努めます。

環境学習プログラムや環境学習機会の充実、『こどもエコクラブ※活動』等への支援を進めます。

環境保全活動団体等の活動支援、環境ネットワークの整備など幅広い環境交流を進めます。

市民の環境調査活動や滞在者のエコ活動の推進、環境情報の整備と発信など情報交流を進めます。

重点的取り組みの推進

重点プロジェクト

プロジェクト1

光の環プロジェクト

プロジェクト2

水の環プロジェクト

プロジェクト3

資源の環プロジェクト

プロジェクト4

環境にっころの輪プロジェクト

環境配慮の推進

日常生活や事業活動、観光等における環境への配慮の推進

Ⅱ 環境保全等への取り組みの展開

1 かけがえのない環境を守り育むまち

[現 状]

日光市は、鬼怒川や渡良瀬川の源流域に位置し、連続した森林と標高差約 2,300m の変化に富んだ地形や気候がもたらす四季折々の多彩で豊かな自然環境に恵まれたまちです。

面積の約半分が日光国立公園で、ラムサール条約※登録湿地「奥日光の湿原」や中禅寺湖、華厳滝、男体山などの優れた自然環境や自然景観と世界遺産※「日光の社寺」や国の特別史跡・特別天然記念物「日光杉並木街道」、「足尾銅山の産業遺産」などの貴重な歴史文化遺産、鬼怒川・川治・湯元・湯西川・川俣・奥鬼怒などの温泉資源をはじめとした多様な観光資源を持っています。

亜寒帯・亜高山帯や落葉広葉樹の自然林が広がる源流域からの数多くの沢は、溪流や溪谷をつくり、豊かな水資源となって鬼怒川や渡良瀬川に注ぎ、中下流域の里山※地域を潤しながら地下水や地表水として流下し、県内や首都圏の田園や都市環境を形成しています。奥日光や日光火山地を源とした大谷川は、「日光のおいしい水」として知られ、日光地域や今市地域の水道水源となっているほか、農業用水として今市扇状地の農地を潤しながら地下浸透し、豊かな地下水や多くの湧水を形成しています。また、これらの河川には、発電施設が早くから数多く立地するなど、豊かな水エネルギー資源としても活用されてきています。



[主な環境課題]

こうした豊かな自然環境に育まれてきた優れた景観、多様な生物、豊かな森林や水、世界に誇れる歴史文化遺産、個性豊かな里山の環境など、かけがえのない環境を守り育み、環境資源として適切に活用しながら、より良好な状態で将来世代に引き継いでいくことが、当市の持続的発展に向けた課題といえます。

- 奥日光などの貴重な自然環境の保護と継承
- 希少野生動植物や多様な生物と共存できる良好な自然環境の保全と育成
- 源流域の原生的な自然環境の保全と多彩な水辺環境の保全と活用
- 世界遺産※「日光の社寺」や国特別史跡・特別天然記念物「日光杉並木街道」、「足尾銅山の産業遺産」などかけがえのない歴史文化遺産の保護と継承
- 健全な水循環の確保とおいしい水や湧水などの豊かな水資源の保全と活用
- 日光の豊かな水環境に関する情報の発信と保全の普及
- 源流域に位置する自治体としての下流域の良好な水循環や水環境の保全
- 豊かな森林機能（水源かん養、自然災害防止、生物多様性の確保、景観保全、CO₂吸収など）の保全と増進
- 森林資源の適切な活用と一体となった維持管理（植林地や荒廃した森林等の除間伐や枝打ち、複層林施業など）の推進
- 里山※の森林や水辺などの身近で良好な自然環境の保全と再生、自然とのふれあい
- 森林の環境資源としての保全と有効活用、動植物外来種対策や農作物への鳥獣被害対策
- 市民・市民団体・事業者・滞在者・国・県・市の自然環境に対する認識や課題の共有化
- 先人たちの自然との共生の知恵など、自然と共生した暮らしの歴史文化の継承



1) 取り組みの方向

私たちのまち日光市は、世界に誇れる自然環境や歴史文化遺産だけでなく、多様な水や森林、生態系等の環境資源や良好な景観に恵まれており、特に「連続する森林地帯」といった特徴があります。

こうしたかけがえのない環境を守り育てるため、森林の保全や健全な水循環の確保を図りながら、自然と共生したまちづくりを進めていきます。

1 かけがえのない環境を守り育むまち

(1) 優れた自然環境・自然景観の保全

- 優れた自然環境の保全
- 優れた自然景観の保全
- 生物多様性の確保
- 自然観察等豊かな自然とのふれあいの確保

(2) 健全な水循環の保全（恵み豊かな水環境の保全）

- 源流域の保全
- 豊かな水資源の保全と活用
- 水環境への理解の普及

(3) 環境を支える森林の保全

- 森林の環境保全機能の向上
- 森林資源の有効利用の推進
- 植樹や植樹活動の推進

(4) 里山里地の保全と活用

- 身近な自然とのふれあいの整備
- 里山里地の保全と活用

(5) 自然との共生の知恵・歴史文化の保全と継承

- 歴史文化遺産の保護と継承
- 足尾銅山産業遺産の継承と活用
- 歴史文化環境の保全と活用

2) 環境施策の展開

(1) 優れた自然環境・自然景観の保全

ラムサール条約※登録湿地「奥日光の湿原」や日光国立公園に代表される希少で優れた自然環境や四季折々の多彩で優れた自然景観をはじめ、変化と多様性に富んだ気候や地形・地質、水環境と広大な森林が育む生物多様性や生態系などの優れた自然環境や自然景観の保全に努め、より良好な状態で将来世代に継承していきます。

また、優れた自然環境や自然景観の保全にあたっては、国・県・市が果たすべき役割について考え、発展的な連携・協働体制を築いていきます。さらに、国立公園内には数多くの景勝地があります。環境交流都市として、こうした環境資源を適切に保全し、観光資源として利活用を図って行きます。

施策	内容
優れた自然環境の保全	○ラムサール条約登録湿地「奥日光の湿原」の保全と啓発を進めます。 ○国や県との連携による日光国立公園、尾瀬国立公園などの優れた自然環境の保全と適切な活用を進めます。 ・ 国立公園の総合的な利用計画、環境保全・管理計画等の策定と推進の要請 ・ 国・県との役割分担と連携による自然環境の保全と活用の推進 ○パークアンドバスライドの実験の検討など自家用車の乗り入れ調整をはじめ、後背流域の環境管理など、優れた自然環境の保全に努めていきます。 ○鬼怒沼湿原や戦場ヶ原湿原、庚申山のコウシンソウ群落、女峰山・帝釈山頂の高山植物、日光白根山のダケカンバ林やコメツガ林など、湿原や高山植生、自然林などの特定植物群落の保全に努めていきます。 ○優れた自然環境が損なわれた場合は、国・県及び地元住民などと連携し、その保全や再生のための対策を講じていきます。
優れた自然景観の保全	○多彩で四季折々の優れた景観を形成する男体山等の山岳、湯ノ湖・中禅寺湖、鬼怒沼湿原、華厳滝等の湖沼・湿地・滝など、優れた自然景観の保全と適切な活用に努めていきます。 ○鬼怒沼湿原や戦場ヶ原湿原、高山植生などの特定植物群落や多様な自然林が形成する豊かな自然景観の保全に努めていきます。 ○自然景観への眺望の保全と確保に努めていきます。

※ラムサール条約：1971年にラムサール国際会議において採択された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。

施策	内容
生物多様性の確保	○レッドデータブック等による絶滅危惧種や希少種・貴重種※などの野生動植物の生息生育環境の保全に努めていきます。 ○貴重な固体群や湿原、高山植生などの特定植物群落をはじめ、原生林や自然性の高い森林、水辺環境の保全と再生に努め、多様な生物の生息生育環境の確保に努めていきます。 ○戦場ヶ原周辺のオオハンゴンソウ※、ハルザキヤマガラシなどの外来植物対策の推進による奥日光の湿原の保全など、地域固有の野生動植物種の保護・育成に努めていきます。 ○絶滅危惧種や希少種・貴重種へのシカの食害を防止するため、個体数調整を推進し、奥日光の自然の保護に努めていきます。
自然観察等豊かな自然とのふれあいの確保	○環境学習・環境保全活動等を支える人材の育成と自然観察会の実施や観察活動への支援など、自然とのふれあいを進める体制や自然とふれあえる機会づくりを進めていきます。 ○市民等による自然環境調査の支援など、自然環境情報の整備に努めていきます。 ○湯ノ湖や中禅寺湖での『水辺のたんけん隊』※の推進による奥日光地域の環境学習を推進していきます。



※希少種・貴重種：野生動植物の貴重種とは、一般的には、固有性、希少性、立地依存性、脆弱性や学術上の重要性などからみて貴重と考えられる生物種のこと。希少種とは、一般的には、数の少ない、希にしか見ることが出来ないような種をさします。

※オオハンゴンソウ：北アメリカ原産のキク科の帰化植物で、草丈は 2m を越え、種子とともに地下茎で繁殖する多年草。湿原周辺などに繁茂して在来種の生育に大きな影響を与える可能性があり、特定外来生物に指定されています。

※『水辺のたんけん隊』：県、日光市、国が平成 7 年に設立した「奥日光清流清湖保全協議会」が奥日光水域の水質保全に係る普及啓発事業の一環として行う、小学生を対象とした体験型の環境学習セミナーで、毎年、自然観察や水環境教室として、湯ノ湖の水質調査、プランクトン採取・観察、コカナダモの刈り取りの体験を行っています。

(2) 健全な水循環の保全（恵み豊かな水環境の保全）

健全な水循環は河川の流域に住む人々の暮らしや産業を支えています。当市には、鬼怒川と渡良瀬川の大きな 2 つの水系と男鹿川・湯西川・鬼怒川・大谷川・渡良瀬川の 5 つの源流域があり、おいしい水など豊かで優れた水資源を形成しています。

また、1 つの市の中に源流域から扇状地まであり、河川と地下水が交流し豊かな水資源を形成しています。今市扇状地では、大谷川やその用水より浸透した水が豊かな地下水をつくり、地下水が湧水として数多く湧出し、河川をかん養するなど、良好な水循環と豊かな水資源の地域となっています。

このため、源流域に位置する自治体として、下流域の人々が豊かな水の恩恵を享受できるように下流域との連携を図りながら、水環境の保全と健全な水循環の確保に努めていきます。また、健全な水循環を支える自然の機能の保全と育成など、流域の環境特性を活かした水環境や水資源の管理、豊かな水資源の保全と適切な利活用を進めていきます。

そして、日光の水環境に関する情報の発信と普及啓発を進め、内外の人々の理解と連携により、恵み豊かな水環境の保全と確保に努めていきます。

施策	内容
源流域の保全	○源流域の豊かな自然環境や森林の保全など、優れた自然環境や健全な水循環と一体となった源流域の保全と豊かでおいしい水の確保に努めていきます。 ○鬼怒沼湿原などの湿原、滝や溪谷、河川、湖沼などの多様な水辺環境や水辺の自然環境の保全に努めていきます。 ○源流域と下流域の交流を進め、連携による水環境や水資源の保全に努めていきます。 ○湯ノ湖や中禅寺湖など奥日光の水質保全の推進など、湖沼等の水質保全対策（コカナダモ※刈取り・切れ藻対策等）を進め、優れた自然環境地としての保全に努めていきます。 ○奥日光清流清湖保全協議会・湯ノ湖中禅寺湖をきれいにする会（湯ノ湖水質改善検討部会）の事業充実を図るとともに保全組織についても検討していきます。 ○雨水の保水、蒸発散、地下浸透、湧出、地表流出などの健全な水循環を支える地形・地質や森林の機能の保全と育成など、流域の環境特性を活かした水環境や水資源の管理と活用に努めていきます。
豊かな水資源の保全と活用	○日光のおいしい水をはじめ、豊かな地下水や湧水、豊かな温泉、市内各地の自然豊かな水辺環境など、水資源としての保全や水百選の選定（再発見）などによる適切な活用を進めていきます。 ○豊かな水環境が有するエネルギー資源の適切な活用を図っていきます。

※コカナダモ：関東以西の湖沼、河川などの浅い水中に群生する沈水性の多年草で、アメリカ北東部原産の帰化植物。藻類は生育時には栄養塩類を吸収し、水質浄化作用があると考えられるが、枯れると湖底に堆積し汚濁の原因となっています。

施策	内容
豊かな水資源の保全と活用	○農地の雨水保水機能の増進、水辺の自然浄化機能の向上に努めます。 ○鬼怒川や渡良瀬川の源流域に位置する自治体として、生活排水対策の推進など水環境の保全を進め、下流域の水環境や水資源の保全に貢献していきます。 ○豊かな水資源の保全と活用に向け、水源かん養など森林の環境保全機能の向上などを旨とした森林の整備と管理に努めていきます。
水環境への理解の普及	○『アクアスポット※』などによる日光のおいしい水の普及啓発、湧水地の保全などを進め、日光の水資源に対する理解を高めていきます。 ○今市扇状地の湧水の水質状況把握や、湧水地の自然環境を監視する『湧水ボランティア※』の支援・育成を進めていきます。 ○農地・水・環境保全向上対策事業を推進し、農業・農村が有する農地・水・環境等の良好な保全と質的向上を図っていきます。 ○河川愛護の推進、水辺等の清掃活動や環境美化を進めます。 ○『水辺のたんけん隊※』など、環境保全団体等が開催する河川生物の自然観察会等を支援し、水資源や水環境に係る環境学習を進めていきます。

※アクアスポット：日光商工会議所で作成した「日光水物語」で取り上げている市内に設置された水飲み場などの総称。

※湧水ボランティア：湧水地の保全に役立てることを目的に、湧水地の調査・観測を行うボランティア活動。

※『水辺のたんけん隊』：県、日光市、国が平成7年に設立した「奥日光清流清湖保全協議会」が奥日光水域の水質保全に係る普及啓発事業の一環として行う、小学生を対象とした体験型の環境学習セミナーで、毎年、自然観察や水環境教室として、湯ノ湖の水質調査、プランクトン採取・観察、コカナダモの刈り取りの体験を行っています。

(3) 環境を支える森林の保全

足尾・日光・今市・栗山・藤原の5地域にまたがる「連続する森林地帯」は、当市の地形と四季の変化に富んだ気候とにより、亜寒帯から温帯までの多様な植生からなり、豊かな森を形成し、多様な動植物の生息生育環境や日光のおいしい水をかん養する源流域などとして、多彩で豊かな自然環境や自然景観を形成しています。そして、森林地帯の大半は日光国立公園となっています。

森林は、水源かん養、自然災害防止、生物多様性の確保、CO₂吸収、森林レクリエーションをとおした自然とのふれあいの場などの多面的機能を有し、人々が豊かに生活する上で大切なものとなっています。この豊かな生活を将来世代に確保していくために「連続する森林地帯」の生態系を良好に保全していく必要があります。

そのため、森林資源の有効利用と適正管理、植樹活動などを進め、森林の環境保全機能の向上に努めていきます。

施策	内容
森林の環境保全機能の向上	○除間伐等による森林環境の整備や森林資源の適正管理を進め、森林が有する水源かん養や国土保全機能、景観保全やレクリエーション機能をはじめ、生物生息環境やCO₂吸収等環境保全機能の保全と向上に努めていきます。 ・国等関連機関との連携による森林環境の適切な管理 ・森林整備計画制度や保安林制度の適切な推進など、除間伐等による森林の育成や森林環境の向上 ○地域の森林機能の特性に応じた森づくりを進めていきます。 ○前日光県立自然公園などの優れた自然環境の保全と適切な活用を進めます。 ・前日光県立自然公園の総合的な利用計画、環境保全・管理計画等の策定と推進の要請 ・県との役割分担と連携による自然環境の保全と活用の推進
森林資源の有効利用の推進	○地元産材の活用を促進し、森林の有効利用と一体となった森林環境の保全と向上を図っていきます。 ○地域の自然環境に配慮し、木質バイオマス資源※、再生可能エネルギー※資源等としての森林の有効利用を進めていきます。
植樹や植樹活動の推進	○とちぎの元気な森づくり県民税交付金事業の活用による地域の特性に応じた豊かな森づくりを進めます。 ○足尾地域における植樹の推進や植樹活動の支援など、森林の再生に努めていきます。 ○森林ボランティア活動の支援など、森林機能の再生とふれあい豊かな森づくりを進めていきます。

※再生可能エネルギー：自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス資源（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指し、新エネルギーに含まれます。

(4) 里山里地の保全と活用

日光の豊かな自然環境や水環境、森林環境が、里山※や里地まで連続し、多様な自然環境の場を形成しています。市街地の周辺に残された里山の森林や水辺環境を保全し、身近に自然とふれあえる場として、里山の保全と活用に向けた市民の主体的な管理と活用が求められています。

里山里地の森林や農地の保全と有効活用を図っていくとともに、自然とのふれあい体験学習の場として、湧水地や河川・水路等の水環境の保全と自然の再生等を進め、身近に自然とふれあえる豊かな環境づくりを進めていきます。

施策	内容
身近な自然とのふれあいの整備	○里山※や湧水地・湿地、水辺等の多様な自然環境を保全し、身近で豊かな生物生息環境の保全や再生に努めていきます。 ○多自然型水路や生態系保全型水路の整備など、ビオトープ※の確保を図り、身近に自然とふれあえる環境の整備を進めます。 ○平成21年度に策定したクリーンセンター周辺オオタカの森保全基本計画に基づき、オオタカの生息地とその周辺の環境を保全し、引き続きモニタリング調査（オオタカの繁殖状況、動植物の調査）を実施するなど、長期的・広域的な視点に立ち人とオオタカが共存できる環境づくりを進めます。 ○親水空間の整備など、安全で身近に水とふれあえるまちづくりを進めていきます。 ○良好な里山里地の環境資源を活かし、環境学習やグリーンツーリズム※などを進め、地域の自然と幅広い人々との交流を深めていきます。 ○各地域の自然景観や歴史文化と調和した個性豊かなまちづくりや街並みの形成を進めていきます。
里山里地の保全と活用	○計画的な土地利用の推進による森林の保全、優良農地や多面的機能の高い農地・水路の保全と活用など、良好な里山景観や里地・田園景観の保全を進めます。 ○里山の適切な管理による森林の多面的機能や良好な自然環境の保全と育成に努めていきます。 ○森林資源、林産資源(山菜・きのこ等)の保全と育成など、有効活用を図っていきます。 ○遊休農地等の活用を図り、農地の荒廃化を防ぎ、農地の保全を進めていきます。 ○住宅地や市街地の適切な緑化を進め、身近な緑の創出と、身近な緑が有する環境保全や景観保全機能等を活かしたまちづくりに努めていきます。 ○生息生育環境の確保や地域特性に応じた野生鳥獣被害対策を検討し進めていきます。

※里山：一般的には、人里近くの二次林（雑木林）を中心とした周辺の田畑やため池などを含んだ地域のこと。

※ビオトープ：野生生物が生息する空間のこと。生態系として捉えることのできる最小の地理的単位を意味することもあります。生物を意味するバイオ（bio）と場所を意味するトープ（tope）を合成したドイツ語。

(5) 自然との共生の知恵・歴史文化の保全と継承

当市は、世界遺産※「日光の社寺」や国特別史跡・特別天然記念物「日光杉並木街道」、日本の近代化・産業化と公害対策の起点「足尾銅山」など、世界に誇る歴史文化遺産を有しています。

世界遺産「日光の社寺」、「日光杉並木街道」、「足尾銅山」など、それを支えてきた自然環境と一体となった歴史文化遺産の保護・保全と継承に努めていきます。

また、先人たちの自然との共生の知恵など、地域の文化や歴史に学び、自然と共生し、自然とふれあえる個性豊かな地域づくりを進めていきます。

施策	内容
歴史文化遺産の保護と継承	○世界遺産※「日光の社寺」、国特別史跡・特別天然記念物「日光杉並木街道」などの歴史文化遺産の保護・管理をはじめ、周辺環境の保全に努めます。 ○県及び市指定の史跡・名勝・天然記念物の保全と啓発を進めます。
足尾銅山産業遺産の継承と活用	○「足尾銅山」の世界遺産登録を進め、足尾銅山関連の産業遺産の保存と管理を図っていくとともに、公害対策と環境保全の環境学習の拠点としての活用を進めていきます。 ○足尾の産業遺産とまち・自然と人の営みを伝える「エコミュージアム※あしお」のまちづくりを進めていきます。また、エコミュージアムガイドの育成を進めます。 ○足尾環境学習センターでの環境学習活動や、松木地区緑化事業など足尾に緑を育てる会の緑化活動を支援していきます。
歴史文化環境の保全と活用	○文化財と周辺の環境保全に努め、自然環境と歴史的景観とが調和した街並みの形成を進めていきます。 ・屋敷林や社寺林、巨樹林・巨木、古道や街道などの保全 ・電線類の地中化など街並み景観の形成 ・山内地区の電線類地中化による歴史的景観の保全 ○地場産業や伝統工芸を支えてきた環境資源の保全、環境学習を進め、地場産業や伝統工芸の継承を図っていきます。 ○自然との共生の知恵を伝える歴史文化の保全と共生情報の整備など、地域の自然との共生の知恵の継承を進めます。 ○市民による自然資源・景観資源の調査などを進め、市民に親しまれている自然資源・景観資源等の発見と保全、活用を進めます。

※世界遺産：1972年の「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」に基づいて、世界遺産リストに登録された人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」をもつ建築物や遺跡、地形や生物、景観などをもつ地域などをいいます。

※エコミュージアム：エコロジー（生態学）とミュージアム（博物館）とをつなぎ合わせた造語。地域における自然・文化資源、生活の知恵・暮らしなどを総合的に地域の資源として捉え、住民の参加によって研究・保存・展示・活用などを図り、地域で受け継がれてきた環境資源を、将来に継承していくという考え方、またはその実践することをいいます。

2 環境への負荷の少ない資源循環型社会のまち

[現 状]

今日、私たちは、いつでも欲しい物が手に入るようになり、生活は大変便利になりました。しかし、一方において身の回りには物があふれ、まだ使える製品が捨てられるなど、物を大切にする習慣が薄れ、捨てることが私たちの日常生活において当たり前のようになっていきます。

これは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムに基づくものであり、その結果、ごみ排出量の増大やごみ質の多様化、ダイオキシン※類対策等の環境保全対策の高度化、最終処分場の確保難といった問題を深刻にさせており、ごみ問題は地域環境問題にとどまらず、地球温暖化や資源枯渇など地球環境問題へと拡大しています。

ごみ問題は、単に排出された物の処理にとどまらず、物の生産、流通、消費の流れの中で、ごみの発生の各段階にさかのぼり、事業者の経営姿勢や市民一人ひとりのライフスタイルに深く関係する問題として捉えていかなければなりません。21世紀を持続的に発展可能な社会とするため、ごみの減量、資源の循環的な利用（再使用、再生利用）や適正処分の確保などにより天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできるだけ低減した循環型社会への転換が求められています。

こうした資源循環型社会は、ごみの減量化のみならず、環境資源の再生利用等有効活用を通して環境負荷を低減し、自然との共生や環境資源の持続的活用、地球温暖化防止などの地球環境保全にも重要な役割を果たします。



※ダイオキシン：ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをまとめてダイオキシン類といいます。無色無臭の固体で水に溶けにくく、油などに溶けやすい。物の燃焼に伴い非意図的に生成し、発ガン性や催奇形性、生殖不全、免疫障害など、さまざまな障害の原因となります。

[主な環境課題]

資源循環型社会の創造を目指して、新クリーンセンターの稼働（平成 22 年 7 月）とあわせて、ごみの分別と収集、可燃ごみ処理施設やリサイクル施設等の再編整備を適切に進めていく必要があります。

また、市民・市民団体・事業者・滞在者・市が、互いに連携を強化し、一体となった 3R※の推進により、ごみの減量化（ごみゼロ社会の実現）に取り組むとともに、最終的に埋立処分されるごみを可能な限り減らし、資源ごみが有効に再使用・再生利用される社会づくりを進めていくことが重要となっています。

- ごみ排出量の約 80%を占める可燃ごみ減量のための生ごみの堆肥化、紙類や合成樹脂等のリサイクルの推進
- 循環型社会の構築に向け、ごみ分別方法や資源品目の統一と資源分別の徹底
- ごみの発生抑制・減量化をさらに進めるための市民・市民団体・事業者・滞在者・市の協働による取り組みの推進と体制づくり
- 観光に起因するごみの減量化、特に可燃ごみの減量化
- 事業系ごみの事業者自らによる適正処理の推進
- 新クリーンセンターの整備に伴う旧焼却施設の解体と施設跡地の有効活用
- 広大な市域に対応できる粗大・不燃ごみ処理施設の集約化と安定的な処理に向けた適切なストックヤード※等の確保
- ごみの発生と排出の抑制、リサイクルの推進によるごみの埋立処分の一層の削減
- ごみの減量化や資源化の手段のひとつとしてのごみ処理の負担化（ごみ有料化）の検討



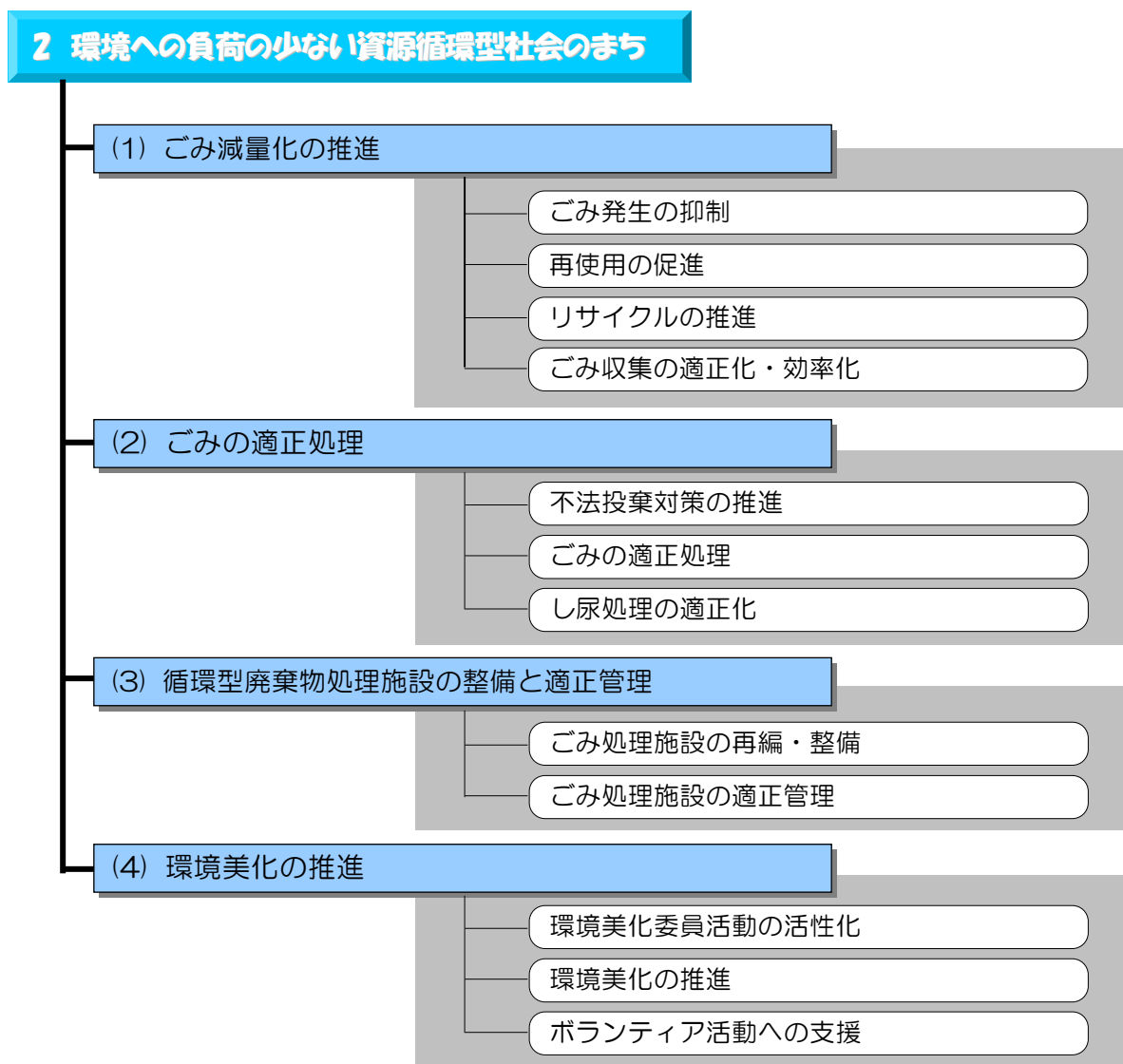
※ストックヤード：再利用や再生利用を目的としたごみの一時保管所のこと。

1) 取り組みの方向

私たちの暮らしや大量生産・大量消費・大量廃棄型社会がもたらす環境問題についての理解を深め、ごみの発生抑制と資源としての再使用・再生利用を推進し、環境への負荷の少ない資源循環型社会の形成に努めていきます。

今後、平成 20 年度に策定した日光市ごみ減量化等基本方針、平成 21 年度に策定した日光市ごみ減量化等実施指針に基づき、ごみの減量化・資源化を積極的に進めていきます。

また、環境に配慮した廃棄物の適正処理や不法投棄対策を進め、清潔なまちづくりを進めていきます。



2) 環境施策の展開

(1) ごみ減量化の推進

日光市ごみ減量化等基本方針及び日光市ごみ減量化等実施指針に基づき、ごみの減量化・資源化を積極的に進めていきます。

資源が限りあるものであることを理解し、市民・市民団体・事業者・滞在者・市が協働して3R※運動（① Reduce：リデュース＝ごみの発生抑制、② Reuse：リユース＝再使用、③ Recycle：リサイクル＝再生利用）を進め、ごみとして焼却や埋立処分される量を極力減らし、資源として循環する社会づくりを進めていきます。

そのため、環境学習や『環境にっこう』※（環境ホームページ・環境機関紙）等による「もったいない」という心の啓発を行います。マイバッグ※（買い物袋等）を持参し、レジ袋や包装紙を断る、使い捨て製品の購入・使用の自粛など、すぐにごみとなるものは買わない、もらわない、家庭に持ち込まないといったごみの発生を減らす（リデュース）取り組みを、まず優先的に進めていきます。

また、不要になった物をフリーマーケット※等で交換や融通しあい、修繕等により長く使用していくなど、再使用（リユース）のしくみづくりを次に進めていきます。そして、発生してしまったごみを資源として再生利用（リサイクル）する取り組みをさらに進めていきます。

資源としてのごみの再使用・再資源化に向けて、分別排出の徹底、市民団体や地域と連携した適切な資源物回収を推進していきます。

ごみステーション、ストックヤード※の適正配置やリサイクル施設整備、市民や滞在者などのごみ出しや資源回収の利便性が図れるしくみづくりを進めます。

施策	内容
ごみ発生 の抑制	○『環境にっこう』※等により、ごみの減量に向けた意識啓発を進めていきます。 ○可燃ごみの5割を超える生ごみの減量化を図るため、生ごみ水切り器の全世帯配布などにより、生ごみの水切り徹底を啓発します。 ○生ごみ処理機器設置費補助制度の推進により、家庭からの生ごみの発生を抑制していきます。 ○買い物袋持参等マイバッグ※運動の推進とともに、事業者・消費者団体・県・市の4者協定により、レジ袋の無料配布を中止する取り組みを進めます。 ○滞在者におけるごみの持ち帰り運動の推進。 ○滞在者へのごみ発生抑制と資源分別への協力の要請。 ○エコショップ※制度の導入を検討し、ごみ減量、再使用（リユース）や再生利用（リサイクル）を進め、資源循環型社会の構築を進めていきます。 ○事業活動に伴い発生するごみの減量化を普及・推進していきます。

※主な用語の説明を次ページに掲載しています。

施策	内容
再使用の促進	○「もったいない運動」の推進、家電製品や家具等の修理・修繕体制整備を促し、資源を大切に長く使用・再使用できるしくみづくりを促進していきます。 ○フリーマーケット※開催支援など、不要物（粗大不要物等）の再使用（リユース）を促進していきます。
リサイクルの推進	○ごみ分別の徹底によるごみの減量化とリサイクルを推進します。 ○特に古紙については、新聞、雑誌類、ダンボール、紙パックの4種類の分別徹底を啓発し、収集回数を増やします。 ○廃食用油の収集とBDF化（バイオディーゼル燃料※化）等の検討を進めます。 ○剪定枝葉等の堆肥化などリサイクルを進めます。 ○育成会やPTAなどの回収団体が行う資源回収を啓発・支援し、その活動を活性化させるとともに、新規活動団体の育成に努めます。 ○リサイクル施設、ストックヤード※の整備を進めます。 ○可燃ごみを処理する新クリーンセンターでは、その焼却熱を発電エネルギーとして回収し、サーマルリサイクル※を推進します。
ごみ収集の適正化・効率化	○ごみステーションの適正配置やごみ収集体制の充実と効率化を進めていきます。 ○事業系ごみについては、適正処理とごみの減量に取り組むよう働きかけていきます。 ○ごみ出しルールの徹底、ごみステーションの適正管理を進めていきます。 ○平成22年度から3年間程度、ごみ排出量の推移、ごみ減量・資源化施策の効果などを検証し、家庭ごみの有料化の導入を検討します。

※「環境にっこう」：市の環境に関する情報を発信・提供するしくみのこと。日光市のホームページと環境機関紙の2つがあります。

※マイバッグ：エコバッグともいう。買い物に際し、商品を入れる買い物袋を持参し、レジ袋等を使わないようにする取り組み。

※フリーマーケット：市民・市民団体による家庭の不要品の交換や販売による資源の再使用を目的に、公共の場所で開催される市。

※ストックヤード：再利用や再生利用を目的としたごみの一時保管所のこと。

※エコショップ：自治体等のエコショップ制度に基づいて、ごみ減量化・リサイクルに積極的に取り組むことを自ら宣言し、登録した小売店等。

※バイオディーゼル燃料：植物性の油から精製される燃料のこと。軽油と同様にディーゼルエンジンに使用することができます。

※サーマルリサイクル：廃棄物を単に焼却処理せず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること。

(2) ごみの適正処理

不法投棄の現状把握を進め、不法投棄防止に対する意識啓発や巡回・監視パトロール体制を充実するなど、不法投棄対策を進めていきます。

また、不法投棄地での廃棄物の回収と原状回復を進めていくほか、道路沿いの山林や水辺、荒廃地などの環境美化やクリーンアップを進め、不法投棄しにくい美しい環境づくりを進めていきます。

ごみの処理については、可燃ごみを新クリーンセンター（可燃ごみ処理施設）で、不燃・資源・粗大ごみの処理を新リサイクルセンター（今市クリーンセンター）において行い、処理施設の集約と適正処理を実施するとともに、資源化を促進します。また、し尿処理施設である環境センターにおいても、適正処理と資源化を目指します。

施策	内容
不法投棄対策の推進	○不法投棄防止活動の強化をはじめ、全市クリーン大作戦等環境美化運動を進め、不法投棄しにくい環境づくりを進めていきます。 ・ 廃棄物監視員による監視活動の強化 ・ 不法投棄重点監視区域の指定及び指定区域の重点監視の実施 ・ 県、関係機関、環境美化委員との連携による監視活動の実施 ○不法投棄物による環境汚染や自然生態系への影響防止など、不法投棄地の原状回復を進めていきます。
ごみの適正処理	○新リサイクルセンター（今市クリーンセンター）では、ストックヤード※やリサイクル施設の整備などを進めながら、資源・不燃・粗大ごみの処理を行います。 ○新クリーンセンターでは、可燃ごみの処理を行います。ごみ焼却から焼却灰の溶融化までを一体で行い、生成される溶融スラグ※のリサイクルにより最終処分量を減量化します。 ○ごみの最終処分は、今市最終処分場への埋立て、民間施設を活用した埋立てにより行います。今市最終処分場は適正に管理するとともに、その延命化に努めます。 ○他市町村との連携によるごみ処理広域化を研究していきます。
し尿処理の適正化	○環境センターにおけるし尿処理の適正処理を実施し、資源化を進めていきます。

※スラグ（溶融スラグ）：廃棄物や下水汚泥の焼却灰等を1,300℃以上の高温で溶融したものを冷却し、固化させたもの。建設・土木資材として活用が進められています。

(3) 循環型廃棄物処理施設の整備と適正管理

平成22年7月に稼動する新クリーンセンターを踏まえ、可燃ごみは新クリーンセンターで、不燃・資源・粗大ごみは新リサイクルセンター（今市クリーンセンター）で処理するとともに、循環型施設の整備に努めていきます。

また、広大な市域を見据え、中間ストックヤード※などを整備するとともに、廃棄物処理施設解体・整備計画に基づき、旧焼却施設の解体・整備を計画的に進めます。

施策	内容
ごみ処理施設の再編・整備	○可燃ごみを処理する新クリーンセンターでは、ごみの焼却から焼却灰の溶融までを一体で行い、リサイクル可能な溶融スラグ※を生成し、ごみ減量化を図るとともに、サーマルリサイクル※（焼却熱を発電エネルギーとして回収）を進めます。 ○不燃・資源・粗大ごみを処理する新リサイクルセンター（今市クリーンセンター）については、焼却施設を適正に解体するとともに、粗大ごみ処理施設の改修、ストックヤード※の整備などによりリサイクル機能の向上に努めます。 ○廃棄物処理施設解体・整備計画に基づき、9つの旧焼却施設の解体・整備を計画的に進めます。解体・整備にあたっては、老朽化が最も進み緊急度が高い旧平ヶ崎焼却場から解体・整備に着手し、優先順位を決めて全施設の解体・整備を行います。 ○また、広大な市域の中での遠隔地に配慮し、中宮祠・足尾・日向などに中間ストックヤード・中継基地を整備するとともに、大規模災害に備えるための災害時ストックヤードの整備に努めます。 ○環境センターはし尿処理施設として、平成5年度に稼動して以来、長期間が経過し、施設の劣化が進んでいます。今後、大規模修繕により、施設の延命化を図ります。
ごみ処理施設の適正管理	○新クリーンセンターについては、用役管理や運転管理などを業務委託し、複数年の契約期間となる包括的業務委託を導入し、民間部門の創意工夫を活かしたコスト削減、業務効率化とともに、リスク分担の低減などに努めます。

※ストックヤード：再利用や再生利用を目的としたごみの一時保管所のこと。

※スラグ（溶融スラグ）：廃棄物や下水汚泥の焼却灰等を1,300℃以上の高温で溶融したものを冷却し、固化させたもの。建設・土木資材として活用が進められています。

※サーマルリサイクル：廃棄物を単に焼却処理せず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること。

(4) 環境美化の推進

環境交流都市として、滞在者を温かく迎え、安らぎと潤いをもって滞在できるようにしていくため、ごみが散乱しない清潔で快適な環境づくりを積極的に進め、豊かな環境交流が図れるようにしていきます。

そのため、全市クリーン大作戦を進め、きれいで美しい自然景観や街並みを確保していくとともに、市民・市民団体・事業者の自主的な環境美化活動（クリーンパートナー※）への支援と制度の普及に努め、ポイ捨てや不法投棄しにくい美しい環境づくりを進めていきます。また、ごみの持ち帰りをはじめ、ごみ出しルールの遵守、歩きたばこやごみをポイ捨てしないなどの環境マナーの普及啓発を進め、滞在者が快適に感じる環境づくりを図っていきます。

また、ごみ問題のリーダーとなる環境美化委員は、各地域の実情に応じて活動内容に差異がありました。今後、その活動内容を統一・具体化するとともに、地域特性にも配慮しながら、環境美化委員の活動を活性化していきます。

施策	内容
環境美化委員活動の活性化	○環境美化委員の基本的な役割は、ごみステーションの定期巡回や管理状況の確認、全市クリーン大作戦の推進、自治会内でのごみ減量化・資源化施策の普及啓発などとしします。また、地域の特性を踏まえた環境美化活動の推進にも努めます。 ○環境美化委員の活動を活性化させるために、環境美化委員の役割を広く市民に周知させるとともに市との情報の共有化を図り、委員の適性配置なども検討します。 ○環境美化委員により組織される環境美化委員会の活動支援を行います。
環境美化の推進	○全市クリーン大作戦※の実施を全地域に拡大するなど、市民との協働による環境美化活動を推進し、ごみが散乱しない快適な生活環境の確保を図っていきます。 ○沿道や建物周辺など身近な生活空間における地域特性に応じた緑化や花いっぱい活動など、まちの環境美化を進めていきます。 ○環境美化コンクールの実施など、環境美化意識や地域における環境保全活動への参加意識を醸成していきます。 ○環境美化作業への参加、ごみやタバコのポイ捨て防止など、環境マナーの啓発に努めていきます。 ○「日光市環境美化に関する条例」による「日光の社寺エリア」と「奥日光の湿原と周辺エリア」での歩きたばこ禁止の徹底による、大自然と歴史文化遺産の保護、環境美化を進めていきます。 ○「日光市空き缶等の散乱防止に関する条例」に基づく、ごみのポイ捨て禁止の普及啓発に努めていきます。 ・ごみの持ち帰りの推進、ペットの糞の処理など、環境マナーの普及啓発 ○ＪＲ今市駅など、駅周辺での放置自転車防止対策を進めていきます。
ボランティア活動への支援	○団体・地域等ボランティアによる地域環境美化作業を支援し、環境美化に関する意識の向上を図っていきます。 ○道路や河川愛護団体の育成と団体による環境美化活動への支援を進めていきます。 ○クリーンパートナー制度※の普及とクリーンパートナー活動への支援と協力体制づくりを進めていきます。

3 快適で安心して暮らせるまち

[現 状]

安全な空気・水・土は、私たちが健康に生活していく上での基本的な権利のひとつです。そのため、空気・水・土の環境汚染を未然に防止し、安心できる生活環境の保全と確保を図っていく必要があります。

当市は、豊かな自然環境に恵まれ、さわやかな空気ときれいな星空、清らかな水や清流、豊かな森や作物を生み出す土など、全般的に良好な環境が形成され、市民のみならず、滞在者にも快適で安心できる環境をもたらしています。

鬼怒川や渡良瀬川などの河川の源流域に位置する自治体として、水環境の保全に積極的に努めていく必要があります。また、環境交流都市として、きれいで美しい水環境や大気環境、安全で安心できる食環境などの保全に努め、滞在者に提供していく義務があります。

また、今日の私たちの暮らしは、多くの種類の化学物質が様々な用途に使われることによって成り立っており、使用量や使用方法によっては、私たちの暮らしや生態系に様々な影響をもたらす有害な化学物質も含まれています。

近年、輸入食料品の農薬汚染、アスベスト（石綿）による健康被害、シックハウスなどが大きな社会問題となりました。特に「食の安全」に対する市民意識の高まりなど、生産者の顔が見え、快適で安心して暮らせる社会づくりが求められています。

[主な環境課題]

当市の良好で快適な環境を保全していくとともに、有害化学物質による環境汚染を未然に防止し、誰もが、快適で安心して暮らせる生活環境をより良好な状態で将来世代に継承していくことが課題です。

- 全体的に良好な水質が保たれている水環境の向上
- 湖沼等閉鎖性水域での富栄養化の防止
- 良好な大気環境やきれいな星空の保全と継承
- 光化学オキシダント※（光化学スモッグ）の改善に向けた取り組みの推進
- 有害化学物質や重金属による環境汚染の未然防止
- 酸性雨による自然環境や建築物等への影響の観測と防止対策の推進
- 国・県や市民等と連携した観測・監視体制の充実

※光化学オキシダント：自動車や工場などから排出された窒素酸化物（NOx）や、ガソリンやシンナーなどに含まれる炭化水素（HC）などが、太陽の強い紫外線を受けて光化学反応により、光化学オキシダント（Ox）という新たな物質に変化します。

1) 取り組みの方向

生活排水、騒音・振動、悪臭など、都市・生活型公害や産業公害を防ぎ、化学物質による人の健康や生態系への影響を未然に防止していくなど、すべての人々が、住み慣れた地域のなかで、健康で、安心して暮らせる快適なまちづくりを進めていきます。

あわせて、滞在者が快適に過ごせる良好な環境の確保を図っていきます。

3 快適で安心して暮らせるまち

(1) 良好な水環境の保全

生活排水対策の推進

事業所排水対策の推進

水質調査等の推進

(2) 良好な生活環境の保全

良好な大気環境の保全

騒音・振動・悪臭対策の推進

快適な生活環境の創出

(3) 安全・安心な暮らしの確保

食と農を結ぶ環境づくりの推進

有害化学物質からの安全確保

土壌汚染・地下水汚染の未然防止

(4) 監視・観測体制の充実、指導体制の確立

監視・観測体制の充実

公害防止の事前指導等

観測結果の公表



2) 環境施策の展開

(1) 良好な水環境の保全

当市は、源流域に位置する自治体として、下流域との連携を図りながら、水環境の適切な保全と活用に努め、健全な水循環の確保により流域に住む人々の暮らしや産業を支えていく使命を有しています。

そのため、家庭や事業所からの排水対策などを積極的に推進するとともに、河川や湖沼、湧水等の水質保全対策を進め、良好な水質の確保を図っていきます。また、温泉排水対策を進め、環境交流都市として滞在者にとっても良好な水辺環境の形成に努めていきます。

施策	内容
生活排水対策の推進	○健全な水循環や良好な水環境の保全に努め、清流や湧水など、おいしい水や安心してふれあえる水辺環境の形成に努めます。 ○源流域に位置する自治体として、河川・湖沼・地下水等の水質保全対策を積極的に進めていきます。 ○公共下水道整備及び接続促進、合併処理浄化槽※の普及など、生活排水対策の積極的な推進に努めます。 ○河川や水路等への生活排水の流入による水質汚濁の防止に努めていきます。 ○水辺の自然浄化機能の再生、農薬や肥料の適正使用、水路の通年通水検討など、身近な水路や湧水等の水質保全に努めていきます。
事業所排水対策の推進	○事業所やゴルフ場等の排水対策の推進、事業所排水の監視強化など、水質汚濁等の防止を進めます。 ○温泉施設から排水される温泉水による水質汚濁の防止、温泉排水の適切な管理に努めます。 ○牧場や畜産施設等における排水の適正処理を進めます。
水質調査等の推進	○河川及び湖沼、土壌の調査分析を計画的に実施し、水質汚濁や土壌汚染の防止を進めていきます。 ○湧水地保全整備推進事業など、湧水の水質状況を把握するための分析調査と、湧水地の自然環境を監視する『湧水ボランティア※』の支援・育成を進めます。 ○市民との協働による定期的な水生生物による水質調査等を進めていきます。 ○『こどもエコクラブ※』などと協力して、身近な河川等の水生生物調査を進め、生物指標からみた水質状況の把握等に努めます。 ○河川愛護の推進、水辺等の清掃活動や環境美化を進めます。

※湧水ボランティア：湧水地の保全に役立てることを目的に、湧水地の調査・観測を行うボランティア活動。

※こどもエコクラブ：地域の中で主体的に環境学習や環境保全活動を行う数人から数十人程度の小中学生と大人（サポーター）から構成されるクラブ。環境省が平成7年度から活動を支援しています。

(2) 良好な生活環境の保全

当市の良好な大気環境を保全し、さわやかな空気ときれいな星空が保たれた快適で良好な生活環境を守り、将来世代に継承していきます。

そのため、自動車排出ガス※対策、家庭でのごみ焼却、野焼きの禁止、事業活動に伴う大気汚染の未然防止対策をはじめ、過剰電飾広告の抑制や適切な街路灯の設置などによる光害の防止など、快適で良好な大気環境の保全に努めていきます。また、日常生活や事業活動に伴う騒音・振動対策や悪臭対策を進めていくほか、各地域を代表する音風景や香り風景などの選定などを進め、地域固有で快適なまちづくりを進めていきます。

施策	内容
良好な大気環境の保全	○環境交流都市として、良好な大気環境の保全に努め、さわやかな空気ときれいな星空を確保します。 ○ラムサール条約※登録湿地「奥日光の湿原」など、優れた自然環境地への自動車乗り入れ規制や低公害（ハイブリッド）バスの運行など、自然環境の保全に配慮した自動車排出ガス対策を進めます。 ○世界遺産※「日光の社寺」、国特別史跡・特別天然記念物「日光杉並木街道」など歴史文化遺産の保護・保全に向けた自動車排出ガス※対策や酸性雨対策などの検討と調査を進めます。 ○森林や緑地による空気浄化機能と植物から出る揮発性物質による快適性の増進を育んでいきます。 ○市街地や道路沿線の緑化による自動車排出ガス・粉じん対策などを進めます。 ○大気汚染物質の常時観測等による大気環境の監視と保全に努めます。 ○大気汚染の防止など、空気を汚さない取組を進めていきます。 ・ 事業所での大気汚染対策と自主的な観測・監視の推進 ・ エコドライブ※やエコカーの導入促進など、省エネルギーと自動車排出ガス対策の推進 ・ 家庭でのごみ焼却や野焼き禁止の啓発
騒音・振動・悪臭対策の推進	○環境相談事業による騒音・振動対策を進め、発生抑制の啓発や指導など、良好な生活環境の確保を図っていきます。 ○養鶏場や畜産施設等での廃棄物の適正処理や、工場や事業所からの悪臭対策を進めていきます。
快適な生活環境の創出	○適切な街路灯の設置、過剰な電飾広告の自粛、省エネルギー対策と一体となったライトダウン※への取り組みを進め、光害の防止ときれいな星空の確保に努めていきます。 ○きれいな星空の確保やホテル等の生息環境の保全に配慮した街路灯などの設置を進めていきます。 ○各地域の音風景や香り風景の選定など、良好で快適な環境の形成に努めます。

(3) 安全・安心な暮らしの確保

今日の私たちの暮らしは、多くの種類の化学物質を様々な用途に使うことによって成り立っています。化学物質は、工業原料のほか、合成洗剤、農薬、塗料、プラスチック、ペットボトルなどとして多量に使用され、産業や暮らしを便利にしてきたほか、農業生産の増大や農作業の軽減をもたらしてきました。

こうした化学物質には、人や生物に有害なものと、適正に使用している範囲では影響がないものがあります。その化学物質の種類も多様で、環境リスク※（環境への悪影響）についての科学的な解明が十分に進んでいないのが現状です。

そのため、現在把握している情報の中で、有害な化学物質の適正使用と管理を徹底し、環境への影響を極力減らし、大気や水、土壌や地下水への汚染防止などの事業者環境リスクマネジメントを推進し、人の健康や快適な生活環境の確保を図っていきます。

また、汚染のない良好な大気、水、土壌環境のもと、環境にやさしい土づくりや有機農業※などの環境保全型農業を進め、地域の自然と農業・食・生活・観光が一体となった安全・安心な食文化の構築、環境負荷の少ない地産地消※の活動を進めていきます。

施策	内容
食と農を結ぶ環境づくりの推進	○安全・安心な地元農産物を活用した家庭や学校での「安全な食と農業と暮らし」に関する食育※学習を進めていきます。 ○家庭と学校、地域が一体となった地産地消※や食育を進め、食と農業に関する文化や家庭での食づくりの知恵を育み継承していきます。 ○地域の自然と農業、食、人々との交流拡大など、グリーンツーリズム※や里山里地の体験学習を進めていきます。 ○化学肥料・農薬等の使用削減と適正使用の普及を進めていきます。 ○堆肥活用等環境にやさしい土づくりなど、有機農業※、減農薬、減化学肥料による環境保全型農業の推進と農産物の地産地消のしくみづくりを進めます。 ○水道水質の調査・公表など、日光のおいしい水への理解普及と水資源の保全対策を進めます。
有害化学物質からの安全確保	○県と連携して、有害化学物質の毒性や環境基準※について周知していきます。 ○農薬や化学肥料、合成界面活性剤※等による環境汚染の防止を進め、良好な自然環境や生活環境の確保に努めていきます。 ○地下水・土壌汚染状況を把握し、安全な生活環境の確保に努めていきます。 ○暮らしと化学物質に関する環境学習を進めていきます。 ○生物調査等、有害化学物質による環境変化や影響について把握していきます。
土壌汚染・地下水汚染の未然防止	○有害物質からの大気、水、土壌汚染を防止し、安全な空気・水・土の確保と、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。 ○工場や事業場、施設跡地での土壌汚染状況の把握に努めていきます。

(4) 監視・観測体制の充実、指導体制の確立

良好で快適な生活環境の形成に向けて、大気や水質、土壌・地下水等の監視・観測体制の充実と整備を進め、環境汚染等の未然防止に努めていきます。

また、工場排水の分析やゴルフ場農薬調査など、事業活動に伴う排水の水質調査と監視を進め、公害等の未然防止に向けた指導体制の充実、環境保全協定などの協力体制を構築していきます。

施策	内容
監視・観測体制の充実	○ばい煙測定、河川等水質調査の実施と測定・観測地点の適正な配置などによる環境汚染状況の把握と対策に努めていきます。 ○工場排水水質分析、ゴルフ場農薬調査など、事業活動に伴う排水や残留農薬等の調査による監視と、汚染の未然防止に向けた指導や対策を促進していきます。 ○地下水水質分析・地下水位観測、土壌汚染調査の充実など、安全・安心な暮らしの確保に努めます。 ○酸性雨等の観測体制を検討します。
公害防止の事前指導等	○環境相談対策事業を進め、悪臭・騒音等への速やかな対応を図り、禁止行為等の啓発に努めます。 ○環境保全協定の締結を推進し、事業者の排出・観測データの提供と公害防止の体制を構築します。 ○大規模建築物建築着工前の事前協議において公害の未然防止と環境保全の指導を図ります。
観測結果の公表	○定点観測・監視の継続による大気汚染物質や水質の公表など、市民・事業者・滞在者等への意識啓発を進めていきます。 ○市民との協働による定期的な水生生物による水質調査等を進めていきます。

4 地球環境に貢献する環境にやさしいまち

[現 状]

地球温暖化や「オゾン層破壊、森林や野生生物種の減少、砂漠化といった人類の生存を脅かす地球環境問題は、20 世紀後半からクローズアップされ、今日では全世界共通の課題となっています。この問題は、日本などの先進国による資源やエネルギーの過剰消費と大量廃棄、開発途上国における貧困や人口の急増のため行われる過度の放牧や負荷の大きい農業と森林の伐採などを背景として発生しています。

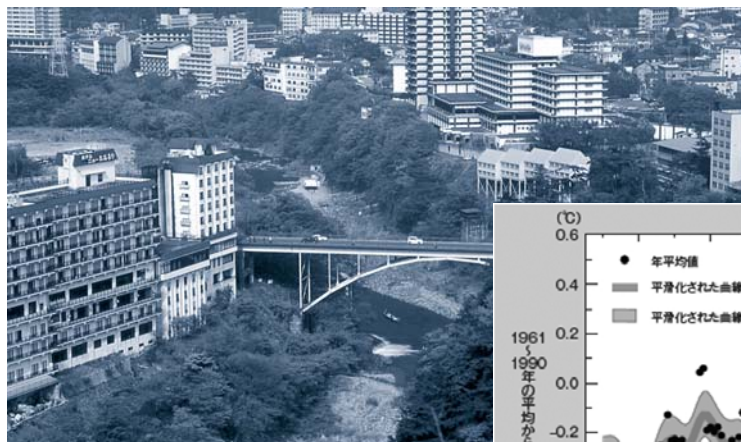
また、地球温暖化などの環境問題は、直ちに対策をとっても、長期間にわたって人類に影響を及ぼすなど、世代を超えた人類共通の問題ともなっています。

私たちの今日の豊かで便利な暮らしは、石油や石炭などの化石燃料をエネルギー資源として大量に消費（燃焼）し、二酸化炭素等の温室効果ガス※を大量に排出する社会構造によって支えられてきました。こうした温室効果ガスの増大が地球温暖化を増長する一因となっています。

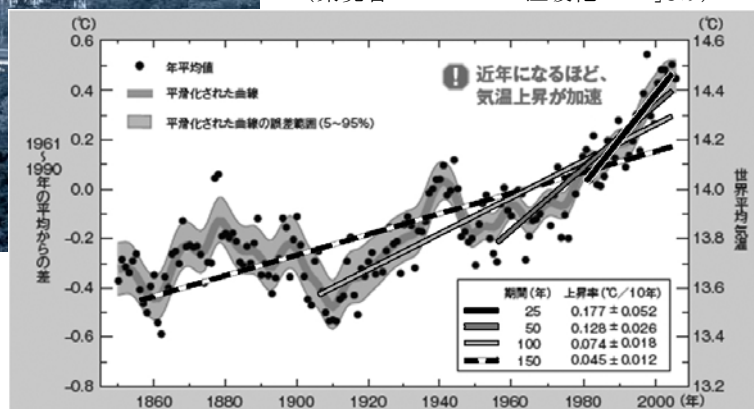
地球温暖化に伴う気候変動は、氷河の消失や海水面の上昇、降雪の減少、局所的な異常気象の発生など、水循環の変化による沿岸域での自然災害の多発や水資源の減少といった影響を与えてきています。また、気温上昇に伴うブナ林や亜寒帯・亜高山帯の植生分布適地の減少など生物生息生育環境の変化、農林水産物の生産適地の変化、熱中症や感染症の増加など、私たちの暮らしや産業に様々な影響を与えてきています。

当市の豊かで優れた自然環境・自然景観をはじめ、水資源、主要な産業である観光レクリエーションや農林水産業にも、地球温暖化に伴う気候変動により、様々な影響を受けることが予想されます。

このため、今日までの大量生産・大量消費・大量廃棄する社会のしくみを見直し、地球温暖化防止など地球環境の保全に向けて、環境負荷の少ない、低炭素で資源循環型の社会経済のしくみへと転換していくことが重要な課題となっています。



世界の平均気温上昇
(環境省「STOP THE 温暖化 2008」より)



[主な環境課題]

私たちの日常の暮らしや経済活動も、地球環境に大きな負荷を与えているなど、地球環境問題と深いかかわりを持っています。

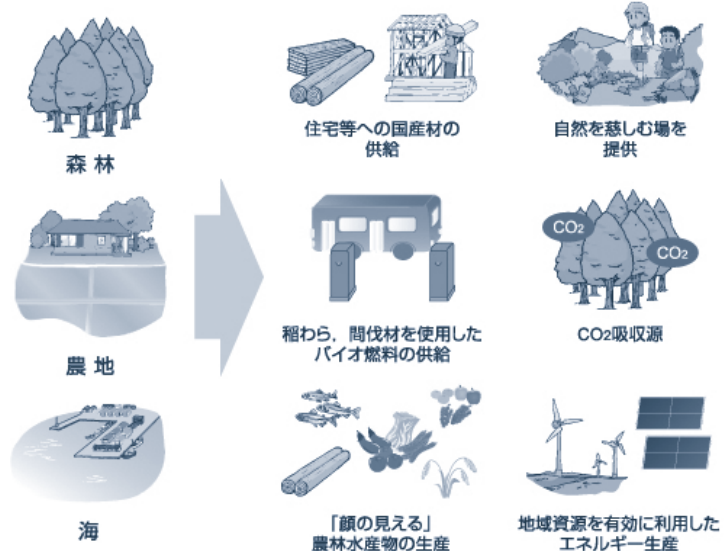
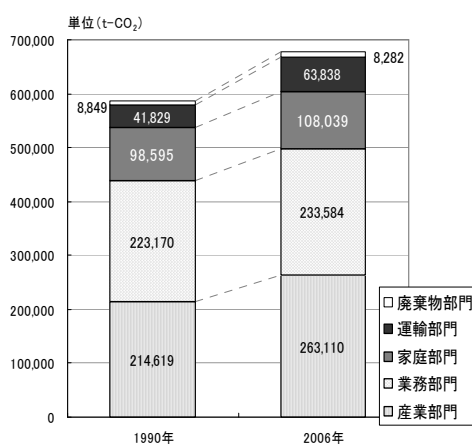
そのため、私たちは日々の暮らしや経済活動において、一人ひとりが地球環境問題を考え、ライフスタイルやワークスタイルを見直し、環境への負荷の少ないものへと転換し、その着実な取り組みを進めていくことが求められています。

- 市民・市民団体・事業者・滞在者・市との協働による将来の低炭素社会※のイメージづくりとイメージの共有化
- 市域の温室効果ガス※の総排出量が、平成 2（1990）年に比べ、平成 18（2006）年度で約 15%増加していることから、市域全体での温室効果ガス排出量の削減
- 特に、運輸部門では、自家用自動車の増大に伴う温室効果ガス排出量が増加（53%増）し、ガソリン等化石燃料に依存しない自動車利用や交通体系の見直しと整備など、温室効果ガス排出量の削減
- 産業部門では 23%増加しているため、産業における省エネルギー対策や新エネルギー※活用など、温室効果ガス排出量の削減
- 市民一人当たりの温室効果ガス排出量は約 20%増加しているため、家庭や日常生活での省資源・省エネルギー対策の推進と低炭素社会※に向けたライフスタイルの見直し
- 環境配慮率先行動計画の推進など、市自らの温室効果ガス排出量の削減
- グリーン購入※の推進など、環境にやさしい消費行動意識の普及と環境にやさしい製品に関する情報の提供

低炭素社会のイメージ（環境省「低炭素社会づくり」より）

- 森林・農地等から供給される財・サービス

市域からの温室効果ガス排出状況



1) 取り組みの方向

地球温暖化防止に向け、限られた資源・エネルギーの有効活用、日常生活や事業活動における省資源・省エネルギーの推進、太陽光発電や中小水力発電、森林等のバイオマス資源※の活用など将来を見据えた新エネルギー※の研究と活用を進めます。そしてそれらによって温室効果ガス※の発生を抑制し、二酸化炭素の吸収源となる森林の保全や育成の取り組みを進めていきます。

また、市民をはじめとする各主体が、地球環境問題など広い視野にたって責任ある環境配慮（行動）をとり、地域から地球環境に貢献する環境にやさしいまちづくりを進めていきます。

4 地球環境に貢献する環境にやさしいまち

(1) 地球温暖化対策の推進

- 各種地球環境問題への対応
- CO₂ 排出量削減の推進
- 吸収源対策の推進
- 地球温暖化防止活動の推進

(2) 自然エネルギー※等再生可能エネルギーの有効利用

- 再生可能エネルギーの普及
- 再生可能エネルギー資源の活用促進

(3) 環境にやさしい暮らしの推進

- エコライフ(環境にやさしい暮らし)の普及啓発
- エコアクション（環境保全行動）の推進

(4) 環境に配慮した事業活動の推進

- 環境マネジメントシステム※
（環境にやさしい産業への転換）の普及
- 環境への配慮の推進

※温室効果ガス：太陽から地球に降り注ぐ光は素通りさせるが、暖まった地球から宇宙に逃げる熱を吸収する性質をもつガスのこと。
京都議定書では6種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄）が削減対象になっています。

※バイオマス資源：バイオマスは、生物資源（バイオ）と量（マス）を合わせた造語で、再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料を除く）の総称で、「木質バイオマス資源」は、樹木の伐採や造材時に発生した枝・葉などの林地残材の木材等からなるバイオマス資源をいいます。

※自然エネルギー：再生可能エネルギーのうち、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なもの）や風力、地熱、波力、温度差などのエネルギー。

2) 環境施策の展開

(1) 地球温暖化対策の推進

地球温暖化をはじめ、オゾン層破壊、酸性雨、黄砂、熱帯林等森林減少、野生生物種減少、海洋汚染、砂漠化、有害廃棄物の越境、開発途上国の公害、南極地域の環境問題など、さまざまな地球規模の環境問題が顕在しています。特に、地球温暖化への関心は高く、省資源・省エネルギーなど、自らが実践できる取り組みを進めるなど、地球にやさしい暮らしや事業活動を考え、実践していく考えも広まってきています。

市民・市民団体・事業者・滞在者、一人ひとりが、地球規模の環境問題について理解を深め、「もったいない」という心から、日常生活や事業活動での省資源・省エネルギー対策を積極的に進め、資源を大切にしたい環境負荷の少ない暮らしや産業を営み、地球環境に貢献していく必要があります。

地球温暖化対策の推進に向けて、市民・市民団体・事業者・市が協力し、ライフスタイルや事業活動を見直し、地球温暖化防止の行動や取り組みを積極的に進めていきます。また、滞在者にも環境負荷低減への取り組みについて協力を求めていくなど、足元から実践できる取り組みを進めていきます。

そして、将来の低炭素社会※の形成と豊かな暮らしづくりに向けた取り組みを、今から、市民・市民団体・事業者・滞在者・市が協働して進めていくことが求められています。

また、森林は酸素をつくり、二酸化炭素を吸収します。当市の「連続する森林地帯」は、こうした機能により、おいしい空気の源にもなります。今後、とちぎの元気な森づくり県民税などを活用し、森林の保全に取り組んでいきます。

こうした地球環境問題に対する環境学習や情報の提供、普及啓発、グリーン購入※の推進などの取り組みを進めていきます。

施策	内容
各種地球環境問題への対応	○地球温暖化や酸性雨、オゾン層の破壊、野生生物種の減少、熱帯林等森林の減少など、地球規模の環境問題に関する情報の提供と、地球にやさしい暮らしや産業の普及啓発を進めていきます。 ○地球環境問題に関する環境学習の充実を図ります。 ○当市の環境特性を活かした地球環境に貢献できる取り組みを検討し、積極的に進めていくことにより、国際観光文化都市としてのイメージアップと情報発信を進めていきます。 ・優れた自然環境や生物多様性の確保、森林資源の保全と有効活用など、森林や野生生物種の減少問題への貢献 ・酸性雨等の調査の検討 ・健全な水循環やおいしい水等水資源の情報発信

施策	内容
CO ₂ 排出量削減の推進	○低炭素社会※づくりを目指し、交通、業務・商業施設、居住地域が集積し、エネルギーの効率的利用が図れるコンパクトなまちづくり※を進めていきます。 ○市施設からの温室効果ガス※排出量の削減に向け、環境配慮率先行動計画を推進します。 ・ 公共施設への太陽光発電設備設置、低公害車の配置 ○環境交流都市としての低炭素社会の構築に向け、当市の環境特性に応じた地球温暖化防止を地域全体で進めていくとともに、（仮称）日光環境会議による普及啓発、省エネルギー活動、協働の取り組みを進めていきます。 ・ 住宅用太陽光発電システム設置費補助など新エネルギー※の利用促進 ・ 住宅用高効率給湯器設置費補助制度の創設など、省資源・省エネルギー等環境への負荷の少ない暮らしへの転換 ・ 事業活動における省エネルギー対策や新エネルギー活用など、低炭素型産業基盤整備を推進 ・ 省エネルギー電球の普及や省エネルギー家電等の利用を促進 ○バス交通や鉄道等公共交通の利便性の向上と利用促進、パークアンドライド※の推進など、低炭素型交通基盤の構築に努めていきます。 ○駐車場を整備し、交通渋滞による燃料の浪費に伴う排気ガスの自然環境への影響を削減するとともに、周遊性を確保し、歩く観光の促進を図ります。 ○低公害車※の普及促進やエコドライブ※、アイドリングストップ※の推進など、適切な自動車利用を進めていきます。
吸収源対策の推進	○地元産材の活用促進、チップ材の活用など、木材やバイオマス資源※等としての地産地消のしくみづくりを進めます。また、森林の有効利用による森林環境の整備と温室効果ガス吸収等環境保全機能の向上に努めていきます。 ○森林の二酸化炭素吸収機能を活かし、首都圏等の都市との多様な交流が図れる豊かな森づくりを進めていきます。
地球温暖化防止活動の推進	○地球温暖化に関する環境学習会の開催、省資源・省エネルギー情報の提供など、エコライフの普及啓発を進めます。 ・ 日常生活における省資源・省エネルギー対策の普及啓発 ○温暖化防止活動に関する各種イベントの開催や各団体の活動を支援します。 ○フードマイレージ※（食料の輸送距離）が少ない農林水産物を活用した地産地消※の取り組みとしくみづくりを進めます。 ○栃木県地球温暖化防止活動推進員の活動支援など、温暖化防止活動の推進を図っていきます。 ○グリーン購入※指針の策定と普及、推進を図っていきます。 ○環境にやさしい製品の開発促進など、環境負荷の少ない消費活動を支える社会づくりを進めます。 ○日常生活や事業活動における省資源・省エネルギー対策を進め、地球にやさしい暮らしや産業の形成に努めていきます。

※フードマイレージ：食べもの(food)の輸送距離(mileage)のこと。近くでとれた食料の利用など、輸送に伴うエネルギーを減らす取り組みに用いられています。

(2) 自然エネルギー等再生可能エネルギーの有効利用

低炭素社会※など環境負荷の少ないまちづくりに向けて、石油・石炭等の化石燃料の大量消費社会を見直し、自然エネルギー※など再生可能なエネルギーの開発と活用を進めていく必要があります。

そのため、太陽光や太陽熱などの自然エネルギーをはじめ、当市の豊かな水資源や森林資源がもたらす中小水力、バイオマス資源※等を活用した再生可能エネルギー※の開発と利用を進め、エネルギーの地産地消※を図っていくなど、二酸化炭素の排出を最小化するための取り組みを進め、低炭素で豊かな暮らしがなされるまちづくりを進めていきます。

施策	内容
再生可能エネルギー※の普及	○平成 21 年 2 月に策定された日光市地域新エネルギービジョンを推進し、市内製造業におけるエネルギーの効率的利用と新エネルギー※の導入を促進します。
再生可能エネルギー資源の活用促進	○公共施設への太陽光発電の導入、住宅用太陽光発電システム設置費補助や太陽熱利用、中小水力発電など、地域の特性に応じた自然エネルギー※の活用を進めていきます。 ・再生可能エネルギー※など地域エネルギーの供給と利用のしくみづくりの推進 ・森林や農畜産廃棄物等のバイオマス※資源を活用した新エネルギーの導入促進と森林等の適正な維持管理 ○水素エネルギーや燃料電池への理解促進と普及啓発を行います。 ○家庭や給食センター、宿泊施設等からの廃食用油回収と BDF※化、BDF の活用を検討していきます。

※低炭素社会：地球温暖化対策に向け、人間の諸活動によって排出される主要な温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）の排出量が少ない産業や生活のしくみを構築した社会のこと。

※フードマイレージ：食べもの(food)の輸送距離(mileage)のこと。近くでとれた食料の利用など、輸送に伴うエネルギーを減らす取り組みに用いられています。

※自然エネルギー：再生可能エネルギーのうち、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なもの）や風力、地熱、波力、温度差などのエネルギー。

※バイオマス資源：バイオマスは、生物資源（バイオ）と量（マス）を合わせた造語で、再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料を除く）の総称。

※再生可能エネルギー：自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス資源（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを活用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指し、新エネルギーに含まれます。

※地産地消：地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費することで、地域生産地域消費の略。

※グリーン購入：商品やサービスを購入する際に、その必要性をよく考え、値段や品質だけで選択するのではなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入・調達すること。

(3) 環境にやさしい暮らしの推進

日常生活での省資源・省エネルギー対策など、一人ひとりが二酸化炭素排出量を減らす暮らしづくりを進めていくなど、環境に配慮した環境にやさしい暮らしづくりを進めていく必要があります。

そのため、省資源・省エネルギーなど環境保全行動の普及や環境配慮（行動）指針の提供を進め、一人ひとりがエコライフ（環境にやさしい暮らし）やエコアクション（環境保全行動）に取り組めるしくみづくりを進めていきます。

施策	内容
エコライフ（環境にやさしい暮らし）の普及啓発	○省資源・省エネルギー情報の提供など、エコライフ（環境にやさしい暮らし）への取り組みの普及啓発と、低炭素社会※に向けたライフスタイルの形成を支援していきます。 ○地球温暖化に関する環境学習会の開催時に環境保全行動の取り組みの普及を進めます。
エコアクション（環境保全行動）の推進	○“とちぎ発”ストップ温暖化アクションやライトダウンキャンペーン※の普及と取り組みを進めていきます。 ○市民の日常生活における環境配慮（行動）指針の整備と普及啓発を進めて家庭で省資源・省エネルギー対策など、市民の主体的な環境保全行動の推進を図っていきます。 ○市職員工コアクション運動を実践していきます。 ○環境家計簿※モニターへの参加促進、省エネルギー行動実践情報（エコアイデア）の収集など日光市の実情に応じたエネルギー消費や省エネルギー行動の資料の整備を進めます。 ○環境家計簿※の普及など、エコアクションの見える化を進め、環境配慮（行動）と環境への負荷の少ない暮らしの実践を進めます。 ○交通安全運動と一体となったエコドライブ※の普及を進めます。 ○滞在者の環境配慮（行動）指針の整備と普及啓発を進め、協働による環境配慮（行動）の実践や環境保全活動を推進します。 ○日常生活における省資源・省エネルギー対策を進め、地球にやさしい暮らしづくりを普及していきます。

※低炭素社会：地球温暖化対策に向け、人間の諸活動によって排出される主要な温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）の排出量が少ない産業や生活のしくみを構築した社会のこと。

※ライトダウンキャンペーン：環境省で行っている毎年夏至の日を中心として行ってきたキャンペーン。地球温暖化防止のためライトアップ施設の消灯を呼びかけ、ライトアップに馴れた日常生活の中、電気を消すことでいかに照明を使用しているかを実感し、地球温暖化問題について考えることを目的としています。

※環境家計簿：毎月の電気やガス等の消費量を入力することにより、家庭からのCO₂排出量が計算・チェックできる家計簿。

※エコドライブ：環境にやさしく、（経済的にも）無駄の少ない運転のことで、急加速・急発進の自粛、早めのアクセルオフ、アイドリングストップ、タイヤの空気圧のこまめなチェックなど、燃費の改善と二酸化炭素の排出の少ない運転をいいます。

(4) 環境に配慮した事業活動の推進

個人や企業が行う事業活動は、環境負荷において、地域の環境問題から地球規模の環境問題まで大きな関わりを持っており、省資源・省エネルギーの取り組みや環境に配慮した事業活動の推進が求められています。

そのため、事業者の省資源・省エネルギー等環境保全行動の普及や工場立地、開発に伴う環境への事前配慮の推進に向け、環境マネジメントシステム[※]の普及や環境配慮（行動）指針の提供を進め、地球環境に貢献する環境にやさしい企業づくりを支援していきます。

施策	内容
環境マネジメントシステムの普及	○事業所における環境マネジメントシステム[※]の導入や環境報告制度の普及など、環境にやさしい企業づくりを支援していきます。 ○事業者向け環境メール発信事業など、事業者の環境マネジメントシステム等の普及と推進に向けた情報の提供を進めていきます。
環境への配慮の推進	○事業者環境配慮（行動）指針の整備など、事業活動における環境負荷の低減を支援していきます。 ○事業者の一人として、市施設からの温室効果ガス[※]排出量の削減に向け、環境配慮率先行動計画を推進します。 ○事業活動におけるエネルギーの効率的利用や再生可能エネルギー[※]の利用を検討し、導入を進めていきます。 ○環境への事前配慮と環境保全対策を進め、地域の環境特性に応じた立地や事業活動などを誘導していきます。 ○事業活動における省資源・省エネルギー対策を進め、環境にやさしい産業の形成に努めていきます。

※環境マネジメントシステム：事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」といいます。

※ISO14001：環境マネジメントシステムの国際規格のひとつで、国際標準化機構（ISO）で制定した環境管理と改善の手法を標準化・体系化したもの。計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、見直し（Action）というPDCAサイクルを構築し、継続的に実施することで環境への負荷の低減を図るしくみをいいます。

※温室効果ガス：太陽から地球に降り注ぐ光は素通りさせるが、暖まった地球から宇宙に逃げる熱を吸収する性質をもつガスのこと。京都議定書では6種類（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄）が削減対象になっています。

5 環境資源を活かし多彩な環境交流が育まれるまち

[現 状]

当市の環境資源は、優れた自然環境だけでなく、歴史文化、景観、温泉など多彩であり、かつ豊富です。自然ひとつを取り上げても、身近にある里山※から源流域の原生林まで分布し、戦場ヶ原などの湿原、中禅寺湖などの湖沼、華厳滝などの名瀑、龍王峡などの渓谷を有し、四季折々の彩りを見せています。

国の内外から年間約 1,100 万人の観光客が当市を訪れています。滞在者が、こうした環境資源にふれあいながら、そこに暮らす人々との交流が深まるよう、環境資源を適正に保全・活用した日光らしさのある環境づくり、個性豊かで持続的発展が可能なまちづくりを進める必要があります。

また、環境資源を適切に利用することにより、環境資源を守り育むことにもつながります。市民・滞在者が当市の優れた自然・歴史文化を通して、日光の自然や環境について学び、交流することで、環境の保全について互いに理解を深めることができ、自主的な行動や再訪などにつながります。

地球温暖化をはじめとする地球環境問題から地域の様々な環境問題まで、私たち一人ひとりの暮らしや経済活動が環境負荷の原因となっていることを自覚しなければなりません。一人ひとりが、今日までの資源・エネルギーの過度な消費や不要なものを廃棄するといった生活習慣を、より環境への負荷の少ない新たな視点に立った暮らしへと自ら転換していく必要があります。そして、こうした取り組みは、幅広く多くの人との連携や協力によって、その効果がより大きなものとなります。

当市では、平成 20 年 4 月に「日光市まちづくり基本条例」を施行し、条例の基本理念「共有・参画・協働」に基づいて、市民一人ひとりが持つ多様な価値観を尊重しながら、地方自治の本旨である住民自治の実現（市民が主役のまちづくり）を目指しています。



[主な環境課題]

日光市まちづくり基本条例に基づいて、市民・市民団体・事業者・滞在者・市が、それぞれの環境に対する立場や役割を相互に尊重しあい、環境パートナー※として、未来を見つめていくとともに知恵と力を出し合い、資源が循環し、環境負荷が少ないまちづくりを進めていくことが重要です。

- 日光市の環境特性を活かした環境学習、ふれあいや体験など、日光市の環境資源についての理解の普及と情報の共有化
- 全国第3位の広大な市域には、自然や歴史文化、産業が異なる個性豊かな5つの地域があり、それぞれの地域特性や課題等への理解と共有の財産としての環境資源の保全・活用への協力
- 市域の環境の保全や創造に際しての、市民・市民団体・事業者・滞在者・市それぞれの役割分担と責務の具体化（環境基本条例の制定など）
- 全市クリーン大作戦※など、環境の保全等に向けた協働プロジェクトの普及と参加促進
- 環境の保全等に関する協働プロジェクトを進める中心的役割を果たす（仮称）日光環境会議の設立と幅広い人々の参加
- 市民や滞在者への環境学習やふれあい体験、自然観察等を指導する人材の育成や団体のネットワーク化
- 市民・市民団体など、各主体が進める環境保全活動を支援する財源等の確保

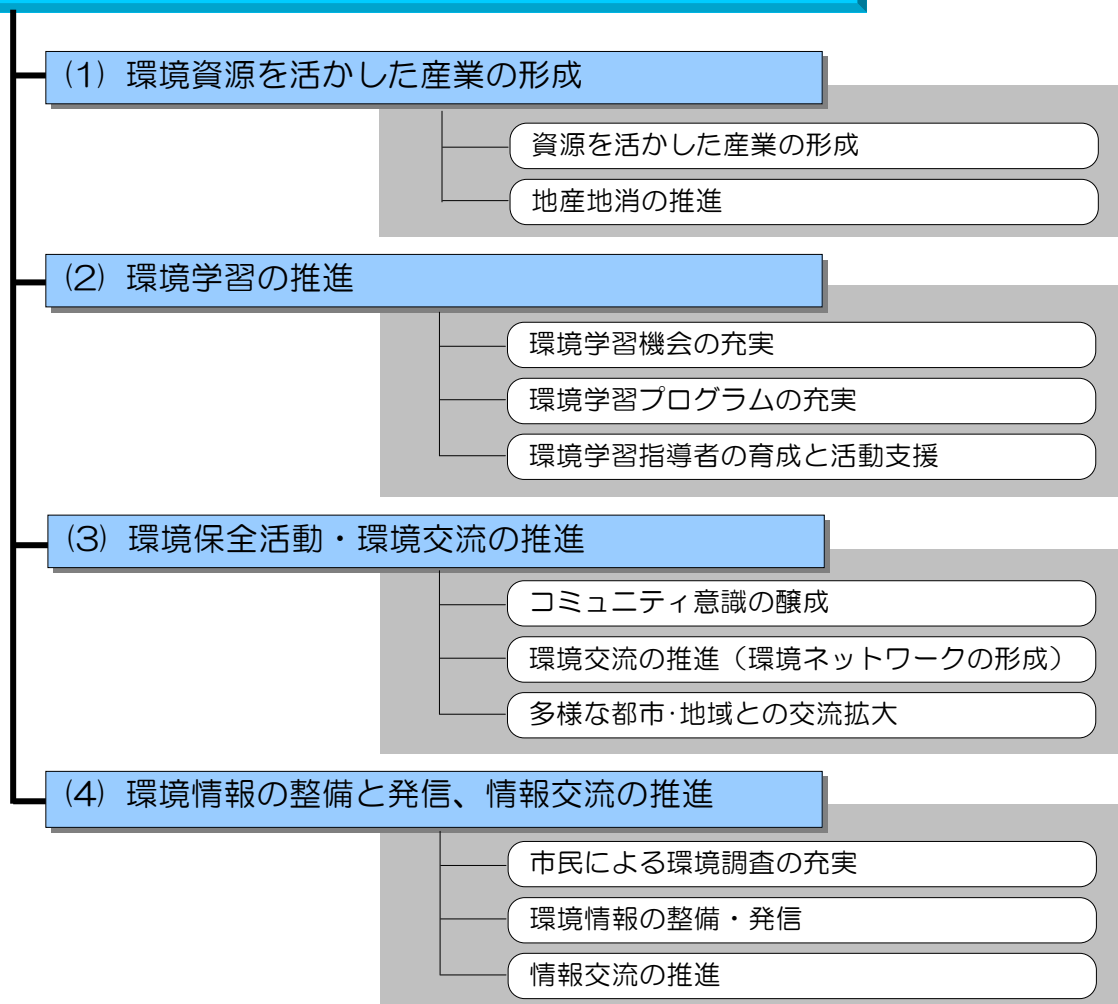


1) 取り組みの方向

優れた自然環境や歴史文化遺産、水資源をはじめ、身近な農山村の風景や暮らしの知恵、地域の特色を活かした観光や農林業、地場産業などの環境資源を活用し、エコツーリズム※やグリーンツーリズム※など、滞在者との多様な交流を育んでいくとともに、幅広い地域や人々と多彩な環境交流が育まれるまちづくりを進めていきます。

あわせて、市民・市民団体・事業者・滞在者・市が相互に連携・協力しあいながら、これらの環境資源や先人の知恵を活かし、学校や地域などの多様な場での環境学習や、自然や歴史文化との豊かなふれあいを進めていくことにより、地域の環境資源を再発見し、情報発信や情報交流など、新たな環境交流の展開に努めていきます。

5 環境資源を活かし多彩な環境交流が育まれるまち



※エコツーリズム：自然・歴史・文化など地域固有の資源を生かした観光を成立させ、旅行者に魅力的な地域資源とのふれあいの機会を提供していくこと。地域資源とのふれあいを提供していくことにより、地域の暮らしを安定させ、資源を守っていくことを目的としています。

※グリーンツーリズム：農村地域での自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

2) 環境施策の展開

(1) 環境資源を活かした産業の形成

当市は、優れた自然環境や歴史文化遺産をはじめ、豊かな水資源や森林に恵まれ、それらを基盤とした観光や農林水産業、食品加工をはじめとした様々な産業が培われてきました。

こうした環境資源を活かした産業づくりや環境にやさしい企業の誘致を適切に進めていくことにより、当市の恵まれた環境資源の保全と管理を効果的に図っていきます。

また、環境と経済の好循環がなされる社会づくりを目指し、豊かな森林や水、観光レクリエーション等の環境資源を活かした産業の形成や育成に努めていきます。

施策	内容
資源を活かした産業の形成	○観光レクリエーションとの連携による環境資源の活用と保全を進めます。 ・ 恵まれた多彩な自然環境や自然景観、歴史文化などの環境資源とふれあい、体験できる多様なエコツーリズム※の構築 ・ 滞在者の環境学習、環境保全活動、エコツーリズムに対し、市などが実施するエコポイント制度の検討 ・ 多彩で変化に富んだ自然環境や気候条件等を活かした多様な自然体験型スポーツ・レクリエーションの充実と連携の推進 ○おいしい水の保全と育成、情報発信など、豊かな水資源を活かした産業の育成と誘致を進めます。 ○地域の生態系の保全に配慮した溪流・河川等に生息する魚の養殖・放流等の適正管理など、溪流釣りや地元食材の提供など観光レクリエーションと一体となった水産業の育成を進めます。 ○森林や除間伐材のバイオマス資源※等としての有効活用など、豊かな森林資源の活用と森林整備が一体となった産業の育成を進めます。 ○地元木材や林産資源の活用を進め、林業の育成と森林の整備を図っていきます。 ○伝統食材や地域特産品の活用と開発を支援し、地場産業の育成に努めていきます。 ○環境にやさしい土づくりを進め、農薬や化学肥料等を使わない安全・安心な農産物の生産と提供を進めていきます。 ○化学肥料・農薬等の使用削減と適正使用の普及を進めていきます。
地産地消※の推進	○農産物の生産、流通、販売が地域で促進される地産地消※のしくみづくりを進めます。 ・ 有機農業※などの環境保全型農業の推進 ・ 宿泊施設における市内農産物の活用などの推進 ○家庭や学校、企業での安全・安心な地元農作物を活用した「安全な食と農業と暮らし」に関する食育学習を進めていきます。 ○家庭と学校、地域が一体となった地産地消や食育を進め、食と農業に関する文化や家庭での食づくりの知恵を育み継承していきます。 ○学校給食の調理残渣などの飼料化・堆肥化など、生ごみの有効活用とごみ減量化についての体験学習を支援していきます。

(2) 環境学習の推進

当市の多彩で豊かな環境資源を活かし、自然と共存してきた各地域での暮らしや産業とのふれあいは、滞在者のみならず、地域に暮らす人々に、環境について「知り、学び、考える」機会となっています。こうした自然とのふれあいや体験、環境保全活動を通じた環境学習機会の充実を図っていきます。

また、人にも地球にもやさしい暮らしの実践に向けて、家庭と学校・職場と地域が連携して、大人も子どもも、環境について共に学び、知り、考える環境学習を進め、一人ひとりの環境への関心を高めていきます。

そして、市民一人ひとりが環境の大切さを認識し、自らの意志により、環境に配慮した行動や活動に取り組めるよう、環境学習プログラムの整備や自然観察会、ふれあい体験、『こどもエコクラブ[※]』活動など、学校教育や校外学習、生涯学習での環境学習を進めていきます。

また、こうした環境学習をはじめ、自然とのふれあいや体験学習、環境保全活動を支える自然観察指導員などの育成と制度づくりの支援を進めていきます。

施策	内容
環境学習 機会の充 実	○（地域・地区）環境講演会、環境学習会、環境出前講座の開催、自然観察会の実施など、環境学習機会の充実に努めます。 ○情報発信・参加交流・展示学習の機能をもつ日光環境学習センターを整備し、その管理運営にあたっては、市民や市民活動団体との連携を確保し、市民参加型運営を目指します。 ○日光環境学習センターの有効活用、環境学習に関連する各施設との環境学習ネットワークづくりを進め、市民や来訪者の多様なニーズに対応した環境学習やふれあい・体験等を進めていきます。 ○環境保全標語の募集など、環境について考える機会を充実します。 ○『こどもエコクラブ[※]』活動のPRや活動支援など、『こどもエコクラブ』活動の充実を進めていきます。 ○学校向け環境メール発信事業を実施し、学校へ環境学習の情報を提供します。
環境学習 プログラ ムの充実	○環境学習基本方針の策定、地域の環境資源を活かした環境学習プログラムの作成、学習機材の整備・貸出など、環境学習を積極的に進めていきます。 ○各地域の環境資源を活用した環境学習や自然とのふれあい・体験の場づくり、エコミュージアム[※]づくりを進めます。 ○地域の自然と農業、食、人々との交流拡大など、グリーンツーリズム[※]や里山里地の体験学習を進めていきます。 ○湯ノ湖や中禅寺湖での『水辺のたんけん隊[※]』の推進など、奥日光地区の環境学習を推進していきます。 ○足尾環境学習センターや「エコミュージアム[※]あしお」など、各地域における環境学習等との連携による豊かな環境学習の機会を整備していきます。

施策	内容
環境学習プログラムの充実	○田植えや間伐、養魚など体験学習を通し、農林水産業に対する興味と理解を深めるとともに、自然とのふれあいや自然と共生した暮らしなどの環境学習を進めます。 ○市民や市民団体の自然観察会を支援し、自然を知り、自然とふれあえる機会を充実していきます。
環境学習指導者の育成と活動支援	○自然観察や環境学習・環境保全活動を指導する人材の育成と活動を支援していきます。 ○環境学習や環境保全活動を指導・推進する人材のネットワーク化、学校や地域での環境学習への派遣支援など、環境学習の推進を進めます。

※こどもエコクラブ：地域の中で主体的に環境学習や環境保全活動を行う数人から数十人程度の小中学生と大人（サポーター）から構成されるクラブ。環境省が平成7年度から活動を支援しています。

※グリーンツーリズム：農村地域での自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

※『水辺のたんけん隊』：県、日光市、国が平成7年に設立した「奥日光清流清湖保全協議会」が奥日光水域の水質保全に係る普及啓発事業の一環として行う、小学生を対象とした体験型の環境学習セミナーで、毎年、自然観察や水環境教室として、湯ノ湖の水質調査、プランクトン採取・観察、コカナダモの刈り取りの体験を行っています。

※エコミュージアム：エコロジー（生態学）とミュージアム（博物館）とをつなぎ合わせた造語。地域における自然・文化資源、生活の知恵・暮らしなどを総合的に地域の資源として捉え、住民の参加によって研究・保存・展示・活用などを図り、地域で受け継がれてきた環境資源を、将来に継承していくという考え方、またはその実践することをいいます。

(3) 環境保全活動・環境交流の推進

市民・市民団体・事業者・滞在者・市が、それぞれの環境に対する立場や役割を相互に理解し、環境パートナー※として協働し、環境の保全や創造に向けた取り組みを効果的に進め、豊かな自然と共生したまちづくりや、環境への負荷の少ない資源循環型社会の構築などを進めていきます。

そのため、地域環境に対する相互理解や環境問題が共有できる環境づくりを進め、自治会や環境保全活動団体等の活動支援、環境保全活動ネットワークの構築など、幅広い地域や分野、人々との環境交流を進めていきます。

施策	内容
コミュニティ意識の醸成	○自治会間の交流や自治会とNPO・ボランティア団体との連携など、コミュニティネットワークの構築とコミュニティ意識の醸成を支援していきます。 ○市民や自治会における地域の環境資源の発見や地域学習などを支援し、地域の環境情報や環境課題の共有化を進めていきます。
環境交流の推進（環境ネットワークの形成）	○環境保全活動団体の登録や活動支援体制の整備など、各団体間の相互理解と協働による環境保全活動を進めていきます。 ○環境ボランティアのネットワークづくりを進めていきます。 ○環境交流拠点の整備を進め、市内外の幅広い分野の人々・団体・企業・学校・研究機関が参加・協力する環境ネットワークづくりと環境交流を推進します。 ○(仮称)日光環境会議による協働プロジェクト等の推進と進行管理を進めていきます。 ・ 協働プロジェクト等環境保全活動の普及と推進 ・ 環境情報の提供・発信 ○市民・市民団体・事業者・滞在者による（仮称）日光環境会議や環境保全活動への参加・協力を進めます。
多様な都市・地域との交流拡大	○姉妹都市や友好都市を軸とした環境交流を進めていきます。 ○自然体験型スポーツなど、日光の豊かで優れた環境資源を活かした体験型の環境交流活動を進め、多様な都市・地域との交流拡大を図っていきます。 ○首都圏や国内外の学校と市内の学校との環境学習交流を進めていきます。

※環境パートナー：環境パートナーシップ（「協働」ともいいます。）、パートナーシップ（協働）とは、行政・NPO・企業など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携し協力し合うこと。

(4) 環境情報の整備と発信、情報交流の推進

協働による環境保全活動や環境づくり、幅広い環境交流を進めていく上で、市民・市民団体・事業者・滞在者・市が、それぞれ環境に対してもっている知識や知恵を生かし、多面的な視点から情報交流がなされるしくみづくりを進めていきます。

当市の自然や歴史文化などの環境資源、自然と共生した暮らしや産業に関する情報の整備と提供を積極的に進めていきます。また、市民や市民団体、滞在者が主体となって環境調査や環境保全活動を進め、自ら情報の整備と発信が行える機会の整備など、市内のみならず、幅広い地域や人との環境情報の交流を支援していきます。

施策	内容
市民による環境調査の充実	○市民の「環境を調べ・知る」機会の充実と、調べた環境情報の発信・共有化を進め、環境学習や環境保全活動、環境にやさしい暮らしづくりなどに役立てていきます。 ・市民や各団体との連携による自然観察や自然環境調査の推進 ・市民による暮らしと一体となった自然再発見、自然資源の発掘と情報発信 ○観光等による滞在者のエコ活動推進事業として、市民や市民団体との協働による自然観察・自然調査を進めていきます。
環境情報の整備・発信	○環境情報の収集整備と HP 等による情報発信を進め、環境情報の充実と共有化を進めていきます。 ○環境保全パンフレット作成や環境副読本の整備など、環境学習、自然とのふれあい・体験、環境保全活動を推進します。 ○観光等による滞在者が参加・体験できるエコ活動の整備と情報発信、エコポイント制度の導入検討などを進め、市民や市民団体との交流を促進します。 ○環境情報・環境学習・ふれあい体験・環境保全活動の情報を旅行業者を通して滞在者に情報発信します。
情報交流の推進	○関係機関、関係課との環境情報のネットワーク化による総合的な環境情報の整備と発信を進めます。 ○インターネットを活用した環境情報の発信による環境情報・環境課題の共有化を進めます。また、双方向型環境情報の整備など、情報交流のある暮らしづくりを進めていきます。



Ⅲ 重点的取り組みの推進(重点プロジェクト)

環境面から持続的発展が可能なまちづくりに向けて、当市の優れた自然環境や豊かな環境資源の保全と活用、リサイクルによるごみの減量化、地球温暖化防止などの取り組みを積極的に進め、資源が大切に継承され、環境への負荷が少ない循環型社会からなるまちを構築していく必要があります。

重点プロジェクトは5つの分野別環境目標に基づいた各種の環境施策を絞り込み、横断的・重点的に展開するものです。その構成は、環境施策の基本方針や取り組みの目安(環境指標等)、取り組み内容となります。

なお、本計画の進行管理にあたっては、各プロジェクトの実施や進捗状況を定期的にチェックし、内容等の見直しを行い、的確な推進に努めていくものとします。

分野別プロジェクト



光の環プロジェクト

太陽の恵みを最大限生かした取り組みや市民の活動により、石油・石炭など化石燃料依存社会から、太陽の恵みと豊かな水・森等の再生可能エネルギー※を活かした低炭素社会への転換を進め、地球にやさしい国際観光文化都市としてのイメージアップを図っていきます。

“とちぎ発” ストップ温暖化アクションやライトダウン※キャンペーンへの参加など、地球温暖化防止に向けて、市民・市民団体・事業者・滞在者が自主的、また協働して、省資源・省エネルギーへの取り組みや行動が進められる社会の構築を目指していきます。

市の施設からの温室効果ガス※排出量の削減に向け、環境配慮率先行動計画に基づいて、率先して省資源・省エネルギー対策を進めていきます。

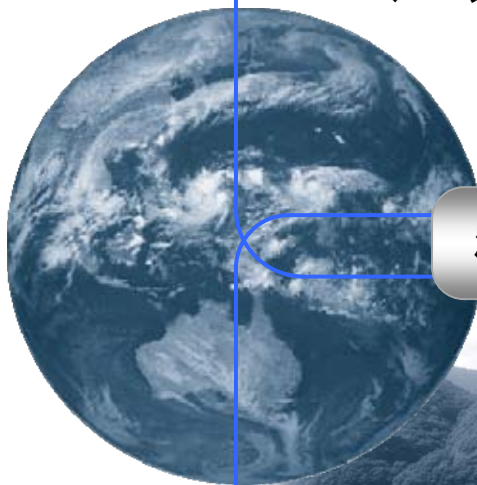
住宅用太陽光発電システム設置費補助等による太陽光利用を進めていくとともに、CO₂吸収源としての森林対策、バイオマス資源※の活用など、地域の特性に応じた再生可能エネルギーの活用を進めていきます。

また、国・県のCO₂削減の動向を踏まえ、必要に応じて取り組みの見直しを行うものとしします。

地球にやさしい行動推進
(エコライフ・省資源)



温室効果ガス※排出量の削減



再生可能エネルギー※利用の推進



プロジェクト推進の目安

－当面進める重点施策等の目安－

重点施策	現 状(環境指標)	取り組みの目安
地球にやさしい行動推進(エコライフ・省資源)		
1) 地球温暖化防止運動への参加		
“とちぎ発”ストップ温暖化アクションへの参加者 (アクション1・市民)	平成 20(2008)年度 9,901 人	平成 31(2019)年度 20,000 人
ライトダウンキャンペーン※参加団体 (日光市内事業者等)	平成 20(2008)年度 19 団体	平成 31(2019)年度 250 団体
2) 地球温暖化防止に関する環境学習の推進		
地球温暖化防止学習会の開催 ～出前講座(家庭で減らそう CO ₂)、他～	平成 20(2008)年度 6 回 293 人	平成 31(2019)年度 10 回 500 人
温室効果ガス※排出量の削減		
3) 日光市役所環境配慮率先行動計画の推進		
市施設の温室効果ガス排出削減	平成 19(2007)年度 30,422 t-CO ₂	平成 31(2019)年度 平成 19 年度比－15%削減
低公害車※(庁用車)保有台数	平成 20(2008)年度 6 台(庁用車の 1.2%)	平成 31(2019)年度 庁用車の 10%
4) 低炭素社会への取り組み		
市全域からの温室効果ガス排出削減	平成 18(2006)年度 676,853 t-CO ₂	平成 31(2019)年度 平成 18 年度比－10%削減
再生可能エネルギー※利用の推進		
5) 太陽光発電システムの導入促進		
住宅用太陽光発電システム設置補助数	平成 20(2008)年度 累計 111 件	平成 31(2019)年度 累計 1,255 件
市施設への太陽光発電システムの導入	平成 20(2008)年度 累計 1 施設、100kw	平成 31(2019)年度 累計 12 施設、300kw

※ライトダウンキャンペーン：環境省で行っている毎年夏至の日を中心として行ってきたキャンペーン。地球温暖化防止のためライトアップ施設の消灯を呼びかけ、ライトアップに馴れた日常生活の中、電気を消すことでいかに照明を使用しているかを実感し、地球温暖化問題について考えることを目的としています。

※温室効果ガス：太陽から地球に降り注ぐ光は素通りさせるが、暖まった地球から宇宙に逃げる熱を吸収する性質をもつガスのこと。京都議定書では6種類のガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄)が削減対象になっています。

※再生可能エネルギー：自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力(ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い)や風力、バイオマス資源(持続可能な範囲で利用する場合)、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指し、新エネルギーに含まれます

プロジェクトの実施

ー地球にやさしい行動推進・温室効果ガス排出量の削減・再生可能エネルギー利用の推進ー

第1段階（ファーストステップ）

第2段階（セカンドステップ）

○“とちぎ発”ストップ温暖化アクションの普及（きっかけづくり）

○エコアイデアの整理・情報提供

○ライトダウン※キャンペーンの普及（きっかけづくり）

○太陽光発電（住宅用太陽光発電設置補助、公共施設への太陽光発電施設設置）の推進

○その他再生可能エネルギー※利用の検討

○地域新エネルギービジョンの推進

○低公害車※（エコカー）の普及・拡大

○エコドライブ※の普及（きっかけづくり）

○住宅用高効率給湯器設置費補助など省エネルギー機器補助制度の検討

○CO₂吸収源としての森林整備、森林対策の検討

○とちぎの元気な森づくり県民税の活用

○森林の整備・森林資源の利活用の検討

○市役所の温室効果ガス※排出削減

○日光市職員工コアクション運動の実践

○日光市役所環境配慮率先行動計画の推進

※低公害車：従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、NO_x、粒子状物質、CO₂といった大気汚染物質や温室効果ガスの排出が少ない、又は全く排出しない自動車のこと。電気自動車、天然ガス車、メタノール車、ガソリンエンジン等と電気によるモーターを組み合わせたハイブリッド車などがあります。

※エコドライブ：環境にやさしく、（経済的にも）無駄の少ない運転のことで、急加速・急発進の自粛、早めのアクセルオフ、アイドリングストップ、タイヤの空気圧のこまめなチェックなど、燃費の改善と二酸化炭素の排出の少ない運転をいいます。

水の環プロジェクト

当市は、北部から南西部にかけて広がる「連続する森林地帯」を持ち、そこから男鹿川、湯西川、鬼怒川、大谷川、渡良瀬川の「5つの源流域」が形成され、鬼怒川と渡良瀬川の2つの水系を通じて下流域に注いでいます。

こうした日光の多彩で恵まれた水環境・水資源についての情報を発信し、理解を深め、良好な水循環を保全し、観光レクリエーション資源としての活用、豊かな水資源を活かした産業の形成や自然エネルギー※としての活用など、水の循環を活かしたまちづくりを進めていきます。

行政（国・県・市）をはじめ、地域と市民等による奥日光環境保全活動を進め、奥日光の清流や清湖の保全に努めていきます。

市街地や田園地域での生活排水や事業所排水対策、農地・水・環境保全向上対策等を推進し、河川や水路、湧水地などの良好な水環境の保全と確保に努めていきます。

市内や流域で水環境の保全活動を進めている地域や市民団体とのネットワークづくりを進め、効果的な水環境の保全に努めていきます。

おいしい水や多彩な水とのふれあい、環境学習や情報発信等を通して水資源に対する理解を育み、豊かな水資源を活用した産業や暮らしづくりを進めていきます。

豊かな水資源の活用

水資源の活用



奥日光の清流保全 奥日光水域の保全



水の交流づくり

水を守る活動等
流域の交流づくり



良好な水環境の保全

公共水域水質監視、排水対策等



プロジェクト推進の目安

－当面進める重点施策等の目安－

重点施策		現 状(環境指標)	取り組みの目安
奥日光の清流保全			
1) 奥日光環境保全事業の推進、奥日光清流清湖保全協議会活動への支援			
コカナダモ※の除去等による水質浄化対策（機械刈取り）		平成 20(2008)年度 3 日	平成 31（2019）年度 現状評価を踏まえ拡大検討
奥日光第 2 期計画 目標 (単位：mg/ℓ)	湯 ノ 湖	平成 9 年-平成 16 年平均値 COD：2.4 T-N：0.41 T-P：0.022 透明度 2.7m	平成 27（2015）年度 COD：2.0 T-N：0.40 T-P:0.020 透明度 3.6m
	湯 川	平成 9 年-平成 16 年平均値 BOD：1.2	平成 27（2015）年度 BOD：1.0
	中 禅 寺 湖	平成 9 年-平成 16 年平均値 COD：1.9 T-P：0.007 透明度 8.0m	平成 27（2015）年度 COD：1.6 T-P：0.005 透明度 10.0m
※T-N：全窒素 T-P：全リン COD：化学的酸素要求量 BOD：生物化学的酸素要求量			

良好な水環境の保全

2) 公共水域の水質の環境保全			
公共水域※の水質の環境基準※達成状況		平成 20(2008)年度 達成	平成 31（2019）年度 達成・維持
3) 生活排水対策の推進			
生活排水普及率 (公共下水道普及率と合併浄化槽普及率を合わせた普及率)		平成 20(2008)年度 74.4%	平成 27（2015）年度 77%
公共下水道水洗化率		平成 20(2008)年度 87.8%	平成 27（2015）年度 93%
合併浄化槽の設置基数		平成 20(2008)年度 2,729 基	平成 27(2015)年度 4,340 基

水の交流づくり(水を守る活動等流域の交流づくり)

4) 水を守るボランティア活動の推進			
湧水ボランティア※数		平成 20(2008)年度 26 人	平成 31（2019）年度 50 人
水環境保全活動実施回数		平成 20(2008)年度 10 回	平成 31（2019）年度 30 回

豊かな水資源の活用

5) 豊かな水資源の活用			
おいしい水（水道水）		平成 20(2008)年度	平成 31（2019）年度 全水道でおいしい水基準達成
アクアスポットの整備		平成 20(2008)年度 29 箇所	平成 31（2019）年度 39 箇所
日光の水百選（水資源再発見）		湖沼、滝、渓谷、湧水、湿地、温泉、水のある暮らし、水辺の歴史、水の音、水辺の生物などのテーマごとに、毎年、市民・滞在者等に募集し、10 選を選定。	

プロジェクトの実施

－奥日光の清流保全・良好な水環境の保全・水の交流づくり・豊かな水資源の活用－

第1段階（ファーストステップ）

第2段階（セカンドステップ）

○奥日光清流清湖保全協議会・湯ノ湖中禅寺湖をきれいにする会活動への支援

○コカナダモ※の機械刈取りの推進

○奥日光水域の水質改善対策の推進、水質浄化

○湯ノ湖水質保全対策の検討

○事業者排水対策の推進（排水調査・環境保全協定等）

○生活排水対策の推進（下水道整備・接続促進・合併処理浄化槽※の整備）

○農地・水・環境保全向上対策事業の推進

○市民参加の水生生物調査の実施

○湧水ボランティア※による水環境調査

○日光の水百選の選定（再発見）

○水の環境学習交流プログラムづくり

○『アクアスポット※』、日光の水百選の普及啓発

○日光のおいしい水の普及・啓発

○水道水の水質検査の公表、水道水のおいしい水基準の達成

※コカナダモ：関東以西の湖沼、河川などの浅い水中に群生する沈水性の多年草で、アメリカ北東部原産の帰化植物。藻類は生育時には栄養塩類を吸収し、水質浄化作用があると考えられるが、枯れると湖底に堆積し汚濁の原因となっています。

※湧水ボランティア：湧水地の保全に役立てることを目的に、湧水地の調査・観測を行うボランティア活動。

※アクアスポット：日光商工会議所で作成した「日光水物語」で取り上げている市内に設置された水飲み場などの総称。

資源の循環プロジェクト

不法投棄がなく、ごみが散乱していないまちは、清潔で快適な暮らしの基本です。環境交流都市として、優れた自然と一体となった美しい快適な滞在環境を提供し、また再び訪れたいと思える環境づくりを目指します。

新クリーンセンター（平成 22 年 7 月）の稼働とあわせて、可燃ごみを処理する新クリーンセンター、不燃・資源・粗大ごみを処理する新リサイクルセンター（今市クリーンセンター）に再編整備を行い、資源循環型社会の創造を目指します。

また、環境にやさしい製品の販売や 3R※支援を進めるエコショップ※、リサイクルを地域で進める資源物回収団体※の普及など、市民によるごみの減量と再生利用のしくみづくりを進めていきます。

全ての自治会が参加する全市クリーン大作戦※により、環境美化の意識啓発を促し、実践に結びつけます。そして、市民による自宅周辺の日常的な清掃活動、市民団体や事業所による定期的な道路等の清掃活動（クリーンパートナー制度※）への展開を目指します。

3 R※の推進 （行政の取り組み）



環境交流都市 日光クリーン大作戦※



ごみゼロ社会の実現



3 R推進のしくみづくり （市民・事業者の取り組み）



プロジェクト推進の目安

－当面進める重点施策等の目安－

重点施策	現 状(環境指標)	取り組みの目安
------	-----------	---------

3 R※の推進（行政の取り組み）

1) ごみの減量化		
1 人 1 日当たりのごみの排出量	平成 20(2008)年度 1,177 g/人/日	平成 31 (2019) 年度 1,060 g/人/日
年間ごみ排出量	平成 20(2008)年度 39,908 t/年	平成 31 (2019) 年度 32,422 t/年
生ごみ処理機器設置補助数	平成 20(2008)年度 累計 104 件	平成 31(2019)年度 累計 650 件
2) リサイクルの推進		
クリーンセンターにおける再生利用率	平成 20(2008)年度 14.0%	平成 31 (2019) 年度 24.0%
クリーンセンターにおける最終処分率	平成 20(2008)年度 13.1%	平成 23 (2011) 年度以降 5.0%を維持

3 R推進のしくみづくり（市民・事業者の取り組み）

3) エコショップ※の普及		
エコショップ認定の普及	平成 20(2008)年度 0 店	平成 31 (2019) 年度 50 店
資源物回収団体※活動	平成 20(2008)年度 50 団体	平成 31 (2019) 年度 100 団体

環境交流都市 日光クリーン大作戦

4) 全市クリーン大作戦※		
参加団体数・参加者数	平成 20(2008)年度 167 団体・19,444 人	平成 31 (2019) 年度 250 団体・30,000 人
5) クリーンパートナー※支援		
クリーンパートナー団体数	平成 20(2008)年度 29 団体	平成 31(2019)年度 43 団体

※3R：ごみ減量の行動理念である次の3つの頭文字（R）をとった言葉で、次の順番で取り組むことにより、最もごみを減らす効果があります。

- ・リデュース(Reduce)：減らす …ごみになりそうなものは、買う量・使う量ともに減らしていく
- ・リユース(Reuse)：再利用する…ものを修理などして繰り返し使い、ものの寿命を最大限生かす
- ・リサイクル(Recycle)：再資源化する…リユースできなく廃棄されるものを正しく分別し、資源として再利用する

※資源物回収団体：家庭から出る空き缶、古紙などの資源物を自主的に回収する地域住民で構成する自治会や子供育成会などの団体。

※全市クリーン大作戦：市民参加による環境美化活動として、6月第1日曜日及び11月第3日曜日に実施している一斉清掃活動。

※クリーンパートナー制度：市が管理する道路・公園等を、市に代わり市民がボランティアで管理する制度。

プロジェクトの実施

－ 3 R※の推進・3 R推進のしくみづくり・環境交流都市日光クリーン大作戦－

第1段階（ファーストステップ）

第2段階（セカンドステップ）

ごみ減量と再生利用の推進
（ごみゼロ社会の実現）

○ごみ分別の徹底（紙類の4分別など）

○生ゴミの水切り徹底

○マイバック※運動の推進

○資源物回収団体※の普及

○生ゴミ処理機器※設置費補助の推進

○容器包装プラスチックのリサイクル施設の検討

○新リサイクルセンターの再編整備

○エコショップの普及・登録推進

○エコショップ※認定制度の検討

○自主的な環境美化活動の取り組み

○美化コンクール等地域美化運動の推進

○クリーンパートナー制度※の推進

○環境美化委員活動の活性化

○全市クリーン大作戦※の推進

○ごみのポイ捨て禁止の普及・啓発

環境にっこの輪プロジェクト

当市の優れた自然環境や歴史文化遺産などの環境資源を活かし、市民や滞在者が日光の環境について学び、考え、実践することを目的として、環境学習基本方針を策定します。

環境に関する様々な情報を環境機関誌「環境にっこ」※やホームページ、事業者向け環境メール※発信事業等で配布・発信します。そして、一人ひとりの環境意識の醸成と環境学習、自主的な環境保全行動を支援し、「環境にっこの輪」を広げ、情報交流を推進していきます。

市民・市民団体・事業者・滞在者による自然観察や環境調査、ふれあい・体験、自然再発見等の取り組みを進め、幅広い地域や人々との多様な環境交流を図っていきます。

環境教育・環境学習の推進



環境にっこの輪 (情報交流)の推進



環境情報の整備



※「環境にっこ」：市の環境に関する情報を発信・提供するしくみのこと。日光市のホームページと環境機関紙の2つがあります。

※事業者向け環境メール：日光市の環境施策や環境情報、国・県の情報などを、登録された事業所に市から電子メールで提供するサービス。

プロジェクト推進の目安

－当面進める重点施策等の目安－

重点施策	現 状(環境指標)	取り組みの目安
------	-----------	---------

環境教育・環境学習の推進

1) 環境学習機会の充実

日光環境学習センターの整備	平成 22 年度中に整備	
市民対象の環境学習会開催	平成 20(2008)年度 26 回/年	平成 31 (2019) 年度 50 回/年
『こどもエコクラブ※』数	平成 20(2008)年度 2 団体	平成 31 (2019) 年度 5 団体
環境学習センター（足尾含む） 来場者数	平成 20(2008)年度 27,208 人	平成 31 (2019) 年度 50,000 人

環境にっこの輪(情報交流)の推進

2) 市民による環境交流・環境学習事業の支援

（仮称）日光環境会議の設立	平成 22 年度中に設立
---------------	--------------

環境情報の整備

3) 「環境にっこ」※等による情報提供

環境機関紙「環境にっこ」の発行	平成 21(2009)年度 6 月 第 1 号発行・配布	平成 31(2019)年度までに、 年 4 回発行を継続
事業者向け環境メール※発信事業	平成 21(2009)年度 17 社	平成 31(2019)年度 120 社

※こどもエコクラブ：地域の中で主体的に環境学習や環境保全活動を行う数人から数十人程度の小中学生と大人（サポーター）から構成されるクラブ。環境省が平成 7 年度から活動を支援しています。

※「環境にっこ」：市の環境に関する情報を発信・提供するしくみのこと。日光市のホームページと環境機関紙の 2 つがあります。

※事業者向け環境メール：日光市の環境施策や環境情報、国・県の情報などを、登録された事業所に市から電子メールで提供するサービス。

プロジェクトの実施

－環境教育・環境学習の推進・環境にっこの輪(情報交流)の推進・環境情報の整備－



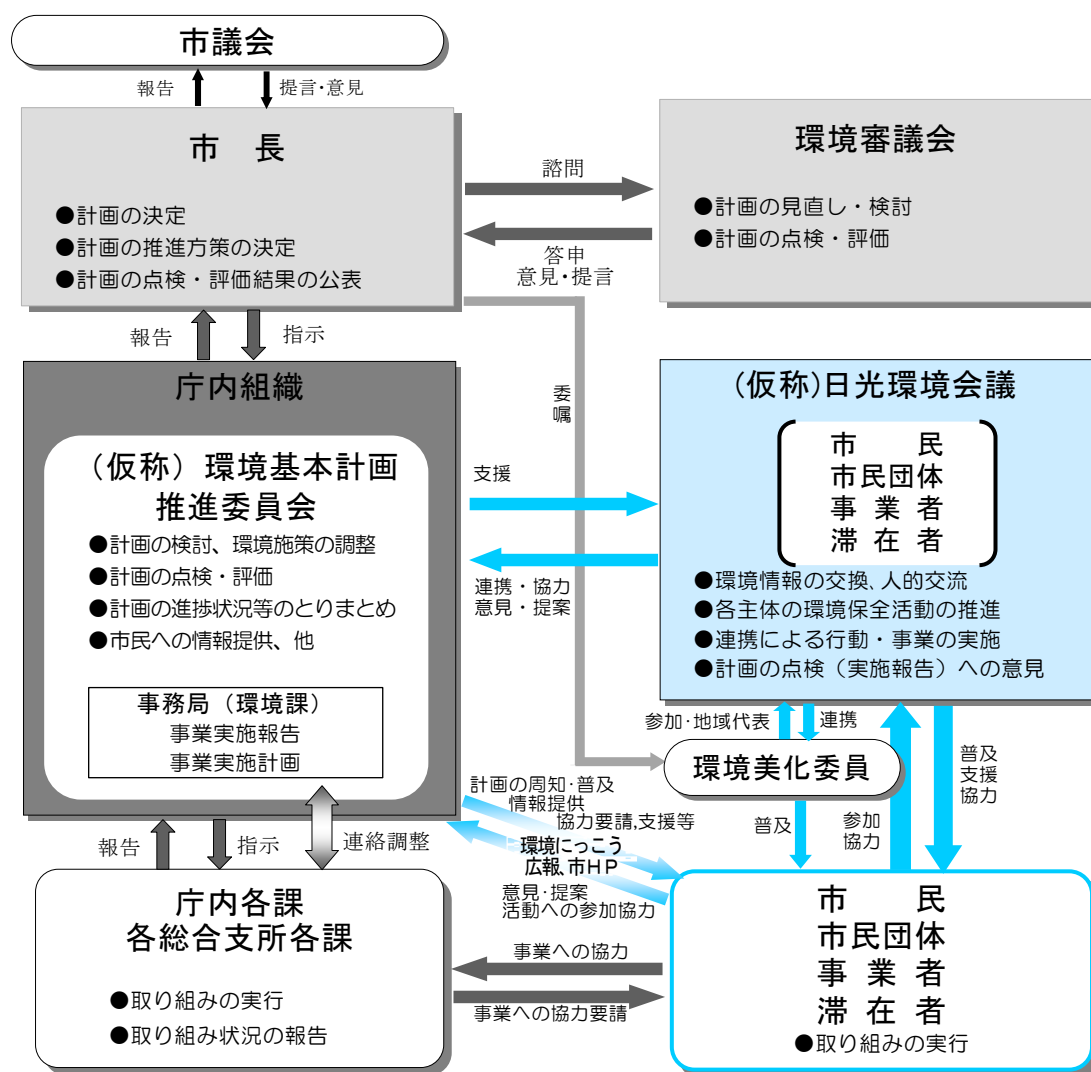
Ⅳ 計画の推進と進行管理に向けて

1 計画の推進と推進体制

日光市環境基本計画を効率的に推進していくために、市民・市民団体・事業者・市が、それぞれの役割分担と環境パートナーシップ※のもとに連携し、協働により環境保全に関する取り組みを総合的・計画的に推進していく体制や制度づくりを進めていきます。

(1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、(仮称)環境基本計画推進委員会、(仮称)日光環境会議、環境審議会が連携し、各主体の取り組みを効果的に進めていきます。また、計画の進捗状況を把握し、計画の点検・評価を行っていきます。



【市における推進体制】

市は、本計画を総合的・計画的に推進するため、市内部の横断的組織として「(仮称)環境基本計画推進委員会」を設置します。

また、その結果を環境機関紙「環境につこう」※やホームページを利用して市民に情報提供します。

【市民、市民団体、事業者、滞在者との協働による推進体制】

市民、市民団体、事業者、滞在者、市の各主体が環境の保全等に向けた取り組みを積極的に進めていくため、情報や課題を共有し、相互理解と公平な役割分担（環境パートナーシップ※）のもとに参画・協働する「(仮称)日光環境会議」を設置します。

【(仮称) 環境基本計画推進委員会】

計画に基づく環境施策の総合調整を行うとともに、計画の進捗状況や目標の達成状況を把握し、点検・評価を行います。

【(仮称) 日光環境会議】

市民、市民団体、事業者、滞在者の公募により委員を決定します。

各主体の環境保全活動を促進するとともに、各主体の環境に関する情報の交換や人的交流、連携した行動・事業の実施を行います。また、市の実施報告に対して、意見することができます。

【環境審議会】

環境審議会は、市が作成した実施報告書に基づき、計画の進捗状況を点検・評価するとともに、意見や提言を行います。また、市長から諮問があった場合は、計画の見直しについて審議及び答申を行います。

【環境美化委員】

環境美化委員は、地域・地区のごみ問題のリーダーとして、行政と連携し、ごみ減量・資源化施策の普及啓発を図ることになります。また、ごみステーションの定期巡回や管理状況の確認、全市クリーン大作戦の推進などが基本的な役割となります。

(2) 広域的な連携・協力の推進

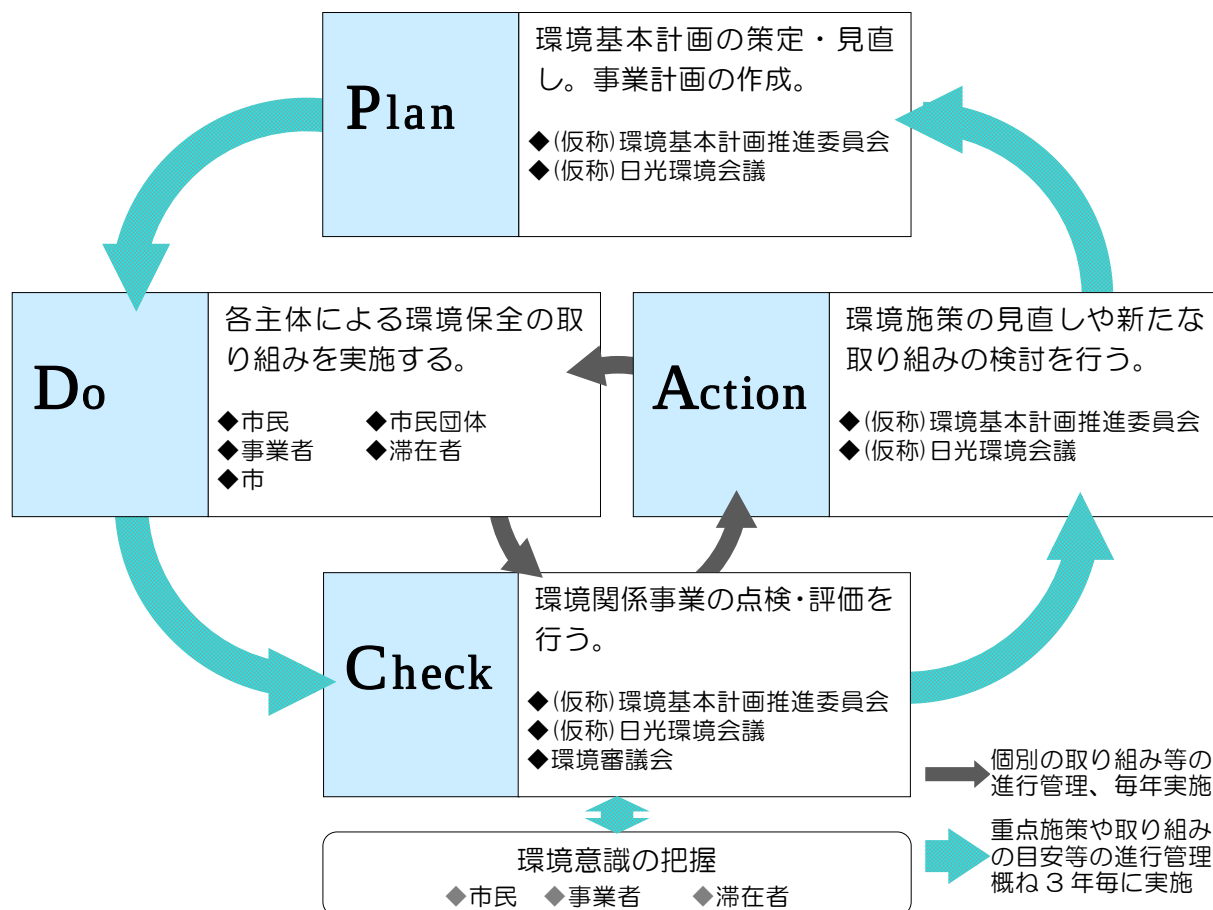
複雑化・多様化・広域化する環境問題に対して、県や近隣市町、国などとの連携を図り、効果的な施策を展開していきます。

(3) 財源の確保

本計画の施策やプロジェクトを安定的かつ継続的に進めていくため、財源的な措置を図るとともに、市民・市民団体・事業者・市が一体となって必要な財源の確保に努めます。

2 計画の進行管理

P D C Aサイクルにより進行管理を行います。毎年度、本計画に掲げる各種施策の実施状況及び取り組みの目安（環境指標）等の達成状況を把握・評価し、広報紙及び市のホームページにおいて公表します。



Plan 環境基本計画の策定並びに見直しを行う。計画を基に、(仮称)環境基本計画推進委員会、(仮称)日光環境会議において事業計画を作成します。

Do 各主体による環境保全の取り組みを実施します。

Check (仮称)環境基本計画推進委員会は、市が行った環境関係事業（実施報告）に基づき、計画の進捗状況、目標の達成状況について点検・評価を行います。

(仮称)日光環境会議は、市民・市民団体・事業者・滞在者が行った環境関係事業に基づき、計画の進捗状況、目標の達成状況について点検・評価を行います。また、市が行った環境関係事業について意見します。

環境審議会は、市が作成した実施報告書に基づき、計画の進捗状況を点検・評価するとともに、意見や提言を行います。

市民等の環境意識の把握を行います。

Action 市は、各方面からの意見を踏まえ、(仮称)環境基本計画推進委員会において、環境施策の見直しや新たな取り組みの検討等を行います。

配慮編

環境保全等への配慮の推進

I 主体別環境配慮（行動）指針

－自ら取り組む環境負荷の低減－

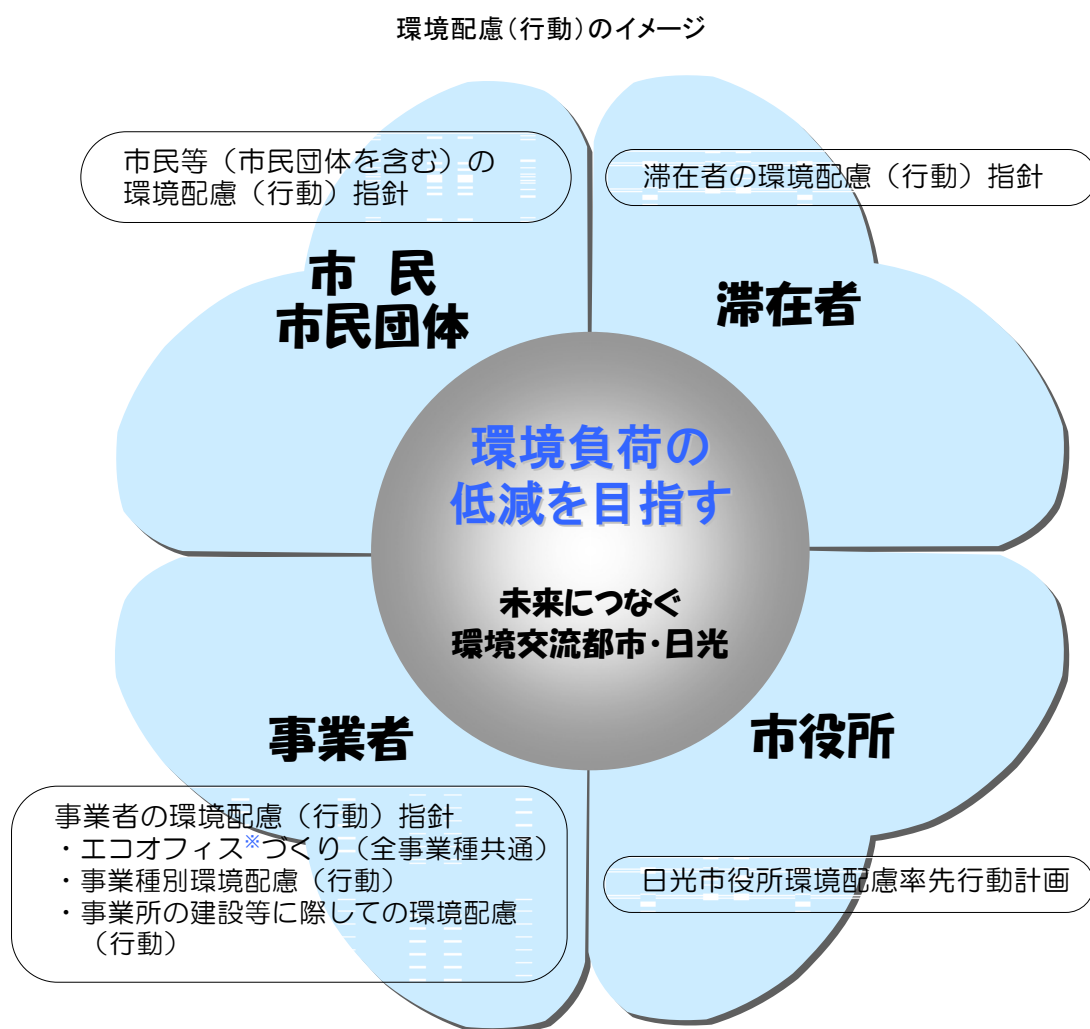
- 1 市民等（市民団体を含む）の環境配慮（行動）指針
 - 1) 市民一人ひとりが進める環境への配慮
- 2 事業者の環境配慮（行動）指針
 - 1) エコオフィス※づくり（全事業種共通）
 - 2) 事業種別環境配慮（行動）
 - 3) 事業所の建設等に際しての環境配慮（行動）
- 3 滞在者の環境配慮（行動）指針
 - 1) 滞在者（観光・旅行者、研修・ふれあい体験者、滞在や通過する人々）の環境配慮（行動）

I 主体別環境配慮(行動)指針

—自ら取り組む環境負荷の低減—

本篇では、市民・市民団体・事業者・滞在者が自ら取り組む環境負荷の低減に関する事項を整理し、環境配慮（行動）指針として示し、各主体の自主的な取り組みを推進していきます。

市の事業者として取り組むべき環境配慮（行動）指針は、日光市役所環境配慮率先行動計画として別に定め、市民や事業者の模範となるよう率先して環境負荷の低減に取り組んでいきます。



できることを足元から取り組みましょう!!

参考：文中に※印のある用語は、資料編の「Ⅲ 用語の解説」に説明と解説を記載しています。なお、環境配慮（行動）指針の主な用語については、指針の枠外にも簡単な説明をつけています。

1 市民等(市民団体を含む)の環境配慮(行動)指針

1) 市民一人ひとりが進める環境への配慮

(1) CO₂(地球温暖化防止)

目 標	これまでの便利さを追い求めるライフスタイルを見つめ直し、上手に電気・ガス・ガソリンなどの使用量を減らし、環境と家計にやさしいライフスタイルを築きましょう。	
	今できること	これから努力すべきこと
電気・ガス・灯油	○使っていない部屋の照明をこまめに消しましょう。 ○家電製品を長時間使わないときは、主電源を切りましょう。 ○着る物を調節し、家庭内でもウォームピズ・クールピズ※を実践しましょう。 ○エアコン等冷暖房機器の設定温度を控えめ(目安: 冷房時 28℃/暖房時 20℃)にしましょう。 ○冷蔵庫にものを詰め込みすぎないようにし、無駄な開閉をやめましょう。 ○食器洗いのときは、給湯器の温度を低めに設定しましょう。 ○生活スタイルを朝型に変えるなど、照明やエアコン等の使用を減らしましょう。 ○エアコン等のフィルターの掃除をこまめに行い、機器の効率を維持しましょう。 ○冷蔵庫は壁から適切な間隔で設置し、季節に応じた温度管理をしましょう。 ○温水洗浄便座は使用后フタを閉め、季節に応じて便座や洗浄水の温度調節をしましょう。 ○コンロは炎が鍋底からはみ出さない火加減で使いましょう。 ○グリーンカーテン※の設置やカーテン、すだれなどを使って冷暖房の効果を上げましょう。	○白熱電球から電球型蛍光灯※など、省エネルギー型の照明に替えましょう。 ○住宅の新築・改築には、省エネルギー性能の優れた住まいに配慮しましょう。 ○電気・ガス・石油機器などは、省エネルギー性能の良いものを使いましょう。 ○給湯器や給湯設備は、エネルギー効率の高い機器の導入に努めましょう。 ○太陽光発電(市補助金あり)や太陽熱温水機など、自然エネルギー※の活用にも努めましょう。 省エネ性マーク 省エネイラスト: 省エネマーク(2つの電球のアイコン)と、太陽光発電のイラスト(太陽、屋根上のパネル、室内の家族、そして省エネのシンボルとして描かれた電球と太陽のマーク)。
水道	○水を流しっぱなしにせず、こまめに止めましょう。 ○洗濯は風呂の残り湯を使い、できるだけまとめ洗いをしましょう。	○水道の蛇口には節水コマ※を取り付け、節水に努めましょう。 節水コマのイラスト: 節水コマ(蛇口に付ける部品)と、節水のイラスト(水が一滴も出ない蛇口と、水を流す人)。

- ※ウォームピズ・クールピズ: 働きやすい衣服の重ね着や軽装化により冷暖房のエネルギー使用量(CO₂排出量)を減らす取り組み。
- ※グリーンカーテン: 夏の日差しを和らげ室温の上昇を抑え、冷房機器の使用を減らすために、朝顔やゴーヤ等のつる性の植物をネットにはわせて窓の外を覆う緑のカーテン。
- ※電球型蛍光灯: 電球の形をした蛍光灯で、白熱電球に比べ、長寿命で使用電力量が少ない。54wの白熱電球を12wの電球型蛍光灯に交換した場合、1年に46.6kgのCO₂削減効果があります。
- ※自然エネルギー: 再生可能エネルギーのうち、太陽光や太陽熱、水力(ダム式発電以外の小規模なもの)や風力、地熱、波力、温度差などのエネルギー。
- ※節水コマ: 上水道の水栓金具の内部に取り付けるゴム製又は樹脂製の部品(コマ)で、コマ中央部の突起等により、蛇口から流れる水量を抑制する働きをもち、節水対策として活用されています。

	今できること	これから努力すべきこと
マイカー	○近いところには、マイカーの使用を控え、徒歩や自転車で行きましょう。 ○急発進や急加速、駐停車中のアイドリングをやめ、エコドライブ※を進めましょう。 ○無駄な荷物の積みっぱなしをやめましょう。 ○タイヤの空気圧やエンジンオイルのチェックなど定期的に自動車の整備点検をしましょう。	○低公害車※（ハイブリッド・電気自動車など）に乗りましょう。 
環境家計簿※	○家庭での電気・ガス・灯油、ガソリンなどの使用量を定期的にチェックし、省エネルギーについて考えてみましょう。	○環境家計簿※を用い、家庭でのCO₂排出量を計算し、地球環境への負荷を実感し、省エネルギーの実践に役立てましょう。

※エコドライブ：環境にやさしく、（経済的にも）無駄の少ない運転のことで、急加速・急発進の自粛、早めのアクセルオフ、アイドリングストップ、タイヤの空気圧のこまめなチェックなど、燃費の改善と二酸化炭素の排出の少ない運転をいいます。

(2) ごみ

目 標	市民一人ひとりが3R※（ごみの発生抑制・再使用・リサイクル）を推進し、ごみの焼却や埋め立てに伴う環境への負荷を削減し、ごみのない清潔なまちづくりを進めましょう。	
	今できること	これから努力すべきこと
減量化 資源化	○ごみは決められた方法で分別して、決められた日時や場所に出しましょう。 ○生ごみは水分をたくさん含んでいます。水切りを徹底し、減量化しましょう。 ○紙は資源です。新聞、ダンボール、紙パック、雑誌・その他の紙類の4つに分別しましょう。 ○テレビ、冷蔵庫、エアコンやパソコン、自動車など、リサイクル法で定められた家電製品等は、リサイクル法に定められた回収に出しましょう。 ○必要がなくなったものでもまだ使えるものは、リサイクル展示場、不用品交換制度を活用してなるべくごみにしないようにしましょう。 ○フリーマーケット※等に参加し、不要品の交換など、資源の再利用に協力しましょう。	○生ごみは、コンポスト容器※や電動生ごみ処理機※（市補助金あり）などを使って堆肥化し、ごみとして出さないように努めましょう。 ○庭木などの剪定枝葉は、チップ化や堆肥化するなど、適切にリサイクルしましょう。 ○自治会や子ども会などで、市の資源物回収団体※に登録し、資源物の回収に取り組みましょう。（市助成金あり） ○廃食用油を活用した石鹸づくりなど、廃食用油の有効利用に参加しましょう。
環境美化	○歩きたばこや吸殻・ごみのポイ捨ては止めましょう。 ○全市クリーン大作戦※や地域での環境美化活動などに参加・協力しましょう。	○公園や広場、運動場でのごみ拾いを習慣化しましょう。 ○クリーンパートナー制度※（公共施設里親制度）に参加しましょう。

※フリーマーケット：市民・市民団体による家庭の不要品の交換や販売による資源の再使用を目的に、公共の場所で開催される市。

※コンポスト容器：生ごみを堆肥に変える手伝いをする容器で、コンポスト容器に入れた生ごみの水分は地中に浸み込み、残った有機物の部分は土の中の微生物等の働きで発酵・分解され、数か月程度で堆肥になっていきます。

※電動生ごみ処理機：生ごみをヒーター等の熱源や風で水分を物理的に乾燥したり分解し、減量・減容させる家電製品で、生ごみの容積を約1/7から1/10に減容します。

※資源物回収団体：家庭から出る空き缶、古紙などの資源物を自主的に回収する地域住民で構成する自治会や子育て会などの団体。

※全市クリーン大作戦：市民参加による環境美化活動として、6月第1日曜日及び11月第3日曜日に実施している一斉清掃活動。

※クリーンパートナー制度：市が管理する道路・公園等を、市に代わり市民がボランティアで管理する制度。

(3) 買い物

目 標	物は大切に、できるだけ長く使い続け、故障があった場合は積極的に修理し、安易な買い替えは控えましょう。また、環境にやさしい賢い消費活動を実践しましょう。
環境配慮(行動)の推進	
○ unnecessaryなものを買わず、ごみにならないようにしましょう。 ○ 過剰包装や本のカバーなどを断りましょう。 ○ 牛乳びん、ビールびんなどの繰り返し使用できる容器に入った商品や飲料を利用しましょう。 ○ マイバッグ※などを持参し、レジ袋を受け取らないようにしましょう。 ○ 包装・容器を簡素化している商品を選びましょう。 ○ 環境にやさしい製品（リサイクル原料や再生紙を使用した製品、エコマーク製品※など）を選んで購入しましょう。 ○ フードマイレージ※が少ない農林水産物を購入し、地域の地産地消の活動に協力しましょう。	



※マイバッグ：エコバッグともいう。買い物に際し、商品を入れる買い物袋を持参し、レジ袋等を使わないようにする取り組み。

※エコマーク商品：環境への負荷が少なく環境保全に役立つと認められた商品に付けられる環境ラベルの一種。

※フードマイレージ：食べもの(food)の輸送距離(mileage)のこと。近くでとれた食料の利用など、輸送に伴うエネルギーを減らす取り組みに用いられています。

(4) 安全な暮らし

目 標	環境への配慮により、きれいな水とさわやかな大気のある環境を保全しましょう。また、暮らしの中の騒音・振動や悪臭について理解し、その発生を防止しましょう。	
	今できること	これから努力すべきこと
水環境	○ 農薬や石油等を川に流さないように努めましょう。 ○ 合成洗剤の使用を石けん使用に切り替える、洗剤を使いすぎない、食用油は流しに直接流さないなど、家庭からの排水により水を汚さないように努めましょう。	○ 公共下水道が整備されている地域では、積極的に接続を進めましょう。 ○ 公共下水道が未整備地域では、合併処理浄化槽※の導入（市補助金あり）・浄化槽の維持管理に努めましょう。 ○ 『湧水ボランティア※』や『こどもエコクラブ※』など、河川生物・水環境調査に参加協力しましょう。 ○ 水源かん養等水循環保全に向けた森林の管理活動(除間伐、複層林化等)に協力しましょう。
生活環境	○ ピアノやカラオケ、ペットの鳴き声など、生活騒音の発生を防止するよう努めましょう。 ○ 家庭でのごみ焼却や野焼きを止め、ダイオキシン※などの有害物質発生を抑制しましょう。 ○ 庭木や家庭菜園などの害虫駆除や除草に使う殺虫剤・薬品をできる限り使用しないようにし、やむを得ず使用するときは、使用量を必要最低限にしましょう。	○ 地域で行われるグリーンツーリズム※や体験学習等に参加・協力しましょう。 ○ 家庭や学校で、食の安全などの食育※学習を進めましょう。また、昔から伝わる食文化の継承に協力しましょう。

※湧水ボランティア：湧水地の保全に役立てることを目的に、湧水地の調査・観測を行うボランティア活動。

※こどもエコクラブ：地域の中で主体的に環境学習や環境保全活動を行う数人から数十人程度の小中学生と大人（サポーター）から構成されるクラブ。環境省が平成7年度から活動を支援しています。

(5) 自然保護

目 標

一人ひとりが、地域の優れた自然や歴史文化について学び・ふれあい、地域固有の限りある資源として、積極的な環境保全活動に参加・協力していきましょう。

環境配慮(行動)の推進

- 希少な高山植物や昆虫など、野生動植物の採取や捕獲は止めましょう。
- 優れた自然環境エリアへのむやみな立入や車の乗り入れは止めましょう。
- ペットや外来野生動植物をむやみに捨てたり、植えたりすることは止めましょう。
- 地域で実施されている外来植物等の駆除対策に参加や協力しましょう。
- 湯ノ湖のコカナダモ※刈り取りなど、奥日光の湖沼等の水質保全対策に協力しましょう。
- 湧水地や小川・水路など、地域や市民団体が進める親水空間や生物にやさしい水路の創出など、水辺の再生やビオトープ※づくり活動を進めましょう。
- 植栽や植樹活動、森林の整備活動に協力し、森林の環境保全機能の向上に努めましょう。
- 地域の自然を調べ、里山※や水辺の保全と管理、多様な自然環境の再生を進め、多様な生物が生息生育する環境の保全と創出を進めましょう。
- 地域で行われる里山の保全や管理などのボランティア活動に協力しましょう。
- 優れた自然環境エリア、歴史文化エリアでの歩きタバコや吸殻等のポイ捨ては止めましょう。
- 指定された場所以外でのキャンプやバーベキューなど、たき火や野火は止めましょう。
- 自然景観や歴史文化に配慮した住宅の建設や改築、地元産木材の活用に努めましょう。
- 世界遺産※「日光の社寺」、国特別史跡・特別天然記念物「日光杉並木街道」などの歴史文化遺産の保護・管理に協力しましょう。
- 「足尾銅山」の世界遺産登録、産業と環境保全の環境学習の拠点としての活用に協力しましょう。また、環境学習や緑化活動に参加・協力しましょう。
- 地域の文化財・民俗資料の調査、郷土芸能や祭等の行事に参加・協力し、歴史文化の保全と継承に努めましょう。また、新たな生活文化を創出する活動を進めましょう。

※コカナダモ：関東以西の湖沼、河川などの浅い水中に群生する沈水性の多年草で、アメリカ北東部原産の帰化植物。藻類は生育時には栄養塩類を吸収し、水質浄化作用があると考えられるが、枯れると湖底に堆積し汚濁の原因となっています。

※ビオトープ：生物を意味するバイオ(bio)と場所を意味するトープ(tope)を合成したドイツ語で、生物が生存するための最小空間をいいます。

※世界遺産：1972年の「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約)」に基づいて、世界遺産リストに登録された人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」をもつ建築物や遺跡、地形や生物、景観などをもつ地域などをいいます。

(6) 環境交流

目 標

一人ひとりがもっている地域の環境や環境保全の取り組みについての情報を提供・発信し、情報の共有や交流を深め、地域の環境保全活動に参加・協力していきましょう。

環境配慮(行動)の推進

- 知識や経験を活かし、地域でのエコツーリズム※や体験学習等の取り組みに協力しましょう。
- 林産資源や伝統食材、特産品の利用を進め、地域の農林水産業の育成に協力しましょう。
- 「環境にっこう」※を活用し、地域や地球規模での環境問題について、家族や知り合いと一緒に考えてみましょう。
- 環境に関するひかりの郷にっこう出前講座※、自然観察会、ふれあい・体験学習などに参加し、環境について学び、考えてみましょう。
- 「環境にっこう」に、暮らしの知恵や言い伝え、自然など、自分が知っている環境情報を提供しましょう。
- 環境保全標語募集、市が実施する市政や環境に関する調査に協力しましょう。
- 国際観光文化都市として、自然や歴史文化に配慮した街並みづくりに協力しましょう。
- 市民参加型の地域資源の発見、水辺や里山づくり、環境イベント・交流会などに参加・協力しましょう。
- 市が実施する自然観察や動植物調査などへの参加や調査した結果等の蓄積など、自然環境情報の充実に協力しましょう。

※エコツーリズム：自然・歴史文化など地域固有の資源を生かした観光のことで、旅行者に魅力的な地域資源とのふれあいの機会を提供していくことなどにより、地域の暮らしを安定させ、資源を守っていくことを目的としています。

※「環境にっこう」：市の環境に関する情報を発信・提供するしくみのこと。日光市のホームページと環境機関紙の2つがあります。

※ひかりの郷にっこう出前講座：市の職員、関係機関の職員や専門知識を有する市民の方が講師となって、市民のもとへ出向き、仕事の内容や専門知識を「学習講座」という形で「出前」し、一緒に学習すること。

2 事業者の環境配慮(行動)指針

1) エコオフィス※づくり（全事業種共通）

(1) CO₂（地球温暖化防止）

目 標	日常の業務や事務活動における省資源・省エネルギー対策を進め、CO ₂ 等温室効果ガス※排出量の少ない地球環境にやさしいワークスタイルを築きましょう。	
	今できること	これから努力すべきこと
自動車の利用	○アイドリングストップ※など、エコドライブ※に努めましょう。	○低公害車※や低燃費車の計画的導入を図りましょう。
電気・ガス・灯油	○ウォームビズ・クールビズ※を推進しましょう。 ○空調設備の設定温度は控えめ(目安：冷房時 28℃/暖房時 20℃)にしましょう。 ○昼休みや時間外の不必要な電灯の消灯を徹底しましょう。 ○机や OA 機器を効率的に配置し、OA 機器等は不使用時に電源を切りましょう。	○計画的・効率的業務執行による時間外勤務の削減、営業時間の合理化などにより、夜間の照明や冷暖房の使用を減らしましょう。 ○省エネルギー型の OA 機器や照明器具などの導入を図りましょう。

※エコオフィス：省資源・省エネルギー対策を進め、環境への負荷の少ない事務活動を行っている事業所。

※温室効果ガス：太陽から地球に降り注ぐ光は素通りさせるが、暖まった地球から宇宙に逃げる熱を吸収する性質をもつガスのこと。京都議定書では6種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄）が削減対象になっています。

※アイドリングストップ：自動車が走っていないときにエンジンのかけっぱなし（アイドリング）はやめようという取り組み。

※エコドライブ：環境にやさしく、（経済的にも）無駄の少ない運転のことで、急加速・急発進の自粛、早めのアクセルオフ、アイドリングストップ、タイヤの空気圧のこまめなチェックなど、燃費の改善と二酸化炭素の排出の少ない運転をいいます

※ウォームビズ・クールビズ：働きやすい衣服の重ね着や軽装化により冷暖房のエネルギー使用量（CO₂排出量）を減らす取り組み。

※低公害車：従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、NO_x、粒子状物質、CO₂といった大気汚染物質や温室効果ガスの排出が少ない、又は全く排出しない自動車のこと。電気自動車、天然ガス車、メタノール車、ガソリンエンジン等と電気によるモーターを組み合わせたハイブリッド車などがあます。

(2) ごみ

目 標	日常業務や事務活動における3R※（ごみの発生抑制・再使用・再生利用）の推進により、事業系ごみの減量とリサイクルや適正処理を進め、環境負荷の少ない事業活動を進めていきましょう。	
	今できること	これから努力すべきこと
事務用品の使用等	○両面コピーの徹底やミスコピーの防止に努めましょう。 ○使用済用紙の裏面利用や使用済封筒の再利用を推進しましょう。 ○環境にやさしい製品（リサイクル原料や再生紙を使用した製品、エコマーク製品※など）を選んで購入しましょう。	○資料の電子化による共有化を進め、会議資料の簡素化や最小限部数などを徹底しましょう。
減量化 資源化	○分別回収ボックスを設置するなどして、ごみの分別と資源化を徹底しましょう。 ○事業系ごみは、家庭系ごみとして出さないで適切なリサイクルや収集処理に努めましょう。 ○事業所内で不用になったOA機器、家電、廃棄物等は、リサイクル法や廃棄物処理法に基づいた適正なリサイクルや廃棄物処理を進めましょう。 ○産業廃棄物の処理はマニフェスト制度※（産業廃棄物管理票）に基づき適正に処理しましょう。	○事業所における資源化推進体制を整備し、適正な廃棄物処理及び資源化を進めましょう。 ○生ごみは、コンポスト容器※や電動生ごみ処理機※などを使って堆肥化しましょう。 ○不法投棄の情報提供や不法投棄地での原状回復等に積極的に協力しましょう。
環境美化	○社内教育等による環境美化ルールの遵守に努めましょう。	○事業所周辺の清掃や緑化・花いっぱい運動など、環境美化を進め、地域の人に潤いとやすらぎを提供しましょう。



※エコマーク商品：環境への負荷が少なく環境保全に役立つと認められた商品に付けられる環境ラベルの一種。

※マニフェスト制度：産業廃棄物管理票（マニフェスト）のことで、事業者が産業廃棄物を処理する際に、産業廃棄物の種類、量、運搬先などを記載したマニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付し、排出から最終処分までの流れがチェックできる制度です。

※コンポスト容器：生ごみを堆肥に変える手伝いをする容器で、コンポスト容器に入れた生ごみの水分は地中に浸み込み、残った有機物の部分は土の中の微生物等の働きで発酵・分解され、数か月程度で堆肥になっていきます。

※電動生ごみ処理機：生ごみをヒーター等の熱源や風で水分を物理的に乾燥したり分解し、減量・減容させる家電製品で、生ごみの容積を約1/7から1/10に減容します。

(3) 環境交流

目 標	従業員等への環境教育を進めていきましょう。また、地域での環境学習や環境保全活動への協力や参加など、事業活動における環境保全の取り組みを進め、環境パートナーとして地域住民の理解と交流を深めていきましょう。
環境配慮(行動)の推進	
環境教育・環境学習	○従業員に対する環境教育の強化・充実を図りましょう。 ○「環境にっこう」※や事業者向け環境メール※を活用した社内の環境教育を進めましょう。 ○技術者の講師派遣、環境学習機材の貸し出しなど、地域や学校での環境教育・環境学習等に協力しましょう。
環境保全活動等	○事業場周辺の清掃活動や環境美化活動に参加・協力しましょう。 ○クリーンパートナー制度※への参加・協力など、環境保全への取り組みを積極的に進めましょう。 ○環境保全活動等に積極的に協力しましょう。
環境情報・情報交流	○事業者向け環境メール発信事業に参加しましょう。また、「環境にっこう」や環境メール発信事業への環境情報の提供や寄稿に協力しましょう。 ○ISO14001※やエコアクション 21※の認証取得などにより、エコオフィス※を積極的に推めましょう。 ○事業所の地球温暖化対策報告書や環境報告書の作成・公表など、温室効果ガス※排出量削減や環境保全対策に取り組み、市民や消費者等の理解の向上と交流に努めましょう。

※事業者向け環境メール：日光市の環境施策や環境情報、国・県の情報などを、登録された事業所に市から電子メールで提供するサービス。

※「環境にっこう」：市の環境に関する情報を発信・提供するしくみのこと。日光市のホームページと環境機関紙の2つがあります。

※クリーンパートナー制度：市が管理する道路・公園等を、市に代わり市民がボランティアで管理する制度。

※ISO14001：環境マネジメントシステムの国際規格のひとつで、国際標準化機構（ISO）で制定した環境管理と改善の手法を標準化・体系化したもの。計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、見直し（Action）というPDCAサイクルを構築し、継続的に実施することで環境への負荷の低減を図るしくみをいいます。

※エコアクション21：ISO14001をベースに環境省が策定した環境活動評価プログラムで、中小規模の事業者でも簡易な手法で環境マネジメントの構築ができ、その結果、エネルギー消費量やコストの削減を図ることができる制度です。

※エコオフィス：省資源・省エネルギー対策を進め、環境への負荷の少ない事務活動を行っている事業所。

※温室効果ガス：太陽から地球に降り注ぐ光は素通りさせるが、暖まった地球から宇宙に逃げる熱を吸収する性質をもつガスのこと。京都議定書では6種類（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄）が削減対象になっています。

2) 事業種別環境配慮（行動）指針

(1) 宿泊・飲食業、観光業等（下記以外の環境配慮は、1）、3）を参照して下さい。）

目 標	国際観光文化都市「日光」の優れた自然や歴史文化などの環境資源に支えられ、また、環境交流都市を創造していく重要な役割を果たしている事業であることを認識し、それぞれの事業に応じた積極的な環境保全への取り組みを進めていきましょう。	
	今できること・やらねばならないこと	これから努力すべきこと
CO ₂ （地球 温暖化 防止）	○環境にやさしい宿等の観光施設を積極的にアピールし、使用していない部屋の消灯やエアコンの設定温度を控えるなどをお願いしましょう。	○客室の断熱化、省エネルギー型冷暖房機器の導入、自然採光や風通しの確保などを進め、省エネルギー対策等への滞在者の理解と協力が得られるように工夫しましょう。 ○地域の再生可能エネルギー※の活用による冷暖房の提供など、環境にやさしい滞在環境の提供と事業の独自性を発信しましょう。
ごみ	○滞在者の意向を考慮した食事の提供、食べ残しが出ないサービスの工夫に努めましょう。 ○土産物の販売等に際しては、簡易包装の推奨、包装方法の検討・工夫に努めましょう。 ○事業系生ごみの減量に努めましょう。	○事業系生ごみの飼料化・堆肥化などリサイクルを進めましょう。
公害防 止	○温泉施設からの排水など、事業場からの排水を適正に管理し、河川や水路などの水質を汚濁することがないように努めましょう。（公共下水道への接続、適正な合併処理浄化槽※の設置と浄化槽の維持管理など） ○騒音・振動・悪臭防止など、快適な滞在環境の提供に努めましょう。 ○過度な照明や電飾（イルミネーション）看板の自粛など、夜間照明の適正化と光害防止に努めましょう。	
自然保 護	○日光の優れた自然、歴史文化や環境保全への取り組み情報を発信し、滞在者等の理解と環境保全意識の向上に努めましょう。	○地域や市民団体が実施する自然観察会やふれあい体験、自然調査等に参加し、従業員の環境学習や保全活動を進めるとともに、滞在者への情報提供と啓発に努めましょう。
環境交 流	○「環境にっこう」※や市の観光ホームページ等の閲覧サービスを行うなど滞在者の日光の環境や環境資源を知る機会の提供に努めましょう。	○滞在者向けふれあい体験・交流等の環境学習メニューづくりに参加・協力し、滞在对対応した情報提供に努めましょう。

※合併処理浄化槽：し尿のほか台所、風呂、洗濯など生活排水を併せて処理する施設のこと。し尿だけを処理する単独浄化槽と比べて、放流水の水質を向上させることができます。

※「環境にっこう」：市の環境に関する情報を発信・提供するしくみのこと。日光市のホームページと環境機関紙の2つがあります。

※再生可能エネルギー：自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス資源（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指し、新エネルギーに含まれます。

(2) 卸売・小売業 (下記以外の環境配慮は、1)、3)を参照して下さい。)

目 標	市民の消費活動と密接な関係を有する事業として、環境にやさしい製品等の普及や市民等の 3R 活動、地球温暖化防止活動を支援していきましょう。	
	今できること	これから努力すべきこと
ごみ	○チラシの印刷は必要最低限に努めましょう。 ○簡易包装の推奨、包装方法の検討・工夫（包装紙や梱包材の最小限化）に努めましょう。 ○製品には、廃棄方法（分別・資源化方法など）を分かりやすく明記しましょう。	○マイバッグ持参ポイント制※導入やレジ袋有料化等、レジ袋削減に取り組みましょう。 ○デポジット制度※（預かり金払い戻し制度）を有効に活用し、リサイクルに努めましょう。 ○エコショップ※への参加など、環境にやさしい製品、安全・安心な食品等の販売に努めましょう。 ○再生資源を利用した製品や材料を使用する、再生品の販売・使用を進めましょう。
その他	○有機農法や環境保全型農業による地元食材など安心できる新鮮な食品を販売しましょう。	○森林や除間伐材の木質バイオマス資源※や地元産材の販売や活用を進め、地域の森林の維持管理に協力しましょう。

※マイバッグ持参ポイント制：マイバッグ（買い物袋等）の持参者に、レジ袋の代わりにスタンプ等でポイントを与え、ポイントが貯まると割引などの買い物の特典が得られるしくみ。

※デポジット制度：預託金制度（「預かり金払い戻し制度」ともいう。）で、製品価格に一定金額の「デポジット（預託金）」を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却することにより製品や容器の回収を促進する制度。

※エコショップ：自治体等のエコショップ制度に基づいて、ごみ減量化・リサイクルに積極的に取り組むことを自ら宣言し、登録した小売店。

※木質バイオマス資源：バイオマスは、生物資源（バイオ）と量（マス）を合わせた造語で、再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料を除く）の総称で、「木質バイオマス資源」は、樹木の伐採や造材時に発生した枝・葉などの林地残材の木材等からなるバイオマス資源をいいます。

(3) 運輸・流通業 (下記以外の環境配慮は、1)、3)を参照して下さい。)

目 標	エコドライブ※の徹底、貨物や旅客輸送の効率化など、自動車利用に伴う環境負荷の低減に努めていきましょう。	
	今できること	これから努力すべきこと
	○貨物車両等の排ガス対策を進めましょう。 ○過積載防止に努め、騒音や振動の未然防止に努めましょう。	○物流の合理化を進め、稼働車両台数の削減に努めましょう。 ○公共交通機関として、利用の向上が図れる取り組みを進めましょう。

※エコドライブ：環境にやさしく、（経済的にも）無駄の少ない運転のことで、急加速・急発進の自粛、早めのアクセルオフ、アイドリングストップ、タイヤの空気圧のこまめなチェックなど、燃費の改善と二酸化炭素の排出の少ない運転をいいます。

(4) 製造・加工業 (下記以外の環境配慮は、1)、3)を参照して下さい。)

目 標	事業活動に伴う公害防止や地球温暖化防止などの環境保全対策を進めましょう。また、消費者の消費行動により支えられている事業として、環境にやさしい製品の製造・供給、修理などに努めていきましょう。	
	今できること	これから努力すべきこと
CO ₂ (地球温暖化防止)	○製造工程の見直し、効率化などにより、省資源・省エネルギー対策を進めましょう。	○製造工程等を踏まえた自然エネルギー※や再生可能エネルギー※の有効利用に努めましょう。 ○材料の仕入れから製造・輸送・販売、リサイクルや廃棄など、商品のライフサイクルに配慮した省エネルギー対策やエネルギー効率利用の推進に努めましょう。
ごみ	○環境にやさしい製品、安全・安心な食品等の製造に努めましょう。 ○商品の包装方法の検討・工夫（包装紙や梱包材の最小限化）を進めましょう。	○自社製品の修理・再使用のしくみづくり、廃棄に際しての回収及びリサイクル等のしくみづくりを進めましょう。 ○地域や市内の企業との連携による廃棄物の相互活用など、廃棄物を排出さないシステムづくり（ゼロエミッション※）を進めていきましょう。
公害防止	○工場・事業場からの排水を適正に管理・処理し、浄化対策の徹底など、河川や水路等水質汚染や土壌・地下水汚染等の防止対策を進めましょう。 ○工場や事業場からの大気汚染、騒音・振動・悪臭等の未然防止を進めましょう。	○事業所の環境報告書の作成を進め、市民等への公表など、相互理解の向上に努めましょう。
自然保護	○日光の豊かな水を利用した製品づくりを進めましょう。 ○日光のおいしい水を利用した製品のPRと活用に努めましょう。	○豊かな森林資源などの木質バイオマス資源※としての活用や地元産材の活用による事業の検討などにより、森林の整備や森林環境の向上に協力しましょう。



※自然エネルギー：再生可能エネルギーのうち、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なもの）や風力、地熱、波力、温度差などのエネルギー。

※再生可能エネルギー：自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス資源（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指し、新エネルギーに含まれます。

※ゼロエミッション：産業活動から排出される廃棄物など全てを、ほかの産業の資源として活用し、全体として廃棄物を出さない生産のあり方を目指す考え方をいう。3Rの推進により、廃棄物の最終処分量を「ゼロ」にする取組を指すこともあります。

(5) 農林水産業 (下記以外の環境配慮は、1)、3)を参照して下さい。)

目 標	地域の自然環境と密接に関連した事業として、適切な環境保全対策を進めていきましょう。また、地域の環境保全活動に積極的に協力し、より良好な状態での環境の保全と継承に努めていきましょう。	
	今できること	これから努力すべきこと
ごみ	○事業活動に伴う生ごみの堆肥化・飼料化と活用に努めましょう。	○間伐材等林産廃棄物、農産廃棄物の資源化に努めましょう。
農地保全	○農薬や化学肥料等の適正使用と削減に努めましょう。また、農薬等の空中散布の自粛と適正化に努めましょう。	○農業用水路やため池等における水質浄化機能の確保など、用排水路の保全に努めましょう。
自然保護	○豊かな森林資源などの木質バイオマス資源※としての活用や地元産材の活用に配慮し、森林の整備や森林環境の向上に協力しましょう。 ○農地・水・環境保全向上対策事業※に協力し、農地・水等の良好な環境の保全に取り組みましょう。	○地域や市民団体が実施する自然観察会やふれあい体験、自然調査等に協力しましょう。
環境交流	○地域の伝統食材や林産資源の保全と継承に努め、食育※学習や地産地消※、地域の特産品を活かした地域づくりを進めましょう。 ○有機農業※や環境保全型農業など、生産者の顔の見える安心な農産物の活用を進め、地域の地産地消への参加・協力や環境に配慮した農業等を進めましょう。	○食・農・環境教育の一環として行われる学校での作物づくりに協力し、作物づくりや食材を活かした調理、食と農業・環境とのかかわりなどの食育※学習に協力しましょう。

※木質バイオマス資源：バイオマスは、生物資源（バイオ）と量（マス）を合わせた造語で、再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料を除く）の総称で、そのうち樹木の伐採や造材時に発生した枝・葉などの林地残材などの木材からなる資源のことを「木質バイオマス資源」といいます。

※農地・水・環境保全向上対策事業：農地・農業用水等の資源や農村環境を守り、質を高める地域共同の取組と、環境保全に向けた先進的な営農活動を総合的に支援し、農地・水・環境の良好な保全とその質の向上を図る事業です。

※食育：食育は、「食」に関する様々な経験や学習により「食」を選択する知識を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

※地産地消：地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費することで、地域生産地域消費の略。

※有機農業：自然環境や生態系と調和した形で実践されることを目指した農業の形態で、有機農法、有機栽培ともいわれます。

3) 事業所の建設等に際しての環境配慮（行動） （下記以外の環境配慮は、1）、2を参照して下さい。）

目 標	新たな事業の立案・実施、事業場の建設・整備に際しては、地域の自然環境や生活環境への影響、操業・供用に伴う環境負荷の増大等について十分に配慮し、適切な未然防止対策の実施に努めましょう。
環境配慮（行動）の推進	
CO ₂ （地球温暖化防止）	○事業所の省エネルギー性能の向上、敷地内や壁面・屋上等事業所周辺緑化など、環境に配慮した事業所の整備を進めましょう。 ○事業所の省エネルギー対策や太陽光発電・太陽熱利用などの新エネルギー※の導入に努めましょう。 ○使用水の循環利用、雨水利用施設の整備など、水資源の有効利用に努めましょう。
ごみ	○建物等の解体における資源分別の徹底、積極的な建設廃材の再資源化と有効利用に努めましょう。 ○工場・事業場の建設に際しては、解体時における建設廃棄物のリサイクルを考慮し、廃棄物の発生を少なくする工夫に努めましょう。
公害防止	○建設作業等に伴う騒音・振動の発生防止、低騒音・低振動型の機械や工法の採用に努め、生物の生息環境や生活環境への影響を減らしましょう。 ○土地の埋立てに際しては、埋立て土砂等の中に有害物質が含まれないよう十分に配慮しましょう。
自然保護	○絶滅危惧種や希少生物の生息生育地での事業所の立地や施設整備等は控えましょう。 ○事業場の立地や施設整備等に際しては、自然環境や自然景観、歴史文化遺産や歴史文化環境などの保護・保全と継承に積極的に努めましょう。 ○敷地内や事業所周辺の緑化やビオトープ※づくり、緑地の維持管理などに努めましょう。また、所有する資材置き場や空き地などの雑草刈りや清掃などに努めましょう。
環境交流	○環境交流都市として、自然環境や歴史文化環境に配慮した街並みづくりに協力しましょう。

※新エネルギー：太陽光発電や風力発電などの「再生可能エネルギー」のうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーの総称。

※ビオトープ：生物を意味するバイオ（bio）と場所を意味するトープ（tope）を合成したドイツ語で、生物が生存するための最小空間をいいます。

3 滞在者の環境配慮(行動)指針

1) 滞在者(観光・旅行者、研修・ふれあい体験者、滞在や通過する人々)の環境配慮(行動)

目 標	地域の優れた自然や歴史文化を享受するための責務を共有し、一人ひとりが滞在中に伴う環境への負荷の低減に努めましょう。	
	今できること	これから努力すべきこと
CO ₂ (地球温暖化防止)	○自動車の使用に際しては、アイドリングストップ※の実践、急発進・急加速の自粛など、環境にやさしい車の運転(エコドライブ※)を実践しましょう。 ○電気・ガス・水道などの使用を節減し、滞在中に伴う温室効果ガスの排出削減に協力しましょう。	
ごみ	○ごみの持ち帰り等に協力し、滞在中に伴うごみ発生抑制に協力しましょう。 ○滞在中に伴って発生するごみの分別を徹底し、リサイクルに協力しましょう。 ○食べ残しが出ないように、食べられる量の料理の注文などに配慮しましょう。 ○クリーンキャンペーン※や地域での環境美化活動に協力しましょう。 ○土産物などの過剰包装や容器を断るなどごみの発生抑制に協力しましょう。	
生活環境	○滞在中に伴う騒音の発生を防止するよう努めましょう。	○日光のおいしい水や多彩な水環境とのふれあい活動に参加し、日光の水環境や水資源について考えましょう。
自然保護	○絶滅危惧種や希少生物の生息生育地の保全に努めましょう。また、希少な高山植物や昆虫など、野生動植物の採取や捕獲は止めましょう。 ○歩きたばこやごみのポイ捨ては止めましょう。また、指定されたキャンプ場以外でのキャンプやバーベキュー等は止めましょう。 ○オオハングソン※などの外来植物除去運動に参加し、地域固有の野生動植物の保護に努めましょう。	○世界遺産※「日光の社寺」、国特別史跡・特別天然記念物「日光杉並木街道」などの歴史文化遺産の保護・管理に協力しましょう。 ○「足尾銅山」の世界遺産登録、公害対策と環境保全の環境学習の拠点としての活用に参加しましょう。また、環境学習や緑化活動に参加・協力しましょう。 ○ラムサール条約※登録湿地「奥日光の湿原」や鬼怒沼湿原、弁天沼など、市内に分布する多様な湿原の重要性や希少性について学び、その保全に協力しましょう。
環境交流	○地域で実施するエコツアー※や自然体験などの取り組み、地域の地産地消※活動に参加しましょう。 ○「環境にっこう」など、環境に関する情報を知り、地域の環境状況の把握や環境保全への理解と協力に努めましょう。	○地域の文化財や民俗資料の調査・研究、地域で継承されてきた郷土芸能や祭等の行事に参加し、地域の歴史文化について学びましょう。

※クリーンキャンペーン：美しい景観と環境を守るための清掃活動や空き缶等の投げ捨て防止などの啓発活動のこと。

※オオハングソン：北アメリカ原産のキク科の帰化植物で、草丈は2mを越え、種子とともに地下茎で繁殖する多年草。湿原周辺などに繁殖して在来種の生育に大きな影響を与える可能性があり、特定外来生物に指定されています。

※世界遺産：1972年の「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」に基づいて、世界遺産リストに登録された人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」をもつ建築物や遺跡、地形や生物、景観などをもつ地域などをいいます。

※ラムサール条約：1971年にラムサール国際会議において採択された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。

資料編

I 計画策定の経過等

- 1 計画策定の経過
- 2 環境審議会
- 3 策定検討委員会

II 参考資料

- 1 関連する主な法律
- 2 環境基準
- 3 温室効果ガス排出状況
(日光市全域)
- 4 その他

III 用語の解説

I 計画策定の経過等

1 計画策定の経過

時 期	名 称	内 容
平成 20 年		
4 月 1 日	環境審議会公募委員の募集	市広報とHPに掲載
8 月 1 日	第 1 回環境審議会	委員委嘱、会長・副会長の選出、審議会業務・スケジュール説明
11 月 20 日	第 1 回策定検討委員会	計画骨子・委員会業務・スケジュール説明、基本的事項協議
11 月 27 日	部長会議	基本的事項協議
12 月 15 日	策定検討委員会調査	各課へ環境施策の照会
12 月 19 日	第 2 回環境審議会	基本的事項協議
平成 21 年		
1 月 27 日	部長会議	基本的事項修正案協議
2 月 2 日	庁議	基本的事項修正案協議
3 月 9 日	第 2 回策定検討委員会	環境調査報告書の報告、施策の体系協議
3 月 27 日	第 3 回環境審議会	環境調査報告書の報告、施策の体系協議
7 月 2 日	第 3 回策定検討委員会	施策の展開（推進編）の協議
7 月 6 日	策定検討委員会調査	各課へ施策の展開（推進編）の照会
8 月 4 日	第 4 回策定検討委員会	施策の展開（推進編）・重点プロジェクト・主体別環境配慮（行動）指針協議
8 月 25 日	部長会議	施策の展開（推進編）・重点プロジェクト・主体別環境配慮（行動）指針協議
10 月 5 日	第 4 回環境審議会	施策の展開（推進編）・重点プロジェクト・主体別環境配慮（行動）指針協議
10 月 22 日	部長会議	環境基本計画素案の調整
11 月 6 日	庁議	環境基本計画原案の調整
12 月 3 日	第 5 回環境審議会	環境基本計画原案の諮問

時 期	名 称	内 容
12 月 21 日	環境審議会	環境基本計画原案の答申
12 月 18 日 平成 22 年 (1 月 18 日	パブリックコメント	環境基本計画原案の公表と意見募集
1 月 27 日	部長会議	環境審議会答申・パブリックコメントの結果報告
2 月 9 日	庁議	環境審議会答申・パブリックコメントの結果報告 環境基本計画最終案決定
2 月		環境基本計画策定

2 環境審議会

2-1 日光市環境審議会条例

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、日光市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事務を調査し、又は審議する。

- (1) 環境保全対策の基本方針に関すること。
- (2) 環境保全に関する重要施策の実施に関すること。
- (3) その他環境保全対策に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募の市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 市民団体を代表する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門委員)

第7条 審議会に、専門事項の調査及び研究をさせるため必要に応じて、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、審議会の同意を得て市長が委嘱する。

3 専門委員は、専門事項について調査及び研究した事項に関し、審議会に意見を述べることができる。

4 専門委員は、専門事項の調査及び研究が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第8条 審議会は、第2条の所掌事項を審議するため必要があると認めたときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員をもって組織し、部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 部会長は、部会の経過及びその結果を審議会に報告しなければならない。

6 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(事務局)

第9条 審議会の庶務は、市民環境部環境課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に開かれる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

2-2 日光市環境審議会委員名簿（任期：平成20年8月1日～平成22年7月31日）

（敬称略、順不同）

職 名	委員区分	氏 名	所 属
委 員	(1)公募の市民	中田 智	市民（日光地域）
委 員	(1)公募の市民	星野初代	市民（日光地域）
委 員	(1)公募の市民	手塚悦子	市民（今市地域）
委 員	(2)学識経験を有する者	加藤弘二	宇都宮大学農学部環境経済学准教授
委 員	(2)学識経験を有する者	秋山吉信	日光自然博物館業務部長（～H21.3.31）
委 員	(2)学識経験を有する者	片浦康法	日光自然博物館業務部長（H21.4.1～）
委 員	(3)事業者を代表する者	神代博之	古河電工(株)日光事業所長
委 員	(3)事業者を代表する者	江田育雄	(株)大昌電子栃木工場取締役工場長
委 員	(3)事業者を代表する者	黒田保夫	東京電力(株)栃木北支社副支社長
会 長	(4)市民団体を代表する者	早川 恒	日光市自治会総連合会会長
委 員	(4)市民団体を代表する者	藤本秀夫	鬼怒川・川治温泉観光協会理事
副 会 長	(4)市民団体を代表する者	兼目和子	日光市消費者友の会会長
委 員	(4)市民団体を代表する者	久保田義子	日光市足尾地域女性団体連絡協議会理事
委 員	(5)関係行政機関の職員	番匠克二	環境省 日光自然環境事務所長
委 員	(5)関係行政機関の職員	塚原正博	栃木県県西環境森林事務所環境部長
委 員	(6)地域推薦	阿久津睦子	市民（栗山地域）

3 策定検討委員会

3-1 日光市環境基本計画策定検討委員会設置要領

(設置)

第1条 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、日光市環境基本計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、環境の保全に関する調査検討を行い、日光市環境基本計画の原案策定を行なう。

(組織)

第3条 委員会は別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には市民環境部長の職にある者をもって充て、副委員長には市民環境部環境課長の職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は第2条に定める所掌事項を終了し、その内容を市長に報告するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、第2条に定める所掌事項について終了したときは、その内容を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 庶務は、市民環境部環境課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるものの他必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成20年5月14日から実施する。

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

別表

市民環境部長	総合政策課長
総務課長	生活安全課長
高齢福祉課長	健康課長
観光交流課長	商工課長
農林課長	都市計画課長
建設課長	下水道課長
水道課長	学校教育課長
生涯学習課長	消防本部総務課長
日光総合支所総務課長	藤原総合支所総務課長
足尾総合支所総務課長	栗山総合支所総務課長
環境課長	

3-2 日光市環境基本計画策定検討委員会名簿

	職名	所属(平成 20 年度)	所属(平成 21 年度)
1	委員長	市民環境部長	市民環境部長
2	副委員長	環境課長	環境課長
3	委員	総合政策課長	総合政策課長
4	委員	総務課長	総務課長
5	委員	生活安全課長	生活安全課長
6	委員	厚生福祉課長	※ 高齢福祉課長
7	委員	健康課長	健康課長
8	委員	観光課長	※ 観光交流課長
9	委員	商工課長	商工課長
10	委員	農林課長	農林課長
11	委員	都市計画課長	都市計画課長
12	委員	建設課長	建設課長
13	委員	下水道課長	下水道課長
14	委員	水道課長	水道課長
15	委員	学校教育課長	学校教育課長
16	委員	生涯学習課長	生涯学習課長
17	委員	消防本部総務課長	消防本部総務課長
18	委員	日光総合支所総務課長	日光総合支所総務課長
19	委員	藤原総合支所総務課長	藤原総合支所総務課長
20	委員	足尾総合支所総務課長	足尾総合支所総務課長
21	委員	栗山総合支所総務課長	栗山総合支所総務課長

※平成 21 年度機構改革による委員の変更

Ⅱ 参考資料

1 関連する主な法律

1948(S23)年	温泉法	化製場等に関する法律	農薬取締法
1949(S24)年	土地改良法		
1950(S25)年	鉱業法	文化財保護法	
1951(S26)年	水産資源保護法	1952(S.27)年 森林法	1953(S.28)年 農地法
1956(S31)年	工業用水法		
1957(S32)年	自然公園法	水道法	
1958(S33)年	下水道法		
1962(S37)年	地下水採取規制法(建築物用地下水の採取の規制に関する法律)		
1964(S39)年	河川法		
1967(S42)年	公害対策基本法(1993 年廃止)		
1968(S43)年	大気汚染防止法	騒音規制法	
1969(S44)年	農振法(農業振興地域の整備に関する法律)		都市計画法
1970(S45)年	水質汚濁防止法		
	土壌汚染防止法(農用地の土壌の汚染防止等に関する法律)		
	廃棄物処理清掃法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)		
	公害紛争処理法		
	公害防止事業費事業者負担法		
1971(S46)年	悪臭防止法		
	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律		
1972(S47)年	自然環境保全法		
1973(S48)年	動物愛護管理法(動物の愛護及び管理に関する法律)		
	公害健康被害の補償等に関する法律		
	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律		
1974(S49)年	国土利用計画法		
1975(S50)年	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法		
1976(S51)年	振動規制法		
1979(S54)年	省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)		
1980(S55)年	幹線道路の沿道の整備に関する法律		
1983(S58)年	浄化槽法		
1984(S59)年	湖沼水質保全特別措置法		
1988(S63)年	オゾン層保護法(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律)		
1991(H03)年	資源有効利用促進法(資源の有効な利用の促進に関する法律)		
1992(H04)年	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律		
	絶滅危惧種の保存法(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)		
	自動車 NOx・PM 法(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法)		
	バーゼル法/バーゼル条約国内法(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律)		
1993(H05)年	環境基本法		
	環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律		
1994(H06)年	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法		
1995(H07)年	容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)		
1997(H09)年	南極地域の環境の保護に関する法律		
	環境影響評価法		
	改正/廃棄物処理法(施行) 改正/河川法(施行)		
1998(H10)年	家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)		
	地球温暖化対策推進法(地球温暖化対策の推進に関する法律)		
	改正/省エネ法		
1999(H11)年	化管法(PRTR 法)(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)		
	ダイオキシン類対策特別措置法		
	家畜排せつ物法(家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律)		

(カッコの前は通称名、カッコ内は正式名称)

2000(H12)年	グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)	
	建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	
	循環型社会形成推進基本法	
	食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)	
	容器包装リサイクル法(施行)	
2001(H13)年	フロン回収・破壊法(特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律)	
	PCB 特措法(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法)	
	家電リサイクル法(施行)	
	資源有効利用促進法(施行)	
	改正/農地法施行	改正/漁業法施行
2002(H14)年	土壌汚染対策法	
	自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)	
	自然再生推進法	
	エネルギー政策基本法	
	建設リサイクル法(全面施行)	
2003(H15)年	改正/鳥獣保護法(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)	
	環境保全活動・環境教育推進法(環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律)	
	カルタヘナ法(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律)	
	自動車 NOx・PM 法(全面施行)	
	土壌汚染対策法(施行)	改正/農薬取締法(施行)
2004(H16)年	環境配慮促進法(環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律)	
	特定外来生物被害防止法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)	
	景観緑三法: 景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律	
	改正/森林法(施行)	
	家畜排せつ物法(全面施行)	
2005(H17)年	地域再生法	
	オフロード法(特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律)	
	食育基本法	
	自動車リサイクル法(全面施行)	
	改正/海洋汚染防止法(施行)	
2006(H18)年	住生活基本法	
	有機農業推進法(有機農業の推進に関する法律)	
	観光立国推進基本法	
	改正/省エネ法(施行)	
	改正/動物愛護管理法(施行)	
2007(H19)年	環境配慮契約法(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律)	
	エコツーリズム推進法	
	改正/フロン回収・破壊法(施行)	改正/農振法(施行)
	改正/鳥獣保護法(施行)	改正/都市計画法(施行)
	改正/温泉法(施行)	
2008(H20)年	農林漁業バイオ燃料法(農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律)	
	生物多様性基本法	
	改正/地球温暖化対策推進法	改正/省エネ法
	改正/自動車 NOx・PM 法(施行)	
	改正/容器包装リサイクル法(完全施行)	改正/廃棄物処理法(施行)
2009(H21)年	改正/環境影響評価法	
	改正/土壌汚染対策法	改正/自然公園法及び自然環境保全法
	改正/化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	

(カッコの前は通称名、カッコ内は正式名称)

2 環境基準

環境基準とは、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものです。

環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものとして位置づけられます。

そして、環境基準は、現に得られる限りの科学的知見を基礎として定められているもので、常に新しい科学的知見の収集に努め、適切な科学的判断が加えられていかなければならないものです。（環境省より）

1) 大気環境

(1) 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件(設定年月日等)	測定方法
二酸化いおう (SO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。 (48.5.16 告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。(48.5.8 告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。(48. 5.8 告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。 (53. 7.11 告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が 0.06ppm 以下であること。 (48.5.8 告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

- 備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
- 3 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

(2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が ^g 0.003mg/m ³ 以下であること。 (H9.2.4 告示)	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有使用可能とする。
トリクロロエチレン	1年平均値が ^g 0.2mg/m ³ 以下であること。 (H9.2.4 告示)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が ^g 0.2mg/m ³ 以下であること。 (H9.2.4 告示)	
ジクロロメタン	1年平均値が ^g 0.15mg/m ³ 以下であること。 (H13.4.20 告示)	

備考 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

(3) ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ダイオキシン類	1年平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。 (H11.12.27 告示)	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。
備考 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。		

(4) 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
微小粒子状物質	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。 (H21.9.9 告示)	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
備考 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。		

2) 水環境

(1) 水質汚濁に係る環境基準

①人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/ℓ 以下	規格 65.2 に定める方法
砒素	0.01mg/ℓ 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/ℓ 以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/ℓ 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/ℓ 以下	規格 34.1 に定める方法又は規格 34.1(c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/ℓ 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

②生活環境の保全に関する環境基準

河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及びA以 下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml 以下	第1の2 の(2)に より水域 類型ごと に指定 する水 域
A	水道2級、水産1級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml 以下	
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml 以下	
C	水産3級、工業用水1 級及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	
D	工業用水2級、農業 用水及びEの欄に掲 げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/ℓ 以上	—	
測定方法		規格 12.1 に 定める方法 又はガラス 電極を用い る水質自動 監視測定装 置によりこれ と同程度の 計測結果の 得られる方 法	規格 21 に定 める方法	付表8に掲げ る方法	規格 32 に定 める方法又 は隔膜電極 を用いる水質 自動監視測 定装置により これと同程度 の計測結果 の得られる方 法	最確数による 定量法	
備考 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。							
2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。							
3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。							
4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。							
試料 10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階（試料量が 0.1ml 以下の場合は 1ml に希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100ml 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。							
(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全							
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの							
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの							
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの							
3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用水産3級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用							
4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの							
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの							
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの							
5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度							

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当 水域
		全亜鉛		
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下		第1の2 の(2)に より水域 類型ごと に指定 する水 域
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下		
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下		
生物 特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下		
測定方法		規格 53 に定める方法(準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表9の1(1)による。)		
備考 1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)				

湖沼 (天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級、水産1級、 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml 以下	第1の2 の(2)に より水域 類型ごと に指定 する水域
A	水道2,3級、水産2 級、水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml 以下	
B	水産3級、工業用水1 級、農業用水及びCの 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/ℓ 以上	—	
測定方法		規格 12.1 に 定める方法 又はガラス電 極を用いる 水質自動監 視測定装置 によりこれと 同程度の計 測結果の得 られる方法	規格 17 に定 める方法	付表8に掲げ る方法	規格 32 に定 める方法又 は隔膜電極 を用いる水質 自動監視測 定装置により これと同程度 の計測結果 の得られる方 法	最確数による 定量法	
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							
(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全 2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 3 水産1級:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用 水産3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度							

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ 以下	0.005mg/ℓ 以下	第1の2の(2)により水域類型毎に指定する水域
Ⅱ	水道1,2,3級(特殊なものを除く。)、水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下	
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下	
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/ℓ 以下	0.1mg/ℓ 以下	
測定方法		規格 45.2, 45.3 又は 45.4 に定める方法	規格 46.3 に定める方法	
備考 1 基準値は年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				
(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全 2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。) 3 水産1種:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用 水産2種:ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用 水産3種:コイ、フナ等の水産生物用 4 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度				

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	
生物 特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法(準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表9の1(1)による。)	

(2) 地下水汚染に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/ℓ 以下	規格 65.2 に定める方法
砒素	0.01mg/ℓ 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/ℓ 以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/ℓ 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/ℓ 以下	規格 34.1 に定める方法又は規格 34.1(c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合に あつては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/ℓ 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

3) 騒音等環境

騒音に係る環境基準

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼	間夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

4) 土壌汚染

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法
砒(ひ)素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.32に定める方法
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.32に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.32に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.32に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.32に定める方法
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。	規格34.1に定める方法又は規格34.1c(注6第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びバイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること。	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法

備考 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

5) ダイオキシン類

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/l 以下	日本工業規格K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパーラジオキシンをいう。以下同じ。))及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)
備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパーラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。		

3 市域の温室効果ガス排出状況（日光市全域）

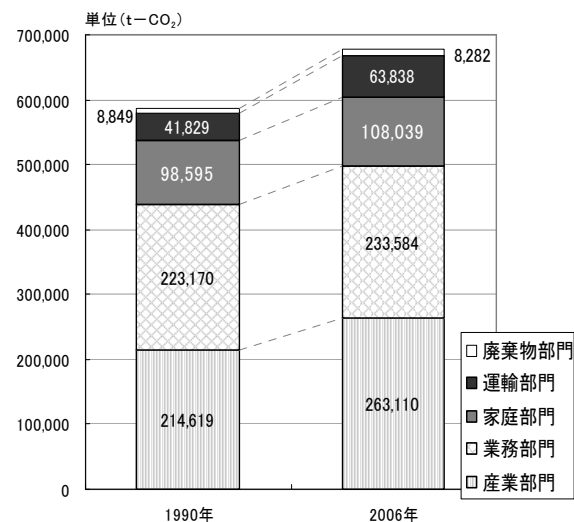
対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボンの4種類で、以下の温室効果ガスを排出する活動量に、活動の種類に固有の排出係数を乗じることによって求め、次の部門ごとに算出しています。

（部門） 温室効果ガスを排出する活動量	温室効果ガス排出量の算出部門						
	産業部門			民生 業務 部門 第三次 産業	民生 家庭 部門	運輸 部門 自家用車	廃棄物 部門 ごみ 排水処理
	農業	建設業・ 鉱業	製造業				
・燃料の使用 （石炭、石炭製品、石油製品、都市ガス）	○	○	○	○	○	○	
・電気の使用（自家発電を除く）	○	○	○	○	○		
・稲の耕作	○						
・家畜の飼養・ふん尿処理	○						
・カーエアコンの使用に伴うHFCの漏洩						○	
・下水またはし尿の処理							○
・浄化槽の使用							○
・一般廃棄物の焼却							○
・廃プラスチックの焼却							○

部門別温室効果ガス排出量(t-CO₂)

	平成2年 ①	平成18 年②	増加量③ (②-①)	増加率 ③/①
産業部門	214,619	263,110	48,491	23%
業務部門	223,170	233,584	10,414	5%
家庭部門	98,595	108,039	9,444	10%
運輸部門	41,829	63,838	22,009	53%
廃棄物部門	8,849	8,282	-567	-6%
総排出量	587,062	676,853	89,791	15%

人口 人	96,859	93,158	-3,701	-3.8%
世帯数	30,186	33,835	3,649	12.1%
1人当たり t/人	6.1	7.3	1.2	19.9%
1世帯〃 t/世帯	19.4	20.0	0.6	2.9%



市域の温室効果ガス排出量は、2006（平成18）年は約677千トンと、京都議定書の基準年である1990（平成2）年レベルの排出量約587千トンに比べ、15%増加しています。

排出量が特に多いのは、農業、建設業・鉱業、製造業からなる産業部門（約263千トン）と、第三次産業の民生業務部門（約233千トン）で、この二つの部門で市域の温室効果ガス排出量の約73%を占めています。

1990（平成2）年レベルに比べ排出量の増加率が最も高かったのは運輸部門で、自家用車の保有台数やガソリン使用量の増加に伴い基準年比で53%増加となっています。

なお、家庭部門では、世帯数の増加（1990年比約12%増加）に伴い、電力使用量が1990年比で約44%増加していますが、石油製品の使用量が約20%減少したことにより、温室効果ガス排出量は全体で約10%の増加となっています。

廃棄物部門では、し尿処理に伴うメタンや一酸化二窒素が増加している反面、ビニール、ゴム等の廃プラスチックや一般廃棄物の焼却量の減少に伴い、1990年比で温室効果ガスの排出量は約6%減少となっています。

なお、市民1人当たりの温室効果ガス排出量は、1990年に比べ、1.2トン、約20%の増加となっています。1世帯当たりでは1990年に比べ0.6トン、約3%の増加となっています。

部門別温室効果ガス排出量①(t-CO₂)

1990年 平成2年	計①						メタン	一酸化二窒素	HFC (フロン類)	計② CO ₂ 換算	合計 ①+②
	石炭	石炭製品	石油製品	都市ガス	電力	t-CO ₂	Kg-CH ₄	kg-N ₂ O	kg-HFC	t-CO ₂	t-CO ₂
農林水産業			8,931		891	9,822	999,605	33,634		31,418	41,240
建設業・鉱業	51	284	15,145	1,112	10,242	26,835					26,835
製造業	6,990	5,901	38,308	1,973	93,371	146,543					146,543
産業部門	7,041	6,185	62,384	3,085	104,504	183,200	999,605	33,634	0	31,418	214,618
業務部門			98,269	3,462	121,439	223,170					223,170
家庭部門			46,376	702	51,517	98,595					98,595
運輸部門			41,122			41,122			544	707	41,829
下水・し尿処理							5,767	1,049		446	446
浄化槽使用							7,233	442		289	289
一般廃棄物焼却							2,637	2,161		725	725
廃プラスチック焼却						7,389					7,389
廃棄物部門						7,389	15,637	3,652		1,460	8,849

2006年 平成18年	計①						メタン	一酸化二窒素	HFC (フロン類)	計② CO ₂ 換算	合計 ①+②
	石炭	石炭製品	石油製品	都市ガス	電力	t-CO ₂	Kg-CH ₄	kg-N ₂ O	kg-HFC	t-CO ₂	t-CO ₂
農林水産業			16,608		3,057	19,665	696,301	23,766		21,990	41,655
建設業・鉱業	17	117	8,626		4,260	13,970					13,970
製造業	13,175	4,645	39,991	4,963	144,711	207,485					207,485
産業部門	13,192	4,762	65,225	5,913	152,028	241,120	696,301	23,766		21,990	263,110
業務部門			87,407	2,782	143,394	233,584					233,584
家庭部門			37,501	455	70,082	108,039					108,039
運輸部門			62,709			62,709			868	1,128	63,837
下水・し尿処理							11,169	1,837		804	804
浄化槽使用							16,661	729		576	576
一般廃棄物焼却							2,216	1,778		598	598
廃プラスチック焼却						6,305					6,305
廃棄物部門						6,305	30,046	4,344	0	1,978	8,283

4 その他

1) 市域で環境保全活動を行っている主な市民団体（NPO 法人含む）

団体名(順不同)	活動地域	主な活動内容等	
NPO 法人日光東町みんなのまちづくり	日光	認証NPO(県)	世界遺産日光の社寺の門前町に相応しいまちづくりなど
NPO 法人鶏頂山	藤原	認証NPO(県)	国有林鶏頂山スキー場関連事業、自然保全、スポーツ振興など
NPO 法人大室の森林(もり)をつなぐ会	今市	認証NPO(県)	森林を中心とした農山村の美しい風景の保全と文化の継承等
NPO 法人日光森林園	日光	認証NPO(県)	日光森林園を拠点とした体験学習、施設活用事業、交流
NPO 法人足尾歴史館	足尾		足尾地域内に残る歴史的資源、伝統文化の普及と継承
NPO 法人足尾に緑を育てる会	足尾	認証NPO(県) 森林ボランティア	煙害で荒廃した足尾の山の緑化活動、環境問題への取組
大室の森林(もり)をつなぐ会	今市	森林ボランティア	山をきれいに元気にする活動
リュウオウフォレストパーク	藤原	森林ボランティア	国有林「龍王ふれあいの森」での植栽、手入れなど
所野自治会緑化推進委員会	日光	森林ボランティア	所野地区の神社・学校・公道沿いの樹林地の刈り払い等
野生生物愛護ネットワーク	日光	森林ボランティア	日光森林管理署に作業申請、お手植えの松の管理等
日光ユネスコ協会	日光	ぽぽら※登録	世界遺産の環境保護、地球温暖化防止
NPO 法人国際自然大学校日光霧降校	日光	ぽぽら登録	自然体験
エコライフネットワーク「とちぎ」	県内	ぽぽら登録	環境保全(エコライフの啓発活動・環境学習)
日光の自然を守る会		環境NGO	自然保護全般
奥日光水の会		環境NPO	自然保護・水質調査
NIKKO環境フォーラム			地球温暖化防止活動
霧降を元気にする会	日光		ニッコウキスゲの補植、ハイキングルートの整備
シモツケコウホネと里を守る会			シモツケコウホネの保全
日光パークボランティア	日光	自然保護	
今市の水を守る市民の会	今市	自然保護	今市の水をめぐる自然環境の保全。
今市の自然を知る会	今市	自然保護	今市の植物や自然の調査研究・自然保護活動
林地残林を活用する『とち木の会』		環境学習	地球温暖化防止活動と地産地消運動推進の一体化
日光滝探検隊	日光	環境学習	自然案内
日光インタープリタークラブ	日光	環境学習	ハイキングコースの案内
ネイチャープラネット	藤原	自然体験	
森びとプロジェクト委員会	足尾		植樹
日光いなかクラブ	今市	農業体験	市民団体で農作業経験
やってみんべい会	小代地区	農業体験	グリーンツーリズム
中宮祠・中禅寺の百年昔語りの会	日光	歴史	いろは坂の古道の清掃整備
日光ふるさとボランティア	日光	歴史ガイド	
足尾まるごと井戸端会議	足尾	歴史ガイド	
自然に生きた勝道上人をまなぶ会	日光	歴史ガイド	古代日光開山信仰の自然観を通じた環境問題の実践と啓発
日光語りべの会	日光	歴史ガイド	日光にある伝説や民話の語りべ、観光地日光の啓発

平成22年2月現在(市に登録している団体)

※ぽぽら(とちぎボランティアNPOセンターの愛称)

Ⅲ 用語の解説

＜あ行＞

ISO14001 →＜環境マネジメントシステム＞参照

環境マネジメントシステムの国際規格のひとつで、国際標準化機構(ISO)で制定した環境管理と改善の手法を標準化・体系化したもの。①計画(Plan)、②実行(Do)、③点検(Check)、④見直し(Action)という PDCA サイクルを構築し、継続的に実施することで環境への負荷の低減を目的としています。

アイドリングストップ

自動車が走っていないときにエンジンのかけっぱなし(アイドリング)はやめようという取り組み。

アクアスポット

日光商工会議所で作成した「日光水物語」で取り上げている市内に設置された水飲み場などの総称。

ウォームビズ・クールビズ

働きやすい衣服の重ね着や軽装化により、冷暖房のエネルギー使用量(CO₂ 排出量)を削減する取り組み。

エコアクション 21

ISO14001 をベースに環境省が策定した環境活動評価プログラム。中小規模の事業者でも簡易な手法で環境マネジメントの構築ができ、その結果、エネルギーの消費量やコストの削減を図ることができます。

エコオフィス

省資源・省エネルギー対策を進め、環境への負荷の少ない事務活動を行っている事業所のこと。事務活動からの二酸化炭素の排出削減など、地球温暖化防止を進めている事業所を指すこともあります。

エコショップ

自治体等のエコショップ制度に基づいて、ごみ減量化・リサイクルに積極的に取り組むことを自ら宣言し、登録した小売店のこと。エコショップ登録定義は実施自治体等によって異なります。

エコツーリズム

自然・歴史・文化など地域固有の資源を生かした観光を成立させ、旅行者に魅力的な地域資源とのふれあいの機会を提供していくこと。地域資源とのふれあいを提供していくことにより、地域の暮らしを安定させ、資源を守っていくことを目的としています。(日本エコツーリズム協会より)

エコドライブ

環境にやさしく、(経済的にも)無駄の少ない運転のこと。一般に、急加速・急発進の自粛、エンジンブレーキを活用した減速(早めのアクセルオフ)、加減速の少ない運転、エアコンの使用自粛、暖気運転を控える、アイドリングストップ、タイヤの空気圧をこまめにチェック、不用な荷物は積まないで走行するなど、燃費の改善と二酸化炭素の排出の少ない運転をいいます。

エコマーク商品

環境への負荷が少なく環境保全に役立つと認められた商品に付けられる環境ラベルの一種。約 70 の商品類型ごとにエコマーク商品として認定されるための基準があり、専門家による審査委員会基準を満たしているか確認し、認定が行われます。

エコミュージアム

エコロジー(生態学)とミュージアム(博物館)とをつなぎ合わせた造語。地域における自然・文化資源、生活の知恵・暮らしなどを総合的に地域の資源として捉え、住民の参加によって研究・保存、展示・活用などを図り、地域で受け継がれてきた環境資源を、将来に継承していくという考え方、またはその実践することをいいます。

オオハングソウ

北アメリカ原産のキク科の植物で、草丈は2mを越え、種子とともに地下茎で繁殖する多年草。園芸植物として明治時代に導入され、その後河辺や草原・荒地などに広がり、本州の中部以北の地域を中心に広く帰化しています。湿原の周辺などに繁茂して在来種の生育に大きな影響を与える可能性があることから、特定外来生物に指定されています。

温室効果ガス

太陽から地球に降り注ぐ光は素通りさせるが、暖まった地球から宇宙に逃げる熱を吸収する性質をもつガスのこと。京都議定書においては、6種類のガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄)が削減対象になっています。

<か行>

合併処理浄化槽

し尿のほか台所、風呂、洗濯など生活排水を併せて処理する施設のこと。し尿だけを処理する単独浄化槽と比べて、放流水の水質を向上させることができます。

環境家計簿

毎月の電気やガス等の消費量を入力することにより、家庭からのCO₂排出量が計算・チェックできる家計簿。

環境基準

環境基本法第 16 条で、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と定義されている行政上の目標のことです。

「環境にっこう」

市の環境に関する情報を発信・提供するしくみのこと。日光市のホームページと環境機関紙の2つがあります。ホームページには、環境に関する情報が常時、個別に掲載されています。環境機関紙は3ヶ月ごとに市広報と一緒に配布されます。ごみや地球温暖化など、市民にお知らせしたい情報を分かりやすく掲載しています。

環境パートナーシップ(「協働」ともいいます。)、環境パートナー

パートナーシップ(協働)とは、行政・NPO・企業など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携し協力し合うこと。

持ち味や得意分野の異なる主体がパートナーシップを組むことで、それぞれの特長を生かし合って、合理的な課題解決の枠組みをつくっていくことにより、資源の共有と適切な役割分担により、互いに新しい発見やアイデアが生まれ、相乗効果が発揮される可能性があります。

環境マネジメントシステム →<ISO14001>参照

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」といいます。

また、こうした自主的な環境管理の取組状況について、客観的な立場からチェックを行うことを「環境監査」といいます。環境マネジメントや環境監査は、事業活動を環境にやさしいものに変えていくために効果的な手法であり、幅広い事業者が積極的に取り組んでいくことが期待されています。

貴重種・希少種

野生動植物の貴重種とは、一般的には、固有性、希少性、立地依存性、脆弱性や学術上の重要性などからみて貴重と考えられる生物種のこと。

希少種とは、一般的には、数の少ない、希にしか見ることが出来ないような種をさします。本来の生息地が局限または孤立している、生息密度が低い、生活史の中で特殊な環境条件を必要とするなど生息条件の変化に弱い種をはじめ、個体数の減少や生息条件の悪化、捕獲圧、交雑可能な別種の侵入などの圧迫が強まっている種で、日本版レッドデータブックでは「準絶滅危惧種」に位置づけられ「絶滅危惧種」ほど緊急性はないが、生息条件の変化によって「絶滅危惧」に移行する可能性のある種を指すと定義されています。

グリーンカーテン

エコカーテンともいう。夏の日差しを和らげ、室温の上昇を抑え、冷房の使用を減らすため、朝顔やゴーヤ、へちま等のつる性の植物をネットにはわせて窓の外を覆うカーテンです。ベランダなどの小さなスペースでも簡単に取り組みます。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、その必要性をよく考え、値段や品質だけで選択するのではなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入・調達すること。

グリーンツーリズム

農村地域での自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。近年の都市住民の自然・ふるさと志向と、豊かな村づくりを進めようとする農村の思いを背景にして、稲刈り等の農業体験など、地域の特性に応じた様々なメニューが用意されています。

クリーンパートナー制度

市が管理する道路・公園等を、市民がクリーンパートナーとして市に代わり公共施設をボランティアで管理し、快適な居住環境の維持向上を図るとともに協働のまちづくりを推進することを目的とする制度のこと。

電球型蛍光灯

電球の形をした蛍光灯で、白熱電球に比べ、長寿命で使用電気量が少なく省資源・省エネルギーに効果があります。54w の白熱電球を 12w の電球型蛍光灯に交換した場合、1 年に 46.6kg の CO₂ 削減効果があるといえます。

光化学オキシダント(光化学スモッグ)

自動車や工場などから排出された窒素酸化物(NO_x)や、ガソリンやシンナーなどに含まれる炭化水素(HC)などが、太陽の強い紫外線を受けて光化学反応により、光化学オキシダント(O_x)という新たな物質に変化します。光化学オキシダント(O_x)の濃度が高くなると、白いモヤがかかったようになります。この現象を光化学スモッグといい、私たちの目をチカチカさせたり、のどの痛みをおこさせます。そのため、光化学オキシダント(O_x)について「1 時間値が 0.06ppm 以下であること」という環境基準が設定されています。

公共水域

水質汚濁防止法でいう、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路のこと。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、また、この流域下水道に接続されている公共下水道は除きます。

合成界面活性剤

界面活性剤は、分子内に水になじみやすい部分(親水基)と、油になじみやすい部分(親油基・疎水基)を持つ物質の総称で、洗剤の主成分です。有用な性質も多くもつため、工業的に大量に合成・使用されています。

合成界面活性剤は、一般的には合成洗剤をさします。石鹼に比べ、自然に分解されにくく、環境への影響をはじめ、健康問題などが懸念されています。

コカナダモ

関東以西の湖沼、河川などの浅い水中に群生する沈水性の多年草で、アメリカ北東部原産の帰化植物。低温や水流に耐え、そのまま越冬する。茎葉は折れやすいが、繁殖力が強く、そのまま根付いて増える。藻類は生育時には栄養塩類を吸収し、水質浄化作用があると考えられますが、枯れると湖底に堆積し汚濁の原因となっています。

こどもエコクラブ

地域環境や地球環境に関する学習や活動を主体的に展開している幼稚園児から高校生のグループのこと。

2 人以上の仲間(メンバー)と、活動を支える 1 人以上の大人(サポーター)がいれば、子どもが誰でも参加できる環境活動クラブです。環境省では、平成 7 年度から「こどもエコクラブ」事業を通じて、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援しています。

コンパクトなまちづくり(コンパクトシティ)

一般的には、徒歩による移動性を重視し、様々な機能が比較的小さなエリアに高密度に詰まっている都市形態のこと。職住近接や交通、サービスの利便性が高く、省エネルギー型の都市のイメージをいいます。

コンポスト容器、電動生ごみ処理機

コンポストとは、生ごみや落ち葉、わらのような植物、下水汚泥等の有機物を微生物を利用して発酵・分解して堆肥化すること。コンポスト容器は生ごみを堆肥に変える手伝いをする容器で、容器に入れた生ごみの水分は地中に浸み込み、残った有機物の部分は土の中の微生物等の働きで発酵・分解され、数か月程度で堆肥になっていきます。

電動生ごみ処理機は、生ごみをヒーター等の熱源や風で生ごみの水分を物理的に乾燥したり分解したりして減量・減容させる家電製品で、生ごみの容積を約 1/7 から 1/10 に減容します。

<さ行>

再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力(ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い)や風力、バイオマス資源(持続可能な範囲で利用する場合)、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指し、新エネルギーに含まれます。

里山

一般的には、人里近くの二次林(雑木林)を中心とした周辺の田畑やため池などを含んだ地域のこと。昔は薪や炭の生産に利用されてきたが、石油や石炭などの化石燃料の普及に伴い経済的価値が低下し、所有者による適切な維持管理が困難となっています。近年、身近なみどり、生物の生息生育空間、自然とのふれあいの場、木質バイオマス資源等としての価値が見直され、その保全・活用が課題となっています。

サーマルリサイクル(Thermal Recycle、熱回収)

廃棄物を単に焼却処理せず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること。容器包装リサイクル法で認められた油化・ガス化の他、焼却熱利用、廃棄物発電、セメントキルン原燃料化、廃棄物固形燃料などがあります。一般に、リユース、マテリアル・ケミカルリサイクルが困難となった廃棄物に対して行われています。

3R運動

ごみ減量の行動理念である次の3つの頭文字(R)をとった運動で、次の順番で取り組むことにより、最もごみを減らす効果があります。

- ・リデュース(Reduce): 減らす …ごみになりそうなものは、買う量・使う量ともに減らしていく
- ・リユース(Reuse): 再利用する…ものを修理などして繰り返し使い、ものの寿命を最大限生かす
- ・リサイクル(Recycle): 再資源化する…リユースできなく廃棄されるものを正しく分別し、資源として再利用する

この3つのRのうち、リデュースを二つに分け、次を加え、4R運動ということもあります。

- ・リフューズ(Refuse): 断る……レジ袋を断るなど、ごみとなるものを家庭に持ち込まない

COD(化学的酸素要求量)

水中の有機物量を表す指標の一つ。COD は排水規準に用いられ、海域と湖沼の環境基準に用いられています。COD の値は、試料水中の被酸化性物質量を一定の条件下で酸化剤により酸化し、その際使用した酸化剤の量から酸化に必要な酸素量を求めて換算したものであり、COD が高いほど有機物量が多いといえます。

事業者向け環境メール

日光市の環境施策や環境情報、国・県の情報について登録を希望された事業所の皆さんへ、市から電子メールで提供するサービスのこと。

資源物回収団体

空き缶、空きびん、古紙などの資源物の分別を実施し、ごみの減量化と資源の有効活用を進めることを目的として、家庭から出る資源物を自主的に回収する団体(地域住民で構成する自治会、子供育成会など)のこと。資源物回収団体に「資源物回収報奨金」を交付する報奨金制度です。

自然エネルギー

再生可能エネルギーのうち、太陽光や太陽熱、水力(ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い)や風力、バイオマス資源(持続可能な範囲で利用する場合)、地熱、波力、温度差などのエネルギー。(EIC ネットより)

自動車排気ガス

自動車の内燃機関から排出されるガスのこと。その排出ガス中には汚染物質として、一酸化炭素、炭化水素、鉛化合物、窒素酸化物、粒子状物質があります。

一酸化炭素(CO): 石油等の炭素化合物が不完全燃焼したときに発生する無色無臭のガスで、主に自動車排出ガス中に含まれ、体内に吸入されると血液中のヘモグロビンと結合し、酸素運搬力を弱め、中枢神経を麻痺(まひ)させたり、貧血症を起こしたりします。炭化水素(HC): 炭素(C)と水素(H)を含んだ有機化合物の総称で、主な発生源は自動車排出ガス、石油化学工場、塗料・印刷工場、ガソリンスタンドなどで、窒素酸化物と同様に光化学スモッグの発生源物質となっています。

食育(食育学習)

食育は、「食」に関する様々な経験や学習により「食」を選択する知識を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。「食育基本法」(2005 年)では、生きるための基本的な知識であり、知識の教育、道徳教育、体育教育の基礎となるべきものと位置づけられ、単なる料理教育ではなく、食に対する心構えや栄養学、伝統的な食文化についての総合的な教育としています。

循環型社会

資源の採取や破棄が環境への影響の少ない形で行われ、かつ一度使用したものが繰り返し使用されるなど、生産活動や日常生活の中で環境への影響を最少にするような物質循環が保たれた地域社会のこと。

新エネルギー

新エネルギーとは、太陽光発電や風力発電などの「再生可能エネルギー」のうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーの総称。

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)では、「技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために必要なもの」として、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小規模水力発電、地熱発電、太陽熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用、温度差熱利用、バイオマス燃料製造の 10 種類が指定されています。

また、新エネルギーに指定されていないが、技術革新の進捗や社会の需要の変化に応じて、「革新的なエネルギー高度利用技術」として普及促進を図ることが必要なものとして、「ヒートポンプ」「天然ガスコージェネレーション」「燃料電池」「クリーンエネルギー自動車」等があります。

ストックヤード

再利用や再生利用を目的としたごみの一時保管所のこと。

スラグ(溶融スラグ)

廃棄物や下水汚泥の焼却灰等を1,300℃以上の高温で溶融したものを冷却し、固化させたもの。建設・土木資材として活用が進められています。

世界遺産

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約)」(1972 年ユネスコ総会採択)に基づいて、世界遺産リストに登録された人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」をもつ建築物や遺跡、地形や生物、景観などをもつ地域などをいいます。

節水コマ

上水道の水栓金具の内部に取り付けるゴム製又は樹脂製の部品(コマ)のうち、コマの中央部に付けられた突起等により、通常のコマより半開時などに蛇口から流れる水量を抑制する働きをもったコマで、節水対策として活用されています。

ゼロエミッション

産業活動から排出される廃棄物などすべてを、ほかの産業の資源として活用し、全体として廃棄物を出さない生産のあり方を目指す構想、考え方をいう。3Rの推進により、廃棄物の最終処分量を「ゼロ」にする取組を指すこともあります。

全市クリーン大作戦

市民参加による環境美化活動として、6月第1日曜日及び11月第3日曜日に実施している一斉清掃活動のこと。各自治会に参加を呼びかけ、市が管理する道路・公園等に不法投棄された廃棄物を収集。清掃活動を通して快適な居住環境の維持向上を図るとともに、協働によるまちづくりを推進することを目的としています。

全窒素(T-N)

水中に含まれるアンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素の無機性窒素及びタンパク質アミノ酸、ポリペプチド、尿素等有機性窒素の総量をいい、窒素量で表します。全窒素は、動物及び植物に由来しているので、全ての水に含まれています。また、生活排水、工場排水、畜産排水等の混入により増加します。

全リン(T-P)

水中に含まれる無機及び有機リン化合物中のリンの総量をいいます。水中のリン化合物には、地質由来のものと動植物由来のものがあるが、その形態は微生物の活動や化学的作用を受けて変化しやすい。化学形には正リン酸、メタリン酸、ピロリン酸等の無機リン酸、農薬、リン酸エステル、リン脂質等の有機リン化合物があり、これらが溶存状態又は混濁状態で存在します。

<た行>

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをまとめてダイオキシン類といいます。無色無臭の固体で水に溶けにくく、油などに溶けやすい。物の燃焼に伴い非意図的に生成し、発ガン性や催奇形性、生殖不全、免疫障害など、さまざまな障害の原因となります。ダイオキシン類の現在の主な発生源は、ごみ焼却による燃焼ですが、製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガスなどさまざまな発生源があります。

私たちが日常摂取しているピコグラム(1兆分の1グラム)のレベルでは、ダイオキシン類の毒性はほとんど問題になりませんが、ダイオキシン類の中で 2,3,7,8-TCDD は最も強い急性毒性がある物質であり、WHO では発がん性があると評価しています。また、動物によるダイオキシン類の慢性毒性実験では、動物の種類によって違いはあるが、発ガン性、体重減少、胸腺萎縮、肝臓代謝障害、心筋障害、性ホルモンや甲状腺ホルモンへの影響、さらに学習能力の低下などの症状が報告されています。

地産地消

地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費することで、地域生産地域消費の略。旬の食べ物を新鮮なうちに食べられる、消費者と生産者の距離が近いこと鮮度が高く、安心できる、地域の活性化や伝統的食文化の継承などのほか、農水産物の輸送にかかるエネルギーを削減できるなど、地球温暖化防止にも貢献する取組として、各地域で進められてきています。

低公害車(低炭素型車両)

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、NOx、粒子状物質、CO₂ といった大気汚染物質や温室効果ガスの排出が少ない、又は全く排出しない自動車のこと。電気自動車、天然ガス車、メタノール車、ガソリンエンジン等と電気によるモーターを組み合わせたハイブリッド車などがあます。現在、グリーン税制適合車として、購入等に際して、登録税などが軽減されている車種も多くあります。

低炭素型社会

地球温暖化対策に向け、人間の諸活動によって排出される主要な温室効果ガスである二酸化炭素(CO₂)の排出量が少ない産業や生活のしくみを構築した社会のこと。

デポジット制度

預託金制度(「預かり金払い戻し制度」ということもあります。)で、製品価格に一定金額の「デポジット(預託金)」を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却することにより、製品や容器の回収を促進する制度をいいます。使用済み製品や容器の回収率が上がり、リサイクルや適正処理が進む、ごみの散乱が防げるなどのメリットがあります。

電動生ごみ処理機→<コンポスト容器>参照

<な行>

農地・水・環境保全向上対策事業

農地・農業用水等の資源や農村環境を守り、質を高める地域共同の取組と、環境保全に向けた先進的な営農活動を総合的に支援し、農地・水・環境の良好な保全とその質の向上を図る事業で、農林水産省で平成 19 年度より実施しています。

農村地域の資源(農地・農業用水・ため池など)は、農家を中心とする地域住民の共同活動で守られ維持され、食料生産のほかにも様々な機能を有し、多くの恩恵をもたらしてきました。高齢化や混住化等によりこうした資源の適切な保安全管理が困難になってきていることや環境保全を重視した農業生産への転換に向けて、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を支援していく事業です。

<は行>

パークアンドライド

都市部や観光地などの交通渋滞の緩和のため、最寄りの駅やバス停まで自動車アクセスし、近接した駐車場に駐車し、公共交通機関に乗り換えて目的地へ向かう方式のこと。

バイオディーゼル燃料(BDF)

植物性の油から精製される燃料のこと。軽油と同様にディーゼルエンジンに使用することができます。廃食用油の地域循環ビジネスとは、廃食用油を回収し、軽油代替燃料(バイオディーゼル燃料)として精製し、販売する事業をいいます。

バイオマス資源

バイオマスとは、生物資源(バイオ)と量(マス)を合わせた造語で、再生可能な生物由来の有機性資源(化石燃料を除く)の総称。具体的には農林水産物、もみ殻、畜産廃棄物、食品廃棄物、木くずなどを言います。

そのうち木材からなるバイオマス資源のことを「木質バイオマス資源」といい、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝・葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などがあります。

ひかりの郷にっこう出前講座

市の職員、関係機関の職員や専門知識を有する市民の方が講師となって、市民のもとへ出向き、仕事の内容や専門知識を「学習講座」という形で「出前」し、一緒に学習すること。講座は中央公民館で受付けています。

BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の汚濁を示す代表的な指標。この値が大きいほど、河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを示しています。BODの高い水は生物的に分解されやすい有機物を多量に含んでいることを示し、このような水が河川に流入すると、水中の酸素が多く消費され、生物の生存がおびやかされます。

ビオトープ

野生生物が生息する空間のこと。生態系として捉えることのできる最小の地理的単位を意味することもあります。生物を意味するバイオ(bio)と場所を意味するトープ(tope)を合成したドイツ語です。

フードマイレージ

食べもの(food)が運ばれてきた距離、輸送距離(mileage)という意味で、なるべく近くでとれた食料を食べることにより、輸送に伴うエネルギーを出来るだけ減らし、環境への負荷を軽減しようという運動をいいます。食糧の生産から消費にかかわる総合的な必要エネルギー量とは異なり、収穫期ではない農作物や適地でない農作物をビニールハウス栽培する場合には、近くでも輸送よりエネルギー消費が多くなることもあります。そのため適地適作を踏まえた地産地消が推奨されています。

フリーマーケット

起源は、パリ北郊の道路上で開かれる古物を売る臨時的特設市場(ノミの市)と言われています。日本では、リサイクル運動の高まりの中で、リサイクルを中心とした市民団体が主催し、出店者は業者ではなく、一般市民の参加傾向があり、出店される物は、仕入れた中古品ではなく、家庭の不要品が中心で、公共の場所で開催される事から出発しています。リサイクル運動の流れの中で、自治体が主催するフリーマーケットも増加しています。

＜ま行＞

マイバッグ

エコバッグともいう。買い物をする際に自宅から商品を入れる買い物袋を持参し、レジ袋等を使わないようにする取り組みで、ごみの減量化やレジ袋の原料の石油消費を減らすことを目指しています。マイバッグ(買い物袋等)の持参者に、レジ袋の代わりにスタンプ等でポイントを与え、ポイントが貯まると割引などの買い物の特典が得られるしくみをマイバッグ持参ポイント制といいます。

マニフェスト制度

産業廃棄物管理票(マニフェスト)のこと。事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、産業廃棄物の種類、量、運搬先などを記載したマニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付しなければならないとされています。マニフェストの厳正な管理によって、産業廃棄物の排出から最終処分までの流れをチェックすることができる制度です。

「水辺のたんけん隊」

県、日光市、国が平成7年に設立した「奥日光清流清湖保全協議会」が奥日光水域の水質保全に係る普及啓発事業の一環として行う、小学生を対象とした体験型の環境学習セミナーで、毎年、自然観察や水環境教室として、湯ノ湖の水質調査、プランクトン採取・観察、コカナダモの刈り取りの体験を行っています。

木質バイオマス資源 →＜バイオマス資源＞参照

<や行>

有機農業

自然環境や生態系と調和した形で実践されることを目指した農業の形態で、有機農法、有機栽培ともいわれます。化学物質の利用をやめ、古くから行われてきた天然の有機物や天然由来の無機物による肥料などを用い、地域の自然のしくみに逆らわない農業で、環境保全型農業に含まれるが、減化学肥料・農薬の農業とは異なります。「食」の安全を求める知識や価値観の広がりに対応し、こうした有機農業の展開が求められています。

湧水ボランティア

湧水地の調査・観測を行うボランティア活動のこと。活動内容は年 4 回、8つのグループごとに湧水地の水量や温度、周囲の状況を記録し、湧水地の保全に役立てることを目的にしています。

<ら行>

ライトダウンキャンペーン

環境省で行っているキャンペーン。2003 年より地球温暖化防止のためライトアップ施設の消灯を呼びかけるキャンペーンを毎年夏至の日を中心として行っています。ライトアップに馴れた日常生活の中、電気を消すことでいかに照明を使用しているかを実感し、地球温暖化問題について考えることを目的としています。

ラムサール条約

1971 年にイランのラムサールで開催された国際会議において採択された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。当初は、特に水鳥に注目し、その生息地として国際的に重要な湿地の保全と賢明な利用を目的としたが、現在は広く生態系の保全を目的としています。

リスク(環境リスク)

ここでは、化学物質による環境リスクをさします。化学物質による環境リスクとは、環境中に排出された化学物質が人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼす恐れのあることをいいます。

関連用語:リスクコミュニケーション／化学物質による環境リスクに関する正確な情報を市民・産業・行政等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ることで、化学物質による環境リスクを減らす取組を進めるための基礎となるものです。

(白 p)

日光市環境基本計画

平成 22 年 2 月

発 行 **日光市市民環境部環境課**
住 所 栃木県日光市今市本町 1 番地
電 話 0288-21-5152
ファクシ 0288-21-2089
E-mail kankyou@city.nikko.lg.jp



r2100

環境にやさしい印刷インクです。

リサイクル紙 (A)

この冊子は、100%リサイクル紙で印刷されています。